第 6 次知立市総合計画

輝くまち　みんなの知立

施策評価

令和元年 8 月

目　次

第 6 次知立市総合計画の施策評価について.....1

知立市のまちづくりの基本的な方針.....2

第1章　人と環境にやさしく、健康で安心して暮らせるまちづくり

第1節　安心して暮らせるまちづくり

施策1　防災・危機管理.....3

施策2　地域の安全.....5

第2節　人にやさしいまちづくり

施策1　地域福祉.....7

施策2　障がい者福祉.....9

施策3　生活自立支援.....11

第3節　健康で暮らせるまちづくり

施策1　高齢者福祉・介護.....12

施策2　健康保険・地域医療.....14

施策3　保健・健康づくり.....15

第4節　環境にやさしいまちづくり

施策1　循環型社会・エコライフ.....17

施策2　環境保全・公害防止.....19

第2章　人々が集う交流のまちづくり

第1節　住みたくなるまちづくり

施策1　住宅・住宅地.....21

施策2　道路.....22

施策3　公園・緑地.....23

施策4　上水道・下水道.....24

第2節　訪れたくなるまちづくり

施策1　知立駅周辺整備.....25

施策2　公共交通.....26

施策3　シティプロモーション・観光.....28

施策4　産業振興・雇用対策.....30

第3章　次代を担う子どもを豊かに育むまちづくり

施策１　子どもの健康づくり……32
施策２　子ども・子育て支援……33
施策３　子どもの学び環境・学校教育……36

第4章　互いの人権を尊重し、思いやりの心を育むまちづくり

施策１　多文化共生……38
施策２　男女共同参画……40
施策３　人権……42

第5章　芸術や文化を大切にするまちづくり

施策１　生涯学習……43
施策２　スポーツ……44
施策３　芸術・文化……45
施策４　歴史・文化財……47

第6章　知立が輝くための仕組みづくり

第1節　市民が取り組む仕組みづくり

施策１　市民協働……48
施策２　市民参画……49
施策３　地域コミュニティ……50

第2節　地域経営力のある行政づくり

施策１　行政運営……51
施策２　財政運営……52
施策３　広報・情報化……53

第 6 次知立市総合計画の施策評価について

第 6 次知立市総合計画の進行管理については、基本計画に記載する施策の達成状況について、PDCAサイクルの考え方により、定期的(5 年ごと)に評価を行い、次期の実施計画や個別計画に反映させることとしています。

2019 年度が本計画を策定してから 5 年目にあたるため、施策評価を実施します。

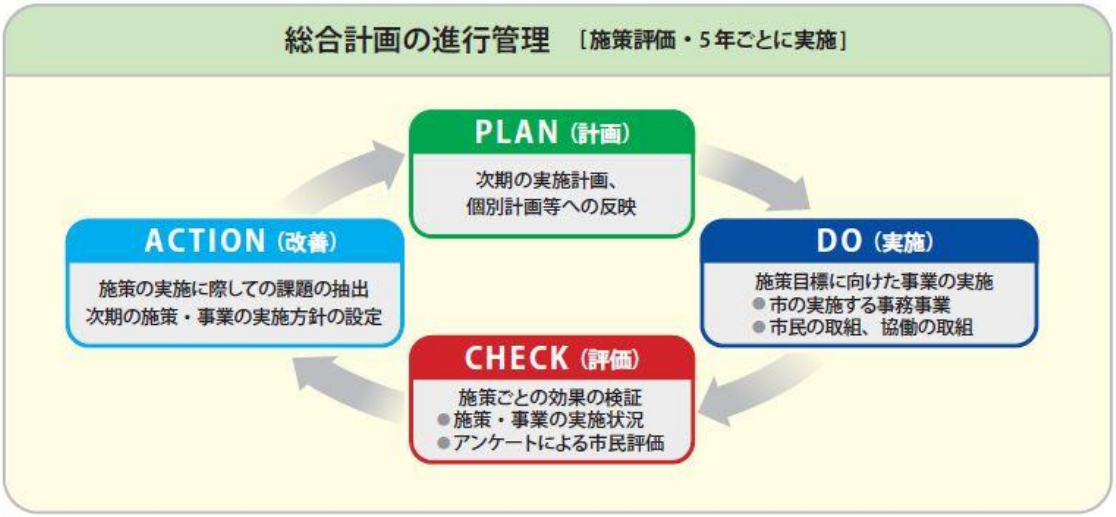

評価シートの見方

(1) 施策がめざす将来の姿

施策の実施によって生まれる将来の知立市の姿を現しています。

(2) 施策の内容

施策のめざす内容を記載しています。

(3) 取組内容

2015 年度から 2018 年度までの間に実施した主要な実施事業について記載しています。

※年度を記載していない事業は、毎年度実施している事業となります。

(4) 成果

事業を実施したことによる効果・実績などを記載しています。

※年度を記載していない事業は、毎年度実施している事業となります。

(5) 評価

成果の分析などをしています。

(6) 今後の方向性

新たな課題や今後取り組むべき方向性について記載しています。

＊斜線箇所は、取組等を行っていない部分となります。

知立市のまちづくりの基本的な方針

今後 10 年間、『輝くまち みんなの知立』～安らぎ・にぎわう 住みよさを誇れるまち～をめざして、各分野の施策に取り組むこととしますが、いずれの施策においても大切にしていく基本的な方針として以下の 3 つを設定します。そして、その結果として、特に、これからを担う子どもや若者がいきいきと暮らし、活躍できる知立としていきます。

(1) 知立駅周辺の整備効果の本市全体への波及

この 10 年間は、本市の一大プロジェクトとして知立駅周辺整備が実施され、基盤施設や生活利便施設・商業施設・住宅施設が整備されることにより、本市の新しい顔となることが期待されます。この事業の効果を知立駅周辺地区に留まらず、本市の地域経済や産業全体の活性化への貢献、本市全域の利便性や居住環境の向上に波及させることとし、そのために、本市のすべての分野の施策や市民の取組との連携を図ります。

特に、知立駅周辺整備の完成時には、若い世代が知立の担い手となることから、子どもや若者が活躍できる場づくりの契機として、知立駅周辺整備を位置づけます。

(2) 子どもや子育て世帯の暮らしやすさの向上

本市は若い世代の住民が多いとともに、今後も知立駅周辺整備や宅地開発を機会とした若い世代の転入が期待されますが、若い世代の定住環境にとっては、子どもや子育て世帯の暮らしやすさは重要な要素となります。本市ではこれまでも子育て環境や教育環境の充実に努めてきましたが、今後は、他の分野も含めて、子どもや子育て世代を意識した行政サービスの充実を進めるとともに、地域全体で子どもや子育て世代が暮らしやすいまちをつくります。

(3) 自助・共助・公助が息づく協働のまちづくり

市民も企業も教育機関も地域も行政も本市の担い手です。例えば、高齢者や障がい者の暮らしやすさ、災害に強い地域づくり、美しい住環境づくり、にぎわいづくりなど、本市をより良いまちにしていくためには、それぞれの立場で役割を果たすことが必要になります。

これまでも「知立市まちづくり基本条例」に基づき、市民、議会と行政との協働のまちづくりを進めてきましたが、今後もあらゆる分野や場面において、「自助・共助・公助」を意識しながら、すべての施策に取り組んでいきます。特に協働の場面において、知立の重要な担い手として、子どもや若者の参加を促します。

まちづくりの基本的な方針をふまえてすべての分野の施策に取り組み、その結果として、
市民の定住意向がさらに高まることをめざします。

本市に住み続けたいと思う人の割合（各年度市民意識調査より）	2007 年度（実績値）	2013 年度（実績値）	2018 年度（実績値　中間年）	2024 年度（目標）
	59.5%	67.1%	68.4%	↗

第1章

人と環境にやさしく、
健康で安心して暮らせるまちづくり

第1節　安心して暮らせるまちづくり
　施策１　防災・危機管理
　施策２　地域の安全

第2節　人にやさしいまちづくり
　施策１　地域福祉
　施策２　障がい者福祉
　施策３　生活自立支援

第3節　健康で暮らせるまちづくり
　施策１　高齢者福祉・介護
　施策２　健康保険・地域医療
　施策３　保健・健康づくり

第4節　環境にやさしいまちづくり
　施策１　循環型社会・エコライフ
　施策２　環境保全・公害防止

章	1. 人と環境にやさしく、健康で安心して暮らせるまちづくり	施策がめざす将来の姿
節	1. 安心して暮らせるまちづくり	災害に強いまちづくりを進めるとともに、市民一人ひとりが自ら命を守る防災・減災の取組を日頃から実行し、安心できるまちになっています。 あらゆる危機に対応するための備えがあり、市民の生命・身体・財産が守られています。
施策	1. 防災・危機管理	
担当課	安心安全課、協働推進課、建築課、土木課、福祉課	

	施策の内容	取組内容	成果	評価	今後の方向性
1　平時における防災・減災対策の充実	●道路・橋梁などの公共施設について、耐震性強化のための整備・改善を推進します。また、防火水槽の耐震改修等により地域の防災施設の充実を図ります。	●第2次橋梁耐震補強対策事業を行いました。(2015年度～2016年度) ●橋梁個別施設計画を策定し、定期点検及び点検結果に基づく修繕を行いました。(2016年度～2018年度)	●市管理橋梁3橋の耐震補強工事を施工しました。(2015～2016年度) ●市管理橋梁83橋について、5年に1度の橋梁定期点検を実施し健全度判定を実施しました。(2016～2018年度)	●耐震補強工事が完了し、今後は長寿命化工事を主に進めていきます。 ●橋梁定期点検の健全度判定結果に基づき、長寿命化修繕工事を実施していきます。	●5年に1度の橋梁定期点検を継続し、健全度判定による計画的な修繕を実施します。
	●河川の改修や維持管理により、台風などの豪雨時における河川氾濫の危険性を低減させるとともに、市街地内の保水能力の向上等も含めた総合的な治水対策を実施します。	●河川の日常的な維持管理及び破損個所の維持修繕を実施しました。 ●排水能力の改善や老朽化施設の改修工事を実施しました。	●準用河川の浚渫・河床コンクリート打設、排水路の改修工事及び能力検討を実施しました。(2015～2018年度) ●排水路の改修工事を施工しました。(2018年度) ●排水路の排水能力検討しました。(2018年度)	●今度も引き続き、河川や排水路の改修工事及び排水能力検討を実施します。	●河川、排水路の排水能力検討を基に計画的な修繕を実施します。
	●本市ホームページにおける防災情報の充実、防災マップの配布、地域における防災講話の実施等を行うことにより、市民の防災意識の向上を図ります。また、住宅の耐震診断や耐震改修、家具の転倒防止や非常持出袋の常備など、家庭でできる防災対策の普及を図ります。	●防災カルテ、防災ガイドブックを作成しました。(2015年度) ●家具転倒防止金具、防災ラジオの申込み開始、登録制防災メール配信サービス(すぐメール)の普及に努めました。(2016年度～) ●帰宅支援マップを西三河の市町共同で作成しました。(2017年度) ●昭和56年以前に建築された木造住宅の所有者に対して、広報や区の回覧等にて、無料耐震診断の受診や耐震改修補助制度の啓発を行いました。(2018年度)	●国民保護、防災関連情報(防災ガイドブック等)の配布数: 2016年度　全戸配布 以降転入者等へ配布 ●家具転倒防止金具配布件数: 2015年度　29件 2018年度　20件　9件減少(31%減) ●防災ラジオ販売件数: 2015年度　個人111件、法人7件 2018年度　個人80件、法人3件 個人:　31件減少(28%減) 企業等:　4件減少(57%減) ●すぐメール登録者数: 2016年度　1,605人 2018年度　2,919人　1,314人増加(82%増) ●市ホームページ閲覧数: 2016年度　244,572回 2018年度　161,013回　83,559回減少(34%減) ●無料耐震診断受診数: 2015年度　42件 2018年度　25件　17件減少(40%減) ●耐震改修補助件数: 2015年度　9件 2018年度　5件　4件減少(44%減)	●防災ガイドブックを全戸配布、転入者等へ配布し防災意識の醸成につながっています。 ●家具転倒防止金具配布件数は減少傾向にあります。さらに周知していく必要があります。 ●防災ラジオ販売件数は、個人・法人共に減少傾向にあります。さらに周知していく必要があります。 ●すぐメール登録者数は増加傾向にあり、防災時の情報発信体制が構築されています。 ●無料耐震診断受診数及び耐震改修補助件数については、減少傾向にあり、さらに周知する必要があります。	●引き続き、市民の防災意識の向上を目指し、防災情報の啓発に努めます。 ●無料耐震診断の受診や耐震改修補助制度の啓発に努めます。
2　災害発生時の対応体制の整備	●大規模災害発生直後の円滑な対応のため、各部門における初動対応計画の充実を図ります。また、災害時相互応援協定市との連携強化を図り、支援・受援体制を構築します。	●災害時相互応援協定市の下呂市と、災害時の支援体制について話し合いを行いました。(2018年度)	●災害時相互応援協定の内容を整理、精査(2018年度)	●各種協定の整理、精査により、災害時の支援体制の構築につながっています。	●平時より防災訓練等の参加を通じて「顔の見える関係」を築き、関係強化を図ります。
	●災害時の通信確保のための衛星電話や無線設備の整備、地域メディアとの連携強化等により、市民や関係機関との情報伝達・収集の手段の充実を図ります。	●災害時の情報収集・伝達体制について現状の整理をするとともにあり方について検討しました。	●災害時の情報伝達手段として衛星携帯電話を導入しました。(2016年度)	●常時、円滑な運用ができるよう通信体制の構築につながっています。	●災害時の通信確保と市民への災害情報伝達の強化に努めます。
	●地域や小中学校と協力しながら、大規模災害発生時に円滑に避難所運営できる体制づくりを促進するとともに、二次避難所(福祉避難所)の円滑な開設に向け、福祉事業者との災害時協定締結を促進します。また、地域や事業所と連携しながら、帰宅困難者対策を促進します。	●各種団体と災害時協定締結を検討しました。	●民間福祉事業所等と福祉避難所に関する協定を締結(2015年度) ●日常生活用品、水食料、ダンボールベッド等民間事業所や商工会と災害支援協定を締結(2018年度)	●各種協定の締結により、災害時の支援体制の構築につながっています。	●福祉避難所運営に係る課題を整理し、関係機関と連携、支援を受けて要支援者体制の構築を図ります。

章	1．人と環境にやさしく、健康で安心して暮らせるまちづくり	施策がめざす将来の姿
節	1．安心して暮らせるまちづくり	災害に強いまちづくりを進めるとともに、市民一人ひとりが自ら命を守る防災・減災の取組を日頃から実行し、安心できるまちになっています。 あらゆる危機に対応するための備えがあり、市民の生命・身体・財産が守られています。
施策	1．防災・危機管理	
担当課	安心安全課、協働推進課、建築課、土木課、福祉課	

	施策の内容	取組内容	成果	評価	今後の方向性
3　地域防災力の強化	●学校や地域における防災教育の充実、自主防災組織の活動支援、防災リーダーや防災士等の人材育成、備蓄体制の強化等を通じて、地域の防災体制の強化・充実を促進します。	●市内小中学校の新任教員の防災研修を実施し、各校の4役と災害対策について話し合いを行いました。(2018年度) ●自主防災会連絡協議会等の活動内容を「防災かわら版」を発行してPRしました。(2017年度) ●自主防災会役員を対象に、リーダー研修会を開催しました。(2014～2018年度)	●自主防災会活動のPRと参加を促すため、市民大運動会でバケツリレー、よいとこ祭りでシェイクアウト訓練を実施(2017年度～) ●近隣市の先進的な自主防災会と交流会を開催(2018年度＝豊田市、西尾市、みよし市)	●各種事業の実施により、地域の防災体制の強化・充実につながっています。	●災害リスクの高い自主防災会の皆さんが防災について話し合う機会を提案し、市職員も参加します。 ●防災士のフォローアップ研修を継続し、地域の人材を育てます。 ●市内小中学校と避難所運営についての話し合いを継続します。
	●消防団の装備改善、機能別団員の創設などを通じて、大規模災害発生時において消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図ります。	●消防団員の確保のため、費用弁償の見直しをしました。	●消防団の費用弁償を見直し: 2015年度　2,000円 2016年度　以降3,500円　1,500円増額（75%増）	●消防団の費用弁償の見直しにより、団員の処遇改善につながっています。	●消防団の活動内容を見直し適正化を図るよう努めます。
4　危機管理対策の推進	●市役所内の危機管理意識を向上させるとともに、危機管理に関する専門部局の設置等、平時・有事に総合的な危機管理対策を行うための体制づくりを進めます。	●市民の安心安全のため、防災、国民保護、防犯、交通安全の窓口となる危機管理局を新設しました。(2015年度)	●危機管理意識の向上が図られ、組織としての独立性・専門性が強化されました。	●職員の危機管理意識の向上や危機管理対策のための全庁的な体制づくりにつながっています。	●きたるべき大規模災害等に備え、危機管理体制づくりの強化に努めます。
	●有事の発生時に、有事対応をしながら通常の行政運営の復旧・継続を円滑に行うため、被害想定を適切に行った上での全庁的な体制・計画づくりを行います。	●BCP(市業務継続計画)改訂のため、被災地職員の話を聞いたり研修会を開催しました。(2017年度～)	●災害時の行動計画となるBCP(市業務継続計画)を策定(2015年度)		●BCP(市業務継続計画)を、ムリ・ムラがないよう横断的にマネジメントします。

章	１．人と環境にやさしく、健康で安心して暮らせるまちづくり	施策がめざす将来の姿
節	１．安心して暮らせるまちづくり	市民が率先して交通ルールやマナーを守り、交通事故の少ない安全なまちになっています。 地域のコミュニティや防犯活動が効果を発揮し、犯罪が少なく、誰もが安心して暮らせるまちになっています。
施策	２．地域の安全	
担当課	安心安全課、環境課、土木課、建築課、学校教育課	

	施策の内容	取組内容	成果	評価	今後の方向性
１　交通安全施設の整備推進	●交通事故の多発する危険箇所を中心に、カーブミラー、ガードレールの設置等、交通安全施設の整備を推進します。	●地域の要望等を反映させながら、カーブミラーなどの交通安全施設を設置しました。	●交通安全施設を設置しました。(通学路を含む) ◎カーブミラー 2015年度～2018年度　74基 ◎防護柵(ガードレール、転落防止柵等) 2015年度～2018年度　L=744m ◎道路区画線(外側線、停止誘導線、交差点表示等) 2015年度～2018年度　L=90,018m	●市内の交通安全施設の整備を図ることができました。	●地域の要望等を反映させながら、道路環境の安全性向上のため、引き続き交通安全施設の整備を図ります。
	●生活道路においては、交通安全施設の設置とともに、警察と協議しながら、速度規制や一方通行等の交通規制及び路面標示により、自動車の速度を減速させるための対策を推進します。	●地元からの要望により、知立小学校区車両通行規制区域の車両通行規制時間について、交通安全と地元の利便性の観点から地元関係者、警察と協議を行いました。	●地元からの要望を受け、警察が知立小学校区の車両通行規制について、平日の規制時間の縮小及び土・日・祝日の規制解除を行いました。	●交通安全の推進、地元の利便性確保の観点から、規制時間及び規制日時の変更により、スムーズな交通の流れの確保ができました。	●今後とも、地元の要望を収集しながら、警察と協議し、交通事故防止に努めます。
２　犯罪や交通事故の起きにくいまちづくり	●交通事故危険箇所について、道路管理者や警察と連携し、集中的な事故抑止対策を推進します。 国道・県道においては、国や県と協力しながら対策を講じます。	●地元からの要望により、市道牛田町20号線と国道1号線の交差点の市道から国道に右折する車の交通量が多く、慢性的な渋滞が起こっていることに対して、地元関係者、警察と右折信号の設置について協議を行いました。	●地元からの要望を受け、警察が市道牛田町20号線と国道1号線の交差点の市道から国道に右折する信号機に右折信号を設置しました。	●来迎寺小学校区の住民が生活する上での玄関口である交差点のスムーズな流れの確保ができ、慢性的な渋滞から開放されました。	●今後とも、地元の要望を収集しながら警察と協議し、集中的な事故防止対策に努めます。
	●子どもの多い住宅地や通学路に関しては、路線やゾーンとして集中的に交通安全対策を実施します。また高齢者や障がい者等の安全に配慮した歩行空間の整備を図ります。	●通学路に関しては、地域や学校の要望等を反映させながら、交通安全対策を実施しました。(通学路交通安全プログラムに基づく知立市通学路安全対策協議会による対策)(2018年度)	●通学路交通安全プログラムに基づく知立市通学路安全対策協議会による対策 2015年度～2018年度　17件 ●通学路に関しても、注意喚起看板、旗、横断幕等を設置するなど、交通安全対策を実施: 2015年度3件 2018年度9件　6件増加(200%増)	●通学路の交通安全対策を図ることができました。 ●交通安全のための注意喚起看板設置等の対策を実施し、交通人身事故件数は2015年度の396件から2018年度は319件に減少(20%減)し、交通事故の起きにくいまちづくりに繋がっています。	●通学路に関しては、地域や学校の要望等を反映させながら、引き続き知立市通学路安全対策協議会により対策を検討し、交通安全対策を実施します。 ●交通安全のための注意喚起看板設置等の対策を実施し、交通事故の起きにくいまちづくりを目指します。
	●防犯灯設置、駐車場や駐輪場等への防犯カメラの設置の推進、死角の減少と見通し確保など、犯罪の起きにくいまちづくりを促進します。特に、新規の市街地整備や宅地開発に際しては、防犯性に配慮したまちづくりや、空き巣等の不審者が侵入しにくい住宅づくりを推奨します。	●夜間防犯パトロールを毎日実施しました。 ●自転車盗難が多いため、(仮)栄駐輪場(2013年度～)と牛田駅(2014年度～)に防犯カメラを設置しました。 ●防犯カメラを普及するため、駐車場防犯カメラ設置について補助金を交付しました。(2012年度～) ●防犯灯の管理を町内会から市へ移し、LED化しました。(2015年度)	●夜間防犯パトロール: 2015年度、2018年度共に毎日実施 ●防犯カメラ設置状況: 2013年度知立駅前4台、2014年度～2015年度牛田駅北4台、牛田駅南5台 ●駐車場防犯カメラ設置費補助金実績: 2015年度5件(ｶﾒﾗ20台、録画装置3台)1,318千円 2018年度8件(ｶﾒﾗ17台、録画装置7台)1,431千円 3件増(ｶﾒﾗ3台減、録画装置4台増)113千円増 ●防犯灯総設置数: 2015年度4,179ヶ所 2018年度4,257ヶ所　78ヶ所増加(2%増)	●夜間防犯パトロールの実施、主要駐輪場への防犯カメラ設置、市内各地域への防犯灯の設置により、刑法犯総数は2015年度の726件から2018年度は545件に減少(25%減)し、犯罪の起きにくいまちづくりに繋がっています。	●夜間防犯パトロール、防犯カメラ設置補助及び防犯灯設置を継続して実施し、犯罪の起きにくいまちづくりを促進します。
	●市街地内の空地・空家は、防犯性の問題も大きいことから、適正な管理を地主や家主に促す方策等の対応を図ります。	●雑草が繁茂し、敷地境界の越境等周辺の地域環境に悪影響を及ぼす、又は悪影響を及ぼすおそれのある土地の所有者に対し指導を行いました。 ●空家の問題については庁内部署の多岐に渡るため、空家等対策部会を立ち上げ(2017年度～)、庁内における連携を図り、多様な空家に関する問題に対して所有者へ適正管理の指導を行いました。(2018年度)	●知立市環境美化推進条例等に基づく土地の適正管理に係る指導対応件数: 2015年度　50件 2018年度　41件　9件減少(18%減) ●空家に関する問題に対しての適正管理指導数:14件※重点指導(2018年度)	●知立市環境美化推進条例等に基づく土地の適正管理に係る指導対応件数は減少傾向にあり、土地・家屋の適正管理が増加傾向にあると考えられます。 ●指導の結果、空家が解体された事例もあり空家等の適正管理の推進に繋がっています。	●継続して、土地・家屋所有者に対し、土地・家屋の適正管理を促します。
	●地域との協働により、「子ども110番の家」の増加を促すとともに、その位置や役割についての広報・周知を強化します。	●子ども110番の家マップを作成し、児童(その保護者及び学校安全ボランティア)に設置場所や役割等について、周知しました。	●子ども110番の家設置数 2017年度　450箇所 2018年度　443箇所　7箇所減少(2%減)	●児童は、何かあれば子ども110番の家に助けを求めれば良いということが浸透しています。 ●高齢を理由に、子ども110番の家を辞退する方もおり、設置数が減少しています。	●今後も地域の方の協力を得ながら児童の安全を見守り、防犯意識の向上を図ります。

章	１．人と環境にやさしく、健康で安心して暮らせるまちづくり	施策がめざす将来の姿
節	１．安心して暮らせるまちづくり	市民が率先して交通ルールやマナーを守り、交通事故の少ない安全なまちになっています。 地域のコミュニティや防犯活動が効果を発揮し、犯罪が少なく、誰もが安心して暮らせるまちになっています。
施策	２．地域の安全	
担当課	安心安全課、環境課、土木課、建築課、学校教育課	

	施策の内容	取組内容	成果	評価	今後の方向性
３　市民の防犯・交通安全意識の向上	●地域における交通安全教室や啓発イベントの実施等を通じて、市民一人ひとりの交通安全意識と交通安全マナーの向上を図ります。特に、運転者に対する交通ルールの厳守とマナーの実践を促進します。	●各季の交通安全運動期間中に交通安全教室、街頭キャンペーンや啓発ポスターを配布、掲示しました。	●交通安全教室開催数： 2015年度　25回 2018年度　67回　42回増加(168%増)	●交通安全教室の開催や啓発ポスターの配布により、交通安全意識と交通安全マナーの向上につながっています。	●キャンペーンを通じて、市民一人ひとりの交通安全意識と交通安全マナーの向上を図ります。
	●地域の防犯パトロール等の防犯活動を促進するとともに、地域の防犯力向上のため、地域のあいさつ運動や一戸一灯運動の実施を推奨します。	●地域の防犯パトロール促進のため、活動実績に応じて奨励金を交付しました。	●自主防犯活動に対する奨励金 2015年度　40件　500,000円 2018年度　36件　482,600円 17,400円減少（4%減）	●地域の防犯活動促進に繋がっています。	●防犯活動を推進することにより、市民の防犯意識の向上を図ります。
	●交通安全や防犯に関する情報発信を充実させるとともに、地域の交通安全活動や防犯活動を担う人材育成を促進します。	●市内で起きた不審者及び犯罪情報をきずなネット、すぐメールで配信しました。 ●市ホームページに事故・犯罪発生場所及び防犯灯設置箇所を掲載しました。	●すぐメール配信数： 2015年度　17通 2018年度　15通　2通減少（12%減）	●すぐメールの配信は、市民の防犯意識の向上に繋がっています。	●今後とも、警察からの情報を元に、交通安全や防犯に関する情報発信の充実に努めます。

章	1. 人と環境にやさしく、健康で安心して暮らせるまちづくり	施策がめざす将来の姿
節	2. 人にやさしいまちづくり	地域において助け合う関係が構築されており、誰もが地域の一員として安心していきいきと生活しています。ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりが行われており、子どもや高齢者、障がい者をはじめ、誰もが生活しやすいまちになっています。
施策	1. 地域福祉	
担当課	福祉課、都市計画課、長寿介護課、子ども課	

	施策の内容	取組内容	成果	評価	今後の方向性
1 福祉意識の向上の促進	●地域福祉の意識を育むため、広報紙やホームページ、講演会などを通じて、地域福祉の理念や地域福祉活動の重要性についての啓発を充実します。	●地域福祉に取り組むきっかけの場となる住民会議「昭和未来会議」を開催し、地域福祉の意義、必要性について啓発を行いました。 ●昭和未来会議の趣旨と成果を広報、ホームページ、SNS等で発信することにより、広く市民への周知啓発を行いました。 ●地域コミュニティの各種団体も昭和未来会議に参加してもらい、地域福祉意識の向上を図りました。	●広報へ地域福祉(昭和未来会議)の周知を掲載(年1回)、ホームページには随時掲載 ●昭和未来会議SNS閲覧数: 2018年度　13,828件	●住民会議の実施により、地域福祉に関する意識啓発を直接住民に対して行う機会を創出、継続することができるようになりました。	●住民会議の開催箇所数を増やしながら、地域福祉意識の向上、啓発に努めます。
	●地域コミュニティの中心的な団体等への啓発を充実します。				
	●子どもの頃から生涯にわたって地域福祉の意識が育まれるよう、小学校における福祉実践教室の開催など、教育機関や生涯学習の場における福祉教育を充実します。	●知立市社会福祉協議会によって、福祉実践教室を市内小中高等学校9校で開催しました。	●知立市社会福祉協議会主催「福祉実践教室」参加者数: 2015年度　2,074人 2018年度　1,979人　95人減少(5%減)	●福祉実践教室を継続的に実施することにより、子どもの頃からの福祉意識の向上につながっています。	●引き続き市内小中高等学校で福祉実践教室を実施します。
2 地域の助け合いの仕組みづくり	●みんなで支え合う地域をつくるため、地区社会福祉協議会を中心として、町内会や民生・児童委員などとともに、地域における支え合いのネットワーク化と活動主体への支援を行います。	●地域福祉計画を策定し、昭和未来会議を始めとする概ね小学校区における住民会議(地域課題検討会議)の開催と、地域活動への支援を重点プロジェクトとして位置づけ、順次、小学校区での会議を開催しました。	●昭和未来会議及び会議から派生した取組への参加者数(延べ人数): 2016年度　約230人 2018年度　約3,000人　約2,770人増加(1,204%増)	●地域課題の検討とその解決策の実践を行っていく住民会議の開催によって、地域の人材のネットワーク化、掘り起こし等が継続的に行われていく仕組みを構築することができました。 ●住民会議及び取組への参加者数は増加傾向にあり地域福祉活動の充実につながっています。	●主に小学校区を圏域とした住民会議開催箇所数及び会議から派生する取り組みの増加を図ります。
	●地域の助け合い・支え合いの活動に参加する担い手を発掘するとともに、地域福祉活動を充実するため、社会福祉協議会と連携し、地域福祉の担い手やボランティア活動団体の育成・支援を行います。	●住民会議によって掘り起こされた人材、活動が継続発展するよう、知立市社会福祉協議会と連携し、ボランティアセンターによる活動支援、助成等を行いました。	●ボランティア・市民活動センターへの登録: 2018年度　1団体		
	●災害時における災害時要配慮者の把握を進め、支援体制を構築します。また、外国人市民も災害時に支援者として活躍できるよう、意識啓発や訓練を行います。	●避難行動要支援者名簿を作成するとともに、地域の自主防災会に対し支援体制構築の啓発を行いました。 ●昭和地区において、外国人市民も参加した防災訓練イベントの支援を行いました。	●啓発により、要支援者への支援体制構築を実施した自主防災会数:1団体 ●防災イベント「昭和☆まもりんピック」の開催(2017年度～) 参加者数: 2017年度　約600人 2018年度　約500人　約100人減少(17%減)	●要支援者名簿の活用事例、支援体制構築に関する情報提供、啓発等を行ったことにより、実際に体制作りを行う自主防災会を増やすことができました。	●要支援者名簿の作成とともに、各自主防災会への啓発を継続しながら、実際に支援体制構築を行う地域を増加させます。 ●外国人市民向け防災訓練等の実施により、意識啓発、人材育成を推進します。

章	1. 人と環境にやさしく、健康で安心して暮らせるまちづくり	施策がめざす将来の姿
節	2. 人にやさしいまちづくり	地域において助け合う関係が構築されており、誰もが地域の一員として安心していきいきと生活しています。ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりが行われており、子どもや高齢者、障がい者をはじめ、誰もが生活しやすいまちになっています。
施策	1. 地域福祉	
担当課	福祉課、都市計画課、長寿介護課、子ども課	

	施策の内容	取組内容	成果	評価	今後の方向性
3 地域における交流の場、居場所づくりの促進	●地域におけるつながりをつくるため、ボランティア団体等による子ども、高齢者、障がい者、外国人など世代や国籍を超えた地域住民の交流や憩いの場の提供を推進します。	●世代や国籍を越えた日常的な交流の場として、畑作りを通じた交流の場創出事業の実施支援や、音楽を通じた交流の場作りを支援しました。	●交流の場「もやいこ農園」、「昭和☆みんなの音楽室♪」の創設(2017年度)	●参加者が着実に増加しており、交流の場の構築につながっています。	●交流の場の参加者拡大、場所の増加を図ります。
4 権利擁護と虐待防止	●高齢者、障がい者及び支援を必要とする市民の権利や財産等を守るため、成年後見支援センターを設置するとともに、制度、利用方法等の周知を進めます。	●成年後見支援センターを設置し、制度の周知、利用の相談支援等を行いました。	●知立市成年後見支援センターへの相談件数: 2016年度　47件 2018年度　100件　53件増加(113%増)	●成年後見支援センターへの相談件数は増加傾向にあり、成年後見制度の推進体制の構築につながっています。	●成年後見制度利用促進基本計画の策定等を通じて、さらなる成年後見制度の推進体制を構築します。
	●誰もが安心して生活できるよう、民生・児童委員や地域組織などと連携して、高齢者、児童、障がい者に対する虐待防止、早期発見、再発防止等が行える体制を築きます。	●「知立市虐待等防止ネットワーク協議会」を設置し、各関係機関が連携して虐待防止、早期発見等が行える体制を整備しました。 ●地域ケア個別会議(高齢者)を開催しました。(2018年度～) ●高齢者を一時保護するための要領を制定しました。(2018年度) ●児童虐待の防止、早期発見等のために、実務者会議を開催し関係機関との連携を図りました。	●知立市虐待等防止ネットワーク協議会開催回数: 2016年度　1回 2018年度　0回 ●地域ケア個別会議(高齢者)の開催:12回(2018年度) ●児童虐待の防止、早期発見等のための実務者会議開催:月1回	●知立市虐待等防止ネットワーク協議会により、虐待の防止、早期発見のための関係機関等の連携強化につながっています。 ●高齢者の権利擁護及び虐待の防止に努めました。 ●実務者会議を定期的に開催することで、関係機関が円滑に連携して、児童虐待の防止、早期発見等に努めました。	●知立市虐待等防止ネットワーク協議会等を通じて、虐待の防止、早期発見のための関係機関等の連携強化を図ります。 ●地域ケア個別会議を開催し、高齢者の虐待防止等に取り組みます。 ●実務者会議を開催し、児童虐待等の防止に取り組みます。
5 ユニバーサルデザインの推進	●年齢、性別、国籍の違いや、障がいの有無などを問わず、誰もが生活しやすいまちをめざし、歩行空間及び公共施設などの整備や改修改善の際には、知立市ユニバーサルデザインガイドラインに基づいた整備と点検・修繕を行います。また、多くの人が利用する民間施設においても、ユニバーサルデザインに基づく施設改善が進むよう啓発に努めます。	●ユニバーサルデザイン推進計画の最終年評価を行いました。(2018年度) ●ユニバーサルデザイン基本計画・推進計画・重点整備地区整備計画の改定を行いました。(2018年度)	●ユニバーサルデザイン基本計画に位置づけられた各方針を関係各部署にて実施しました。 ●計画が最終年度となったため、期間延伸を行い、引き続き方針の実施を行うことを位置づけました。	●各課により、計画に示された方針を行い、ユニバーサルデザインが民間施設においても徐々に導入されるようになりました。	●ユニバーサルデザインに関する基本方針を示す知立市ユニバーサルデザイン基本計画の概要版を配布し、普及啓発に努めます。

章	1. 人と環境にやさしく、健康で安心して暮らせるまちづくり	施策がめざす将来の姿
節	2. 人にやさしいまちづくり	障がい者が、社会の一員として様々な分野に参加し、生きがいを持った生活を送っています。
施策	2. 障がい者福祉	
担当課	福祉課、子ども課	

	施策の内容	取組内容	成果	評価	今後の方向性
1　障がい者福祉サービスの充実	●障がい者福祉サービスの情報が必要な方に的確に届くよう、障がい者福祉施策の周知に努めます。	●広報ちりゅう、ホームページ、「福祉だより」で障がい者の施策や制度についての福祉情報を周知しました。	●広報へ福祉制度の周知を掲載： 年1回(ホームページには随時掲載)	●各種事業の実施により、障がい者福祉の向上につながっています。	●基幹相談支援センターの機能を追加し、適切な障がい福祉サービスの提供を目指します。
	●障がいに対する様々な相談に対応できるよう相談支援体制の充実を図るとともに、地域自立支援協議会をはじめ関係機関との連携を強化し、適切な相談支援を実施します。	●知立市障害者地域自立支援協議会、及び相談支援部会を年2回程度行いました。	●自立支援協議会：年2回 ●相談支援部会：年2回程度		
	●より身近な場所で障がい福祉サービスが受けられるよう、市内外の事業所などと連携して計画的な事業所の設置について調整を図り、障がい福祉サービスの充実に努めます。	●障がい福祉サービスなどの具体的な見込みと確保策を定めるため、第5期障がい福祉計画を策定しました。(2017年度)	●第5期障がい福祉計画策定(2017年度)		
2　障がい者の自立や社会参加の支援	●障がい者の権利や財産を守るため、成年後見センターの設置とその周知に努めるとともに、虐待防止やその早期発見と迅速な対応に努めます。	●2016年度に社会福祉協議会に委託し成年後見支援センターを開設しました。成年後見制度の周知、相談を行いました。	●成年後見支援センター相談件数： 2016年度　47件 2018年度　100件　53件増加(113%増)	●各種事業の成果は概ね増加傾向にあり、地域福祉活動の充実につながっています。	●成年後見支援センターの周知を行います。
	●手話通訳者や要約筆記者の派遣、障がい者がスポーツや文化活動に親しめる機会の創出支援等、障がい者の外出や社会参加を支援する施策の充実を図ります。	●こころほっとカフェ事業で講演会とカフェの開催や、草の根フェスティバル、障がい者スポーツ大会としてボウリング大会を開催しました。 ●手話通訳者や要約筆記者の派遣をしました。 ●手話通訳入門及び養成講座を行いました。	●障害者スポーツ大会：愛知県 参加者数： 2015年度　13人 2018年度　11人　2人減少(15%減) ●草の根フェスティバル参加者数： 2015年度　200人程度 2018年度　150人　50人減少(25%減) ●こころほっとカフェ事業の開催：年3回 参加者数： 2015年度　50人(カフェ) 2018年度　70人(カフェ)　20人増加(40%増) ●手話通訳者派遣： 2015年度　244回 2018年度　257回　13回増加(5%増) ●要約筆記者派遣： 2015年度　14回 2018年度　32回　18回増加(129%増) ●手話通訳入門及び養成講座：年1回 参加者数： 2015年度　13人 2018年度　13人		●草の根フェスティバルについては開催場所等を変更して障害について一般の人にも広く啓発できるような内容を検討します。 ●手話言語条例制定による施策の検討を行います。
	●各種関係機関や市内の就労支援施設と連携し、障がい者の就労に必要な訓練等の支援や、ジョブコーチの活用等、障がい者の就労の開拓、定着を支援します。	●第3期障がい者計画策定及び第5期障がい福祉計画策定のため生活関連部会Ⅲで障がい者の就労について検討しました。	●相談支援員により個々に就労相談をし障がい者雇用を支援しました。		●次期計画に向け障がい者雇用率を上げるため、商工会と連携し企業に働きかけ、障がい者の一般就労を推進します。

章	1. 人と環境にやさしく、健康で安心して暮らせるまちづくり	施策がめざす将来の姿
節	2. 人にやさしいまちづくり	障がい者が、社会の一員として様々な分野に参加し、生きがいを持った生活を送っています。
施策	2. 障がい者福祉	
担当課	福祉課、子ども課	

	施策の内容	取組内容	成果	評価	今後の方向性
3 ボランティア活動支援の充実	●障がい者の日常的な生活や社会参画に対する身近な支援が活性化するよう、ボランティア活動の担い手育成・活動支援を充実します。	●知立市ボランティア・市民活動センターに登録した団体に対し、障がい者サロンの運営を支援しました。	●ボランティア活動に関する補助金 1団体に年間3万円 2015年度　4団体 2018年度　3団体　1団体減少（25%減）	●ボランティア活動の担い手育成・活動支援の充実につながっています。	●参加意欲がある市民の意向を踏まえ、さまざまなボランティア活動につなげられるような情報発信や活動機会の充実に努めます。
4 障がい児支援の充実	●市内小中学校と連携し、障がい児の保護者等に対して、障がい児施策についての周知に努めます。	●障がい児及びその家族に対して乳幼児から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図るため、第1期障がい児福祉計画を策定しました。(2017年度)	●第1期障がい児福祉計画により利用者の実態把握をし、見込量を確保できるよう体制づくりをしました。	●自立支援協議会に新しくできた刈谷特別支援学校にも参加してもらうことになったり、学校関係の部会も創設するなど連携を考えました。	●児童発達支援センター設置後の有効活用及び、医療的ケア児への対応の検討をします。
	●地域自立支援協議会と連携し、成長に合わせた障がい児支援の体制を充実します。	●児童発達支援センター開設のため子ども課と連携して準備を進めました。	●2020年度開設予定となりました。 ●子ども課が中心となり、運用等を検討するため、子ども部会を開催しました。	●子育て支援センター内に設置されるため、ひまわりとともに、児童発達支援の要となりました。	
	●近隣自治体と連携し、特別支援学校(肢体不自由児)の増設を図ります。	●衣浦定住自立圏を構成する刈谷市、知立市、高浜市、東浦町には特別支援学校がなく刈谷市が主体となって、特別支援学校の設置を進めました。	●2018年4月、刈谷市に肢体不自由児に対応する特別支援学校が開校	●知立市から7名の児童が通学でき、障がいを持つ児童の教育の場が拡大しています。	●刈谷特別支援学校の先生に自立支援協議会の委員として参加してもらい、卒業後の進路についても学校と連携して支援します。

章	１．人と環境にやさしく、健康で安心して暮らせるまちづくり	施策がめざす将来の姿
節	２．人にやさしいまちづくり	生活困窮状態にあっても、生活や就労に関する相談や助言などの支援と適正な経済的援助を受けて生活できています。また、生活困窮状態から早期に脱却するための支援を受けています。
施策	３．生活自立支援	
担当課	福祉課	

	施策の内容	取組内容	成果	評価	今後の方向性
１　生活保護制度・生活困窮者自立支援制度の周知と適切な運用	●生活保護法の改正に伴う新しい給付制度や支援制度、生活困窮者自立支援制度の内容が、生活保護や生活困窮者支援が必要な世帯に届くよう、制度の周知に努めます。	●広報やホームページにより制度の周知を図るとともに、制度の適切な実施を行いました。			●生活保護制度・生活困窮者自立支援制度の周知と適切な実施を図ります。
	●民生・児童委員等と連携して、生活保護や生活困窮者支援が必要な世帯の的確な把握に努めます。	●民生・児童委員等から支援が必要な世帯の情報を得た際に、関係機関に繋げました。	●民生・児童委員等関係機関からの相談件数: 2015年度　17件 2018年度　22件　5件増加（29%増）	●相談件数は増加傾向にあり、生活保護制度・生活困窮者自立支援制度の周知と適切な実施につながっています。	
	●生活保護法及び生活困窮者自立支援法に基づき、生活の安定と経済的な自立に向けた生活保護制度、生活困窮者自立支援制度の適切な実施に努めます。	●生活困窮家庭の中学生への学習支援事業を開始しました。（2016年度～）	●生活困窮家庭の中学生への学習支援を定期的に開催(2016年度～): 2016年度　48回 2018年度　43回　5回減少（9%減）	●参加者にとって、学習の場と居場所につながっています。	
２　生活自立支援の充実	●困窮状態から脱却できるよう、また、働くことができる生活困窮者が就労して安定した生活が送れるよう、状況に応じた相談支援や計画づくりを行うための相談支援体制を構築します。	●生活困窮者自立相談支援機関を社会福祉協議会内に設置しました。（2015年度）	●生活困窮者自立相談支援機関新規相談受付件数: 2015年度　137件 2018年度　122件　15件減少（11%減）	●対応ケースの蓄積に基づいた相談支援、学校等との連携を図った学習支援事業の実施により、生活困窮者自立支援制度の適切な実施につながっています。	●生活困窮状態の脱却のため、生活困窮世帯の状況に応じた相談支援と計画づくりを行います。 ●学校等との情報交換を密にし、個々に応じた学習支援と生活習慣の形成を図ります。
	●就労に必要な訓練や生活困窮家庭の子どもへの学習支援など自立に向けて必要な支援を行います。	●生活困窮家庭の中学生への学習支援事業を開始しました。（2016年度～）	●生活困窮家庭の中学生への学習支援を定期的に開催(2016年度～): 2016年度　48回 2018年度　43回　5回減少（9%減）		
３　自立に向けた支援ネットワークの整備	●複合的な課題を抱えた生活困窮者に対応するため、庁内の横断的な対応体制を構築します。	●生活困窮者の支援方針を検討するにあたり、庁内の関係課と連携を図るとともに、必要に応じて支援調整会議への出席を依頼し、意見を求めました。	●支援調整会議の開催：毎月1回	●支援調整会議の実施により、生活困窮世帯の状況に応じた支援につながりました。	●庁内の関係課や社会福祉協議会等との連携を密にし、生活困窮世帯の状況に応じた支援を行います。
	●生活困窮者の自立に向けた支援を行うため、社会福祉協議会や公共職業安定所や民間団体などと支援ネットワークをつくるとともに、地域や民間事業者などと連携して、働く場や参加する場づくりに努めます。	●市と生活困窮者自立相談支援機関との間で生活困窮者の支援方針を検討する支援調整会議を定期的に開催しました。	●支援調整会議の開催：毎月1回	●支援調整会議の実施により、生活困窮世帯の状況に応じた支援につながりました。	●自立に向けた支援に繋げるため、公共職業安定所と連携し、生活保護受給者等就労自立促進事業の活用を図ります。

章	１．人と環境にやさしく、健康で安心して暮らせるまちづくり	施策がめざす将来の姿
節	３．健康で暮らせるまちづくり	地域全体で支え合う体制が整うとともに、必要な介護サービスが提供されており、介護や支援が必要となっても、高齢者が住みなれた地域で安心して生活しています。
施策	１．高齢者福祉・介護	
担当課	長寿介護課	

	施策の内容	取組内容	成果	評価	今後の方向性
１　介護サービスの円滑・適正な運営	●介護保険事業を円滑、適正に運営するために、利用者等に対する制度の周知に努めるとともに、ケアプランの点検などの介護給付の適正化等を図ります。	●出前講座等を実施しました。 ●介護給付の適正化を図るために、システムにより給付データのチェックを行い、認定状態とサービス不一致の事業所ヒアリングを実施しました。(2018年度～) ●サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図るため、居宅介護支援事業所の実地指導を行い、ケアプラン点検等を実施しました。(2018年度～)	●年間5回(2018年度) ●介護給付費: 2015年度　2,721,292千円 2018年度　2,860,111千円 138,819千円増加(5%増) ●実地指導・監査及びケアプランチェック:4事業所(2018年度)	●介護給付費の上昇は、非常にゆるやかであり、適正化が図られています。	●広報、ホームページ、出前講座等を通じて引き続き制度の周知に努めます。 ●介護保険サービス事業者に対する指導、監査等を定期的に行い、適正なサービス利用となるようケアプラン点検を実施するなどサービスの質の確保及び制度の持続可能性を確保していくため、介護給付費の適正化を推進します。
	●適切なサービスを提供するとともに、介護サービスの質を向上させるために、関係機関の連携強化を図り、情報共有に努めます。	●適切なサービスを提供するとともに、介護サービスの質を向上させるために、介護保険審議会を開催し、計画の進捗状況の確認を行いました。 ●介護保険施設などを訪問し、利用者の声を聞き、相談に応じるための介護相談員の派遣を行いました。(2001年度～) ●介護保険サービス事業者を対象に連絡調整会議を開催し、制度改正等の説明などの情報提供を行いました。	●介護保険審議会の実施:年間2回(2018年度) ●介護相談員派遣(2人1組1日2か所): 月3回、年間141回(2018年度) ●介護保険事業者連絡調整会議の実施: 年間2回(2018年度)	●介護保険事業者連絡調整会議の開催により、関係機関の連携強化を図り、情報共有につながっています。	●介護保険サービスを適切に運営していくため、介護保険事業計画の進捗管理を行うとともに、情報提供や相談体制を強化します。
	●在宅で生活する方や家族介護者を支援するため、充実した在宅福祉サービスを提供するとともに、サービスの周知、利用促進に努めます。	●在宅生活者の見守りサービスの提供を実施しました。 ●家族介護者の悩みや不安を取り除く事業を実施しました。	●見守りを兼ねた宅配給食を約45,000食配食しました。(2018年度) ●緊急通報装置により約400世帯の見守りを実施しました。(2018年度) ●家族介護者の交流事業を2回実施しました。(2018年度) ●介護人手当を延べ339人分支給しました。(2018年度)	●住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう支援しています。	●住み慣れた地域で安心して生活ができるように在宅で受けられるサービスの充実、強化に重点をおいて取り組みます。
２　地域包括ケアの推進	●要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供する地域包括ケアシステムを、地域や各種関係機関と連携し構築します。	●地域包括支援センター等の運営、在宅医療・介護連携推進事業、認知症総合支援事業、生活支援体制整備事業、地域ケア会議等を通して、地域包括ケアシステムを構築するための多職種の顔の見える関係づくりや住民主体の地域づくりに努めました。(2018年度～) ●ゆるやかな見守り体制の構築として、事業所と高齢者等を支える地域づくり事業協定を結びました。(2017年度～) ●生活支援体制整備事業を実施しました。(2018年度～) ●在宅医療・介護連携推進事業を実施しました。(2018年度～)	●在宅医療・介護連携推進協議会の開催:5回(2017年度～2018年度) ●在宅医療・介護連携推進研修等:4回(2018年度) ●認知症初期集中支援チームの設置:1チーム(2018年度) ●生活支援等サービス協議会の開催:3回(2018年度) ●第2層協議体の設置:4小学校区(2018年度) ●生活支援コーディネーター設置:1名(2018年度) ●知立市高齢者等を支える地域づくり事業協力事業所:48事業所(2017年度～2018年度) ●医療・介護従事者の情報共有ツールを導入(2017年度～)	●各種事業の実施により、地域包括ケアシステムの構築につながっています。	●在宅医療・介護に携わる多職種の連携を推進し顔の見える関係づくりを行いながら、多職種が抱える課題を整理し、施策を検討します。 ●認知症初期集中支援チームを引き続き実施します。 ●第2層協議体を全ての小学校区で立上げ、住民主体の話し合いの場を確保します。 ●高齢者等を支える地域づくり事業協力事業所を増やします。
	●地域ケア会議の運営強化を図ります。	●地域ケア個別会議及び多職種連携会議を開催しました。(2018年度～)	●地域ケア会議の開催:30回(2018年度)		●地域包括ケア推進会議を新設します。

章	１．人と環境にやさしく、健康で安心して暮らせるまちづくり	施策がめざす将来の姿
節	３．健康で暮らせるまちづくり	地域全体で支え合う体制が整うとともに、必要な介護サービスが提供されており、介護や支援が必要となっても、高齢者が住みなれた地域で安心して生活しています。
施策	１．高齢者福祉・介護	
担当課	長寿介護課	

	施策の内容	取組内容	成果	評価	今後の方向性
３　介護予防対策の充実	●地域の交流の場となる高齢者サロンの活動支援と参加を促すための周知に努めます。	●高齢者サロン従事者向けのスキルアップ講習会を開催し、技術的支援を行いました。(2017年度～)	●高齢者サロン数: 2015年度　19団体 2018年度　25団体　6団体増加(32%増)	●高齢者サロン数は、増加傾向にあり、地域の交流の場の増加につながっています。	●地域の交流の場となる高齢者サロンの活動を引き続き支援するとともに、活動の周知に努め、地域住民の参加を促します。
	●支援や介護を要する状態になるおそれのある高齢者に対し、自立した生活が送れるよう、要支援・要介護状態への進行を防止するための健康づくりや介護予防事業の充実を図ります。また、高齢者に参加を促すための周知に努めます。	●やるっぴ！まちかど運動教室等を開催しました。(2017年度～)	●やるっぴ！まちかど運動教室延べ参加者数: 2017年度　3,397人 2018年度　5,435人　2,038人増加(60%増)	●各種健康づくりや介護予防事業の参加者は増加傾向にあり、要支援・要介護状態への進行防止につながっています。	●歩いて通える距離に介護予防のための場がある環境を目指して、まちかど運動教室の会場を増やし、運動習慣の普及に努めます。 ●高齢者自身が意欲を持って、機能の維持・改善の取り組みを行うことができるよう専門職による支援を強化します。
	●「新しい総合事業」への対応として、訪問介護・通所介護の多様なメニューの提供に努めます。	●シルバーいちごサービス事業、やるっぴ集中リハビリ事業を実施しました。(2018年度～)	●シルバーいちごサービス事業: 延べ人数　138人 延べ利用回数　542回(2018年度) ●やるっぴ集中リハビリ事業: 延べ人数　234人 延べ利用回数　1,185回(2018年度)	●利用者の状態に合ったサービス提供を行い、自立支援につながっています。	●利用者の自立支援に資するサービス提供を引き続き行います。
４　認知症高齢者対策の推進	●認知症に対する市民の理解を深めるため、認知症について周知を図ります。	●認知症サポーターの養成講座及び認知症サポーターステップアップ講座を開催しました。(2007年度～) ●オレンジメイト養成をしました。(2018年度～)(認知症高齢者を地域で見守り、その取り組みを主体的に行うボランティア)	●認知症地域支援推進員設置(2018年度) ●認知症サポーター延べ人数: 2015年度　認知症サポーター3,128人 2018年度　認知症サポーター6,949人 3,821人増加(122%増) ●オレンジメイト　2015年度　0人、2018年度　13人 ●配信数:2018年度　5件(他市1件、訓練含む)	●認知症サポーター数は、小学生から高校生への福祉実践教室も実施し、順調に増加しており、認知症高齢者の見守り体制の構築につながっています。 ●徘徊高齢者捜索メール配信システムの広域連携により、徘徊者の早期発見体制のための広域ネットワークの構築につながっています。	●認知症への理解を深めるための普及・啓発をさらに推進します。 ●オレンジメイト養成研修を行い地域の支援者として活躍できる人材を育成します。
	●認知症高齢者を地域で見守り支援する認知症サポーターを養成するとともに、認知症サポーターを活用した地域全体の見守り体制を整備します。また、徘徊者の早期発見のため、近隣自治体との広域ネットワークを構築します。	●徘徊高齢者捜索メール配信システムを、近隣市からの依頼についても配信できるよう拡充しました。(2018年度～)			
	●家族介護者の心身の負担を軽減するため、家族介護者教室や認知症家族の交流会の開催及び内容の充実など家族介護者支援に努めます。	●認知症家族の交流会を計画し家族介護者の安心を保証し、認知症本人の生活の安心につながるよう関係機関と調整を行いました。(2018年度～)	●認知症施策に関する関係機関意見交換会:3回開催(2018年度)	●家族介護者のストレスの解消と意見交換等による介護の不安の解消になっています。	●認知症本人が参加し持つ力を最大限活かし活躍することができるよう認知症カフェを充実させるとともに、家族への支援のあり方を検討します。
	●認知症に早期に対応するため、相談支援体制の充実に努めます。	●認知症に早期に対応するため、認知症初期集中支援チームの設置を行い支援体制の強化を行いました。(2018年度～) ●認知症地域支援推進員を配置しました。(2018年度～)	●認知症初期集中支援チーム支援人数:9名(内支援終了者4名)(2018年度～) ●認知症地域支援推進員:2名配置(2018年度)	●認知症初期集中支援チームにより、医療・介護サービスに結びるけることに繋がっています。 ●認知症地域支援推進員により、関係者のネットワーク作りに繋がっています。	●認知症初期集中支援事等を引き続き実施します。 ●認知症推進員を通し、更なる認知症対策を推進します。 ●認知症施策を検討する場を設けます。
５　高齢者の社会参加、生きがいづくり活動の推進	●高齢者の健康づくり・生きがいづくりを進めるため、老人クラブや地域における健康づくり活動の支援を行うとともに、生涯学習・健康・スポーツに関する講座等を充実します。	●地域福祉センター及び老人福祉センターを改修し、より利用しやすい施設としました。(2017年度) ●高齢者のニーズに合った生きがいづくりの講座等を実施しました。(2018年度) ●高齢者(75歳以上)の外出支援、社会参加を促すため、コミュニティバスの乗車料金を無料としました。(2017年度) ●老人クラブ会員の増加を図るため、民間企業との協定を検討しました。(2018年度)	●地域福祉センターのデイサービス利用者数: 2017年度　3,714人 2018年度　4,496人　782人増加(21%増) ●生きがいづくり講座(教養講座): 2017年度　729人 2018年度　889人　160人増加(22%増) ●75才以上の高齢者のコミュニティバス乗車率: 2017年度　28.13% 2018年度　30.53%　(2.4%増)	●各種事業は前年度より増加しており、高齢者の社会参加、生きがいづくり活動の推進につながっています。	●高齢者の生きがいづくりの講座等を利用者の要望を反映しながら実施します。 ●老人クラブの活動を引続き支援します。 ●老人クラブ主体の友愛訪問の支援をします。
	●元気な高齢者の力を活用して、高齢者の見守り事業や生活支援事業等を行う仕組みづくりを推進します。	●住民主体訪問型サービス事業実施団体の活動支援を行いました。(2018年度～)	●住民主体訪問型サービス事業実施団体:2団体(2018年度)	●住民主体訪問型サービス事業実施団体は2団体となり、訪問介護の多様化につながっています。	●住民主体訪問型サービス事業実施団体の立ち上げと活動を引き続き支援します。
	●高齢者の職業経験や技能を地域資源として活用するとともに、高齢者の生きがいの場とするため、シルバー人材センターの活動支援や、ハローワークなど関係機関との連携による就労の機会づくりを進めます。	●生活支援サービスの担い手を養成しました。(2016年度～) ●シルバー人材センターの活動支援のため補助金を交付しました。(1983年度～) ●シニアのお仕事説明会を開催しました。(2017年度～)	●やるっぴ！生活支援サポーター養成研修修了者数(生活支援サービスの担い手): 2017年度　8人 2018年度　7人　1人減少 ●シルバー人材センターの自主講座や花づくりを通じ、高齢者の社会参加の促進 会員数: 2017年度　436人 2018年度　437人　1人増加 ●シニアのお仕事説明会参加者数: 2017年度　33人 2018年度　77人　44人増加(133%増)	●担い手、生きがいづくりにも関わる事業として、訪問型サービス事業をシルバー人材センターに委託するなど、高齢者に対して仕事の場を提供できるような事業を実施し社会参加に繋がっています。	●シニアのお仕事説明会を引き続き実施します。 ●シルバー人材センターの運営費の補助に加え、会員確保等の活動を支援します。 ●やるっぴ！生活支援サポーター養成研修を引き続き実施します。

章	１．人と環境にやさしく、健康で安心して暮らせるまちづくり	施策がめざす将来の姿
節	３．健康で暮らせるまちづくり	国民皆保険を支える医療制度として国民健康保険が安定的に運営されていることにより、誰もが住み慣れた地域で安心して医療が受けられています。 救急医療を含め、市民が安心して医療を受けられる地域医療体制が整備されています。
施策	２．健康保険・地域医療	
担当課	国保医療課、健康増進課	

	施策の内容	取組内容	成果	評価	今後の方向性
１　国民健康保険の安定的な運営	●市民が健康に生活できるよう、特定健診及び保健指導をはじめとした保健事業の推進を図るとともに、健康に関する正しい知識を普及します。	●市民が健康に暮らせるよう健診等の機会を設け、自身の健康状態を理解し、健康管理ができるよう特定健診や保健指導を行いました。	●特定健康診査受診者数: 2015年度　4,027人(受診率41%) 2018年度　3,859人(受診率44%) 168人減少(4%減) ●特定保健指導動機付け支援者数: 2015年度　145人 2018年度　125人　20人減少(14 %減) ●特定保健指導動機付け積極的支援者数: 2015年度　20人 2018年度　27人　7人増加(35%増)	●特定健康診査受診者数は減少傾向にあり、さらに周知啓発していく必要があります。 ●特定健康診査により数値の思わしくない方に、重症化予防となるよう生活習慣等のアドバイスをしました。	●高齢化が進む中、市民が健康で暮らせるよう健診等の機会を提供し、周知啓発の強化をします。
	●レセプト点検の強化、ジェネリック医薬品の利用促進、重複・頻回受診の適正受診指導を通じて医療費の適正化を図り、適正給付に努めます。	●レセプトの点検により、重複・頻回受診のチェックを行い、対象者には、受診指導を行いました。 ●保険証交付時に後発医薬品希望シールを一斉配布し、ジェネリック医薬品の推進に努めました。(2018年度)	●重複受診指導者数: 2015年度　2人 2018年度　2人 ●頻回受診指導者数: 2015年度　23人 2018年度　2人　21人減(91%減) ●後発医薬品希望シール配布件数: 2015年度　1,800件 2018年度　9,362件　7,562件増加(420%増加)	●後発医薬品希望シール配布件数は大幅な増加傾向にあり、適正給付につながっています。	●医療費の適正化を図るため、レセプト点検を行い、重複・頻回受診者への指導やジェネリック医薬品の推進をします。
	●国民健康保険制度の安定的で健全な財政運営を図るため、口座振替の推進など納付しやすい徴収体制の充実を図り、収納率の向上に努めます。	●口座振替の手続きが簡易となる機器の導入をし、口座振替の推進を行いました。(2018年度)	●キャッシュカードによる口座振替登録受付サービス利用件数:59件(2018年度)	●窓口にて即日口座振替登録が可能となり、被保険者の手続きが簡素化でき、口座振替の推進につながりました。	●保険税の払い忘れ等をなくすため今後も口座振替の推進をします。
２　地域医療体制の構築	●中核病院と市内医院、診療所との病診連携を充実させるため、かかりつけ医の必要性の啓発を図り、かかりつけ医の定着化を推進します。	●かかりつけ医の必要性を周知しました。	●かかりつけ医を持つ人の割合: 2016年度 3,4か月児健診受診者73% 3歳児健診受診者86% 2018年度 3,4か月児健診受診者76%(3%増) 3歳児健診受診者86%	●かかりつけ医を持つ人の割合で健やか親子21の最終目標値である3,4か月児健診受診者85%、3歳児健診受診者95%に向けてさらに周知啓発の必要があります。	●かかりつけ医の定着化に向けて必要性などの周知啓発を強化します。
	●市民が安心して救急医療を受けられるよう、医師会や歯科医師会などと連携し、休日夜間などの医療体制の充実を図るとともに、その情報をわかりやすく提供します。	●広域二次救急医療機関、地域医療ネットワークシステム事業への補助金を交付しました。(2017年度) ●休日、平日夜間の救急医療体制を実施しました。	●地域医療ネットワークシステム接続数: 2017年度　22医療機関 2018年度　24医療機関 ●医師会、歯科医師会と連携し、休日や平日夜間の救急診療を当番制で実施 休日、平日夜間の対応可能医院数: 2015年度　17医科医院　30歯科医院 2018年度　16医科医院(1件減)、25歯科医院(5件減)	●地域医療ネットワークシステムや救急医療体制の実施により、地域医療体制の構築につながっています。 ●休日、平日夜間の救急体制を充実し、広報やホームページで周知出来ています。	●地域住民の健康を守り、医療サービスの推進に資するため、衣浦定住自立圏内の地域医療ネットワークシステム事業の活性化を図り、病診連携の充実に努めます。 ●市民が安心して救急医療が受けられる体制を継続します。
３　各種医療費助成制度の適切な運営	●誰もが安心して医療が受けられるよう、各種医療費助成の周知に努めます。	●広報、ホームページや関係機関との連携により周知を図り、子ども、障がい者、母子・父子家庭、精神障がい者、ねたきり・ひとり暮らし高齢者等に対し、各種医療費助成を実施しました。	●各医療の受給者に対し、医療費助成を実施(年平均) 子ども医療費助成者数: 2015年度　10,275人 2018年度　10,133人　142人減少(1%減) 障害者医療費助成者数: 2015年度　614人 2018年度　658人　44人増加(7%増) 母子家庭等医療費助成者数: 2015年度　925人 2018年度　856人　69人減少(7%減) 精神障害者医療費助成者数: 2015年度　817人 2018年度　981人　164人増加(20%増) 後期高齢者福祉医療費助成者数: 2015年度　1,056人 2018年度　1,026人　30人減少(3%減)	●精神障害者医療費は大きく増加しており、関係機関との連携等により広く周知できています。 ●その他の医療においても、近隣市の動向等について情報収集を行い、制度の検討をすることによって適切な運用ができています。	●市民が安心して医療が受けられるよう、引き続き周知に努めます。
	●県補助制度や他の福祉制度の動きとの調整を行いながら、各種医療費助成制度が維持できるよう、適切な運用に努めます。	●県主催の福祉医療勉強会への参加や近隣市との福祉医療担当者会議を実施するなかで、制度改正を含め、適切な運用を行いました。			●医療費助成事業費が増加傾向にあるなか、受給者に対しても適切な利用を呼びかけながら、制度が維持できるよう努めます。

章	１．人と環境にやさしく、健康で安心して暮らせるまちづくり	施策がめざす将来の姿
節	３．健康で暮らせるまちづくり	市民一人ひとりが心身の健康状態に気を配り、食生活や運動等について適切な習慣を身につけ、いつまでも社会参加しながら、健康で生きがいを持って生活しています。
施策	３．保健・健康づくり	
担当課	健康増進課	

	施策の内容	取組内容	成果	評価	今後の方向性
１　生活習慣改善の支援	●健康や健康づくりに対する意識を高め、市民が正しい生活習慣を身につけることができるよう、食生活や運動習慣、歯周病予防など、生活習慣改善のための健康教育や保健指導を実施するとともに、知識の普及啓発を図ります。	●健康に関する知識の普及啓発と生活習慣を振り返る機会として医師健康講座や健康教育、健康相談等を実施しました。 ●健康への関心を高めるための動機付けとして、市民が楽しみながら意欲的に健康づくりに取り組めるよう健康知立マイレージを開始しました。 ●歯科保健の向上を目的に、歯科医師会と協力して、8020・9020表彰を実施しました。	●健康講座、健康相談等延べ参加者数: 2015年度　9,162人 2018年度　9,986人　824人増加（9%増） ●健康知立マイレージ延べ参加者数 2015年度　321人 2018年度　1,424人　1,103人増加（344%増） ●8020・9020表彰者数 2015年度　68人（8020表彰のみ） 2018年度　92人　24人増加（35%増）	●健康講座、健康相談等延べ参加者数は増加しており、市民の健康に関する知識の向上に寄与しています。引き続き知識の普及に努めます。 ●健康知立マイレージ延べ参加者数は増加しており、市民の自主的な健康づくり活動に寄与しています。 ●8020・9020表彰者数は増加しており、表彰式等を通じて、歯と口腔、健康長寿について学ぶ機会となっています。	●第2次健康知立ともだち21計画に基づき、市民が生活習慣病予防のため主体的に健康づくりに取り組むことができるよう、健康に関する正しい知識の普及に努めます。 ●健康知立マイレージの効果検証を行い、楽しく健康づくりに取り組めるような環境づくりに努めます。 ●歯周病予防等、口腔衛生に関する啓発を行うとともに、8020・9020いい歯の表彰式等の機会を通して長生きするための生活習慣、歯と口腔に関する健康について学ぶ機会を設けます。
２　疾病の発症及び重症化予防対策の充実	●疾病の早期発見および重症化予防のために各種健診(特定健康診査、各種がん検診、歯科健診、ミニドック、18 ～ 39 歳健診等)を実施するとともに、年代別など受診行動の特徴にあわせて受診しやすい実施方法を検討し、受診率の向上を図ります。	●各種健診(特定健康診査、各種がん検診、歯科健診、ミニドック、18～39歳健診等)を実施しました。	●各種健診(各種がん検診、歯科健診、ミニドック、18～39歳健診)延べ受診者数: 2015年度　27,831人 2018年度　28,892人　1,061人増加（4%増）	●各種健診の延べ受診者数は増加していますが、継続的に受診できるよう周知していく必要があります。	●疾病の早期発見および重症化予防のため、各種健診を引き続き実施します。 ●レディース検診や健診のウェブ予約等、性別、年代別などの特徴にあわせた方法を検討し、受診率の向上を図ります。
	●必要がある人に対して健康教育や保健指導(特定保健指導を含む)が行き届くように、健診後のフォロー体制を充実します。	●健診後のフォローとして、特定保健指導対象者への訪問指導を実施しました。	●特定保健指導対象者への訪問指導回数: 2015年度　102件 2018年度　219件　117件増加（115%増）	●健診後のフォロー体制の構築により、特定保健指導対象者への訪問指導件数は増加しています。	●健診の結果、生活習慣改善や早期受診等の必要がある方に対して、疾病の重症化予防と健康的な生活習慣を確立できるよう引き続き支援します。
３　社会で支える健康づくりの推進	●地域活動の情報が市民全員に行きわたり、誰もが健康づくり活動に参加できるような仕組みづくりを推進します。	●健康ボランティアウォーキングをボランティア団体と協力実施するとともに、活動内容の周知を行いました。(2005年度～) ●健康知立マイレージを開始しました。	●健康ボランティアウォーキング延べ参加者数: 2015年度　639人 2018年度　567人　72人減（11%減） ●健康知立マイレージ延べ参加者数 2015年度　321人 2018年度　1,424人　1,103人増加（344%増）	●健康ボランティアウォーキング延べ参加者数は減少傾向にあるため、ボランティア団体の支援と活動の周知を行う必要があります。 ●健康知立マイレージ延べ参加者数は増加しており、市民の自主的な健康づくり活動に寄与しています。	●健康ボランティアウォーキング活動団体の継続支援を行うとともに、イベントや健診結果相談等を通じて活動紹介を行います。 ●健康知立マイレージを地域の関係機関と連携し、市民が気軽に自主的に健康づくりに参加できるような環境づくりを推進します。
	●市民向けの健康づくり教室などを開催し、地域の健康づくり活動の担い手になる人材の育成、活動支援を行います。	●健康推進員を養成し、地区健康推進員活動を支援しました。	●健康推進員経験者数（累積）: 2015年度　114人 2018年度　174人　60人増加（53%増）	●健康推進員経験者数（累積）は増加しており、地域における健康づくり活動の推進につながっています。	●地区健康推進員活動を支援し、地域における健康づくり活動の担い手となる人材育成に努めます。

章	１．人と環境にやさしく、健康で安心して暮らせるまちづくり	施策がめざす将来の姿
節	３．健康で暮らせるまちづくり	市民一人ひとりが心身の健康状態に気を配り、食生活や運動等について適切な習慣を身につけ、いつまでも社会参加しながら、健康で生きがいを持って生活しています。
施策	３．保健・健康づくり	
担当課	健康増進課	

	施策の内容	取組内容	成果	評価	今後の方向性
４　食育の推進	●市民が食育に関心を持ち、実践できるように、家庭、地域・団体、行政が連携し、食育講座などの機会を充実し、食育に関する意識啓発・知識普及を図ります。	●食育ボランティア（食育知立の会）の養成を行いました。 ●食育ボランティア（食育知立の会）と協力して、食育活動を行いました。	●食育ボランティア（食育知立の会）養成数： 2015年度　10人 2018年度　4人　　6人減少（60%減少） ●食育ボランティア（食育知立の会）活動延べ参加者数： 2015年度　174人 2018年度　806人　　631人増加（363%増）	●食育ボランティア（食育知立の会）養成数は減少傾向にあり、さらに周知等を通じて意識の啓発を図っていく必要があります。 ●食育ボランティア（食育知立の会）活動参加者数は増加しており、地域における食育の普及に貢献しています。	●市民が食育に関心を持ち、実践できるよう知識の普及に努めます。 ●食育ボランティア、地域、行政らが連携して食育に関する理解を深める機会として、食育講座等を実施します。
５　こころの健康づくりの推進	●自分や周りの人のこころの不調に気づくことができるよう、こころの病気の特徴や対応方法等の知識を普及啓発します。	●こころの健康について健康講座や啓発を行いました。 ●パソコンや携帯電話から簡単にこころの健康を自己チェックできる「こころの体温計」を開始しました。 ●自殺対策を総合的に推進して、健康で生きがいを持って暮らすことのできる知立市を目指して「知立市こころ応援計画」の策定に取り組みました。	●こころの健康に関する健康講座参加者数： 2018年度　42人 ●ゲートキーパー研修受講者数（累積）： 2018年度　250人 ●こころの体温計延べ利用件数： 2015年度　27,166件 2018年度　15,241件　11,925件減（44%減）	●こころの健康に関する講座等を開催し、引き続き知識の普及と具体的な対応方法などを学ぶ機会を提供する必要があります。 ●ゲートキーパー養成研修受講者数（累積）は増加していますが、少ない状況です。今後も引き続き実施し、受講者数の増加に努める必要があります。 ●こころの体温計は、初年度は利用者が多く、以降はほぼ横ばいです。こころの不調を早期発見するための簡易ツールとして活用できることを周知していく必要があります。 ●こころ応援計画の策定により、行政、関係機関等が自殺予防の取り組みを行う体制が構築されました。引き続き、取り組みを推進する必要があります。	●自分や身近な人の心の不調に気づき対応できるよう、メンタルヘルスに関する講座や教室などを実施し、正しい知識の普及に努めます。 ●自殺の危機を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができる人材を養成するため、ゲートキーパー養成研修を実施します。 ●行政、関係機関、学校、企業、市民等が自殺対策を共有し、相互に協働していけるよう自殺対策におけるネットワークの強化に努めます。
	●ワークライフ・バランスという概念を、市民、団体、事業所などに対して普及啓発します。また、悩みや不安について相談しやすい相談窓口づくりを推進します。	●精神科医師によるこころの健康相談を実施しました。	●こころの健康相談利用者数： 2015年度　7人 2018年度　19人　12人増加（171%増）	●こころの健康相談利用者数は増加していますが、より一層、市民へわかりやすく開かれた相談の機会を提供していく必要があります。	●1人で困難な問題にあった時、抱え込まず相談できるよう、各種相談窓口と利用方法を知ってもらうための情報提供を行います。
	●母親の育児不安を軽減させるため、訪問事業や相談体制を充実します。	●にじいろニコニコ事業において相談体制の充実に取り組みました。	●にじいろニコニコ事業を開始（2016年度～） ・母子保健コーディネーター数 2016年度　1人 2018年度　3人（2人増） ・相談件数 2016年度　47件 2018年度　1,078件　1,031件増（2,194%増） ・訪問件数 2016年度　21件 2018年度　366件　345件増（1,643%増）	●母子保健コーディネーターの増員により相談件数、訪問件数が増加しています。	●子育ての不安を軽減、または早期に相談しやすい体制づくりのため、妊娠初期から顔のみえる関係づくりと切れ目ない支援に努めます。

章	１．人と環境にやさしく、健康で安心して暮らせるまちづくり	施策がめざす将来の姿
節	４．環境にやさしいまちづくり	環境と健康にやさしい生活様式が定着し、環境保全に高い関心を持つ市民が増えています。 市役所・市民・事業者が協力して省エネルギー、ごみの分別・減量に関する活動に積極的に取り組んでいます。
施策	１．循環型社会・エコライフ	
担当課	環境課	

	施策の内容	取組内容	成果	評価	今後の方向性
１　省エネルギー、省資源の促進	●エコドライブ、適度な冷暖房の温度調整、環境家計簿、エコマーク商品や省エネ機器の購入等、多くの市民の省エネ行動を促進します。	●「第2次知立市環境基本計画」を策定しました。(2017年度) ●環境基本計画と合わせ「第二次知立市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」を改定しました。(2017年度) □庁舎駐車場に電気自動車等充電設備を設置しました。(2016年度2月～)	●策定した計画に基づき、補助金制度など細かい点の見直しを継続的に行いながらCO2の排出抑制に取り組みました。 □電気自動車等充電設備の利用登録者数及び利用回数実績 2016年度利用登録者数及び利用回数:8人、11回 2018年度利用登録者数及び利用回数:45人、272回 37人増加(563%増)、261回増加(2,470%増)	●策定した計画を遂行することでCO2の削減を進めています。 ●電気自動車等充電設備の利用は増加傾向にあり、市民の省エネ行動を促進することが出来ています。	
	●多くの事業者がエコアクション21を取得して省エネルギーに取り組むよう啓発を進めます。	□広報、ホームページ等を通し、情報提供を行いました。	□県と連携してエコアクション21の周知を図りましたが、認証社数等については把握しておりません。	□より効果的な周知の方法を検討する必要があります。	●引き続き、ホームページ等による啓発活動及び情報提供を行います。
	●家庭や事業者において、市内の緑化を推進し、グリーン購入法に基づく環境負荷低減に資する製品・サービスの調達を推進し、資源の有効活用や自然が持つ力を活かした暮らしへの移行を促進します。	□グリーン購入法に基づく環境負荷低減に資する製品・サービスの調達の推進については、現在取組を行っておりません。		□グリーン購入法に基づく環境負荷低減に資する製品・サービスの調達について情報を収集し、取組内容について検討する必要があります。	
２　再生可能エネルギーの活用促進	●公共施設等において太陽光発電設備等の設置を推進するとともに、家庭や事業者における太陽光発電設備及び太陽熱利用システム等の設置を促進することにより、本市における再生可能エネルギーの活用普及を図ります。	●公共施設に太陽光発電設備等を設置しました。(2016年度) ●住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助事業により補助金の交付を行いました。(2015年度～)	●GND基金を活用して保健センターに太陽光発電システム、蓄電池を設置(2016年度) ●住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助事業補助実績 ◎太陽光発電システム:94基10,702,000円、太陽熱利用システム:1基40,000円(2015年度) ◎太陽光発電システム,リチウムイオン蓄電池システム、エネルギー管理システムとの併用:10件2,670,000円 太陽光発電システム(単独):56基4,317,000円 リチウムイオン蓄電池システム(単独):27基2,160,000円 エネルギー管理システム(HEMS)(単独):10基80,000円 太陽熱利用システム:4基240,000円 燃料電池システム:23基2,300,000円(2018年度) 2015年度総額　10,742,000円 2018年度総額　11,767,000円 1,025,000円増加(10%増)	●保健センターに太陽光発電システム、蓄電池を設置することが出来ました。 ●住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助事業による補助金額は、一度住宅に導入をすると再度導入することはなく対象者数が減少するため、補助金額も減少すると考えられますが、2015年度と2018年度を比較すると補助対象を拡大しているため、補助金額は横ばいです。	●財政事情や県の補助制度の動向をふまえ、太陽光発電設備とその他温暖化対策設備の一体型導入が主流となるよう補助制度の見直しや改正を検討します。

章	１．人と環境にやさしく、健康で安心して暮らせるまちづくり	施策がめざす将来の姿
節	４．環境にやさしいまちづくり	環境と健康にやさしい生活様式が定着し、環境保全に高い関心を持つ市民が増えています。 市役所・市民・事業者が協力して省エネルギー、ごみの分別・減量に関する活動に積極的に取り組んでいます。
施策	１．循環型社会・エコライフ	
担当課	環境課	

	施策の内容	取組内容	成果	評価	今後の方向性
３　ごみの分別収集、減量化の推進	●資源となる家庭ごみの分別を促進するために、わかりやすい分別マニュアルの作成、広報やホームページによる情報発信、分別についての出前講座の開催を積極的に行い、環境に配慮した資源の循環を進めます。	●ごみ出しガイドブック（日本語版）を作成しました。(2018年度) ●出前講座の開催について区長会等で周知しました。	●ごみ出しガイドブック配布部数: 2018年度　33,339部 ●出前講座開催実績: 2015年度10回 2018年度4回	●ごみ出しガイドブックにより写真で分別を分かりやすく市民に伝えることが出来ました。 ●出前講座開催数が減少傾向にあるため、周知方法等を検討しなければなりません。	●ごみ出しガイドブックの外国語版を作成します。 ●広報やホームページによる情報発信、分別についての出前講座の開催を積極的に行います。
	●レジ袋削減のためのマイバッグ運動推進とともに、「無駄なものを買わない・もらわない」という意識や行動を行政・市民・事業者が共有して実践することにより、家庭や事業者から出るごみの減量を図ります。	●啓発物品にエコバッグを加えて、各種イベントPR時に配布をしました。	●市内レジ袋削減取組店によるレジ袋辞退率: 2015年度85% 2018年度85%	●レジ袋辞退率は高水準を保っています。	●「レジ袋削減取組店」と連携してレジ袋の削減に取り組みます。
４　ごみの再資源化リサイクルの推進	●地域のごみ集積所を通じて回収されるビン、カン、ペットボトル、プラスチック製容器包装ごみ等について、適正なリサイクルルートに乗せ再利用、再資源化を推進します。	●地域のごみ集積所を通じて回収されるビン、カン、ペットボトル、プラスチック製容器包装ごみ等について、それぞれ専門のリサイクル業者に引き渡しました。	●資源ごみの回収実績 2015年度 ビン　312.85t カン　91.39t ペットボトル　148.04t プラスチック容器包装ごみ　342.81t 2018年度 ビン　333.98t(7%増) カン　92.12t(1%増) ペットボトル　166.60t(13%増) プラスチック容器包装ごみ　344.83t(1%増)	●適正なリサイクルルートに乗せ再利用、再資源化しています。	●地域のごみ集積所を通じて回収されるビン、カン、ペットボトル、プラスチック製容器包装ごみ等について、適正なリサイクルルートに乗せ再利用、再資源化を推進します。
	●家庭における生ごみ処理機器の設置補助、食用廃油の回収を行い、生ごみや食用廃油の再資源化を促進します。	●家庭における生ごみ処理機器の設置を促進するため、生ごみ処理機器の貸し出し事業を開始しました。(1999年度～) ●食用廃油の回収を行い、それをもとに肥料やぼかしを作成しました。	●生ごみ処理機設置補助件数: 2015年度　9件180,000円 2018年度　16件257,200円　7件増加(78%増) ●食用廃油の回収: 2015年度　1,208人4,725.5kg 2018年度　1,222人4,486.5kg　14人増加(1%増)	●生ごみ処理機設置補助件数は増加傾向にあり、家庭における生ごみのリサイクルの推進に寄与しています。 ●食用廃油の回収人数は増加傾向にあり、廃油の再資源化が進んでいます。	●家庭における生ごみ処理機器の設置補助、食用廃油の回収を行い、生ごみや食用廃油の再資源化を促進します。
	●リユースマーケットの開催、リサイクル情報の発信等を通じて、まだ使える家庭の不用品の再利用を促進します。	●リユースマーケットの開催、リサイクル情報の発信等を通じて、リユースを促進しました。	●リユースマーケット来場者数: 2015年度　1,244人 2018年度　647人　597人減少(48%減) ●リサイクル情報成立件数 2015年度　33人 2018年度　33人　増減なし	●リユースマーケット及びリサイクル情報により市内のリユースが促進されています。	●リユースマーケットの開催、リサイクル情報の発信等を通じて、まだ使える家庭の不用品の再利用を促進します。

章	１．人と環境にやさしく、健康で安心して暮らせるまちづくり	施策がめざす将来の姿
節	４．環境にやさしいまちづくり	学校、職場、家庭等を通じて環境学習や環境活動に取り組むことにより、持続可能な社会づくりに対する市民や事業者の意識が高くなっています。 市民や事業者が地域の清掃活動に参加し、一人ひとりのマナー向上により、ごみのポイ捨てや不法投棄のない、きれいなまちになっています。
施策	２．環境保全・公害防止	
担当課	環境課	

	施策の内容	取組内容	成果	評価	今後の方向性
１　自然環境や生態系の保全	●本市の自然環境は農地や神社仏閣周辺の緑地、河川の水辺を中心に存在することから、農業振興、歴史資源保全、河川管理等の施策と連携しながら自然環境、生態系の保全を図ります。	□農地や緑地、河川については、担当各課が主体となって、優良農地の保全や河川の管理、保全に取り組んでいます。	□毎年度河川堤の樹木保全や松並木の管理を行い、適切な管理をしています。農業振興地域内農地に関しては、関係法令の要件に基づき許可判断を行いますが、農地面積は減少しています。	□自然環境、生態系への影響を発生させることなく、適切な管理をしています。農地に関しては、現在ある農地をできる限り保全していくよう、耕作者の高齢化や後継者不足の問題に取り組む必要があります。	□引き続き担当各課と連携しながら、自然環境、生態系の保全に取り組みます。
	●外来生物による生態系や農業等への被害を防止するため、「外来生物を入れない・捨てない・拡げない」の原則を市民や事業者に普及します。	●広報、ホームページ等を通し、外来生物に関する注意喚起及び情報提供を行いました。 ●生活環境被害や農作物被害のあった市民からの申請により、ヌートリアやアライグマなどの捕獲について捕獲許可証の発行や捕獲檻の貸出を行いました。	●外来生物等による重大事故発生件数: 2015年度～2018年度 0件 ●有害鳥獣(外来種)捕獲数: 2015年度　ハクビシン2件、アライグマ2件、ヌートリア1件 2018年度　アライグマ2件	●外来生物等による重大事故は発生していません。 ●有害鳥獣（外来種）の捕獲について、捕獲数は減少傾向にありますが、出現の都度対応をしました。	●2019年度に知立東高校と合同でオオキンケイギクの駆除活動を行います。 □引き続きホームページ等で、情報提供を行います。
２　自然と親しむ場や機会の創出	●川や水辺の自然環境や河川浄化への市民の関心を高めるため、小学生や保護者を対象に水生生物調査を行い、様々な世代が自然に親しむ機会を設けます。	●学校側と協議をし、水生生物調査を実施しました。 □生活排水対策学習会を実施しました。	□水生生物調査（～2015年度） ●生活排水対策学習会（～2017年度）	●生活排水対策学習会及び水生生物調査は、市民ニーズ等の観点から継続実施の必要性が低いと判断しました。	□評価を受け、小学生を対象とした水生生物調査を廃止し、水質関係分析委託業務の一部として実施します。生活排水対策学習会は実施方法を見直します。
	●地域の歴史文化や農業、自然などを体験・学習する講座・教室の開催等、自然環境学習に関する事業の実施を促進します。	●広報、ホームページ等で環境学習施設の紹介及びイベントの情報提供を行いました。		□より効果的な周知の方法を検討する必要があります。	●自然環境学習については、知立市の地理的状況等を考慮し、研究・検討します。
３　不法投棄の防止	●不法投棄防止看板の設置、広報やホームページへの掲載等を通じて不法投棄防止の啓発活動を推進するとともに、地域と協力した監視パトロール活動、不法投棄防止監視カメラの活用、通報体制の整備等により、不法投棄監視体制の充実を図ります。	●不法投棄の多発地区に、看板及び監視カメラの設置や巡回パトロールの強化を行いました。 監視カメラ設置台数：9台 巡回パトロール回数：年間150回	●不法投棄件数: 2015年度　168件 2018年度　112件　56件減少（33%減）	●不法投棄は減少傾向にありました。	●不法投棄防止看板の設置、広報やホームページへの掲載等を通じて不法投棄防止の啓発活動を推進するとともに、地域と協力した監視パトロール活動、不法投棄防止監視カメラの活用、通報体制の整備等により、不法投棄監視体制の充実を図ります。
	●不法投棄やポイ捨てがしやすい場所を減少させるため、地域の清掃活動や空地の適正管理等を促進し、ごみのないきれいな地域づくりを図ります。	●7万人クリーンサンデーを年に1回開催し、地域の清掃活動を行いました。	●7万人クリーンサンデー参加者数: 2015年度　4,161人 2018年度　5,075人　914人増加（22%増）	●7万人クリーンサンデーの参加者数は増加傾向にあり、地域の環境美化推進に寄与しています。	●不法投棄やポイ捨てがしやすい場所を減少させるため、地域の清掃活動や空地の適正管理等を促進し、ごみのないきれいな地域づくりを図ります。

章	１．人と環境にやさしく、健康で安心して暮らせるまちづくり	施策がめざす将来の姿
節	４．環境にやさしいまちづくり	学校、職場、家庭等を通じて環境学習や環境活動に取り組むことにより、持続可能な社会づくりに対する市民や事業者の意識が高くなっています。 市民や事業者が地域の清掃活動に参加し、一人ひとりのマナー向上により、ごみのポイ捨てや不法投棄のない、きれいなまちになっています。
施策	２．環境保全・公害防止	
担当課	環境課	

	施策の内容	取組内容	成果	評価	今後の方向性
４　公害・環境汚染の防止	●市民の生活環境の保全のため、大気、水質等市内各所において定期的な環境測定を実施し、法令に基づく環境基準等に抵触する場合は、関係機関と協議しながら必要な措置を講じます。	●大気、水質、騒音・振動、地盤沈下について定期測定を行いました。 ◎二酸化硫黄調査…年2回(7月、1月)、知立市役所(現業棟)及びいきがいセンターの2地点で実施 ◎一酸化炭素調査…年1回(7月)、知立市役所(現業棟)及びいきがいセンターの2地点で実施 ◎降下ばいじん調査…年12回、知立市役所(庁舎屋上)の1地点で実施 ◎ダイオキシン類大気環境調査…年2回(7月、1月)、知立市役所(庁舎屋上)の1地点で実施 ◎河川水質調査…年6回(6月、7月、9月、11月、1月、3月)、主要河川で実施 年2回(8月、2月)、その他河川で実施 ◎ダイオキシン類水環境調査…年2回(7月、11月)、逢妻男川(駒場橋付近)の1地点で実施 ◎工場排水調査…年1回(11月)、知立市内の工場1地点で実施 ◎自動車騒音測定…年1回、6地点で実施 ◎自動車騒音常時監視及び面的評価…年1回、4地点で実施 ◎道路交通振動測定…年1回、2地点で実施 ◎地下水位測定…年12回、1地点で実施	●定期測定の結果、環境基準を超過する値は検出されませんでした。	●法令に基づく適正な調査により、市内の生活環境の保全を監視することが出来ています。	●引き続き、定期的に環境測定を行い、生活環境の悪化を招かぬよう監視します。
	●事業者との公害防止協定の締結を広げていくとともに、締結事業者から定期的に提出される報告書に基づき助言や指導を行い、公害発生の未然防止を図ります。 ●事業者による自主的な環境保全及び創造の取組を促すとともに、市が実施する環境施策への協力を求めます。	●公害防止協定の締結事業者の募集及び締結事業者より、公害防止協定に基づく報告書を定期的に提出してもらい、公害の未然防止を図りました。	●公害防止協定締結事業所数: 2015年度　11社　12工場 2018年度　12社　12工場 増減なし(分社化により会社数としては1社増) 協定締結事業者は毎年2回(上半期・下半期)に報告書を提出	□公害防止協定を締結した事業所において定期的な測定報告を求めることにより、事業者の公害対策に対する意識を高め、公害の未然防止に繋がりました。	●引き続き、市が実施する環境施策への協力を求めます。

第2章

人々が集う交流のまちづくり

第１節　住みたくなるまちづくり
施策１　住宅・住宅地
施策２　道路
施策３　公園・緑地
施策４　上水道・下水道

第２節　訪れたくなるまちづくり
施策１　知立駅周辺整備
施策２　公共交通
施策３　シティプロモーション・観光
施策４　産業振興・雇用対策

章	２．人々が集う交流のまちづくり	施策がめざす将来の姿
節	１．住みたくなるまちづくり	質の高い住宅や住宅地が供給されることにより、誰もが住みたい、住み続けたいと思う知立となっています。
施策	１．住宅・住宅地	
担当課	建築課、まちづくり課	

	施策の内容	取組内容	成果	評価	今後の方向性
１　良質な住宅・住宅地の供給促進	●本市への転入世帯、世帯分離による新規世帯に対して、適正な規模の良質な住宅を供給するため、土地区画整理事業や宅地開発事業等の誘導による住宅地の供給を促進します。	●開発等事業手続条例における庁内の関係課と事業者との事前協議により、良質な住宅の供給に努めました。 ●知立山土地区画整理事業(2014年度～施行中) 地区計画を告示し、保留地販売を実施しました。 ●上重原町鳥居地区まちづくり検討(2015年度～計画中) 地元組織とまちづくりの検討を重ね、関係者へ説明会・勉強会を開催しました。 ●上重原町蔵福寺地区まちづくり検討(2015年度～計画中) 地元組織とまちづくりの検討を重ね、関係者へ説明会・勉強会を開催しました。	●住宅地供給数(知立市開発等事業手続条例による事業協定数): 2015年度～2018年度　62宅地 ●知立山土地区画整理事業 ◎地区計画告示(2016年度) ◎保留地販売:全14画地を完売 ●上重原町鳥居地区 ◎検討委員会の開催:計20回(2016～2018年度) ◎説明会・勉強会の開催:計3回(2017～2018年度) ●上重原町蔵福寺地区 ◎検討委員会・準備委員会の開催:計25回(2016～2018年度) ◎説明会・勉強会の開催:計3回(2017～2018年度) ◎まちづくり構想図(案)作成(2018年度)	●事業者との事前協議により良質な住宅の供給を行うことができました。 ●土地区画整理事業を実施することにより良質な街並み形成を図り、住宅の供給を行うことができました。 ●土地区画整理事業に対する理解の向上と熟度の醸成を図ることができました。	●知立山土地区画整理事業について、2019年度内の事業完了を目指します。 ●上重原町鳥居地区および蔵福寺地区について、土地区画整理事業による良質な住宅供給を目指し、まちづくりの熟度醸成を図ります。
	●世代や家族形態により変化する住宅ニーズに応じて、市内で住み替えながら住むことができるように、持ち家・賃貸住宅ともに多様な住宅の供給をめざします。				
	●住宅地の供給に際しては、地区計画制度の活用や、開発事業における事前協議等により、良質な住宅地供給や街並み形成を図ります。				
２　既存の住宅・住宅地ストックの改善、有効活用	●耐震、バリアフリー、環境負荷の軽減などを伴う住宅リフォームについて、国や住宅金融支援機構等の支援制度の活用促進により、既存住宅の質の維持・向上を図ります。	●「愛知ゆとりある住まい推進協議会」による各種支援制度掲載冊子の窓口配布及び開設HPの案内を市HP上で行いました。	●様々な住宅に関する情報を集約して提供することができました。	●直接、関係機関への問い合わせを行うことにより市民の利便性が向上しました。	●引き続き、市民に対する情報発信ツールの質の向上に努め、市民のニーズに合った情報の提供を行います。
	●空家に関する情報収集を行い、所有者に向けた相談対応を行うとともに、住宅・不動産事業者と協力して、空家の市場への流通による活用促進を図ります。	●空家等実態調査(2016年度) ●知立市空家等対策計画策定(2017年度) ●空家セミナー・相談会の開催(2018年度)1回	●市内における空家率 2016年度　1.55% 2018年度　1.36% 0.19%減少	●空家の所有者の意識付けが進みました。	●空家等の所有者のニーズを把握し、宅地建物取引業協会等の不動産事業者と協力し、危険な空家の解体や空家の市場への利活用促進を図ります。
	●住宅が密集している市街地においては、共同・協調建替等の促進により、住環境の改善を図るとともに、狭あい道路の拡幅の促進による、避難路や緊急車両通行の確保を図ります。	●西新地地区市街地再開発事業の事業化に向けて、権利者の合意形成を図りつつ事業計画の検討を行いました。 ●西新地地区まちづくり協議会の開催 2015年度～2018年度　18回	●西新地地区における同意者数が増加しました。 ●西新地地区の事業計画案を作成しました。	●西新地地区再開発事業の事業化に向け、合意形成、及び、事業計画案の作成を行いました。	●狭あい道路の拡幅等の密集市街地の住環境の改善に向けて、西新地地区市街地再開発事業の事業化を進めます。
３　公的住宅の活用による住宅セーフティネットの確保	●高齢者をはじめとした住宅弱者の増加に対応するため、市営住宅の新規整備や既存住戸の改善を推進します。特に、高齢者向け市営住宅の供給を推進します。	●既存住戸の居住性向上を図るため、市営西丘住宅、八橋住宅において住戸改善工事を行いました。	●市営西丘住宅外壁改修(2015年度～2017年度) ●市営八橋住宅A、B棟浴室設置(2017年度～2018年度)	●今後、長期にわたり健全な状態を保つことができ、コスト縮減、性能や安全性低下を未然に予防することができました。 ●浴室の手すりの数を増やすとともに、ユニットバス化により、高齢者等の利便性が向上しました。	●市営八橋住宅C、D棟の浴室設置や経年劣化した排水管の耐久性、耐食性向上に資する改修工事を行います。 ●既存の継続可能な住宅団地における長期間の有効活用、コスト縮減を図るため、公営住宅等長寿命化計画を改定し、予防保全型等の維持管理をはじめとした公営住宅の適切な管理をします。
	●市営住宅について、居住性向上を図るとともに、長期間の有効活用、将来にわたるコスト縮減を図るため、性能や安全性低下を事前に防止するための予防保全型の維持管理を進めます。				
	●UR都市機構とも連携しながら、知立団地等を活用した住宅弱者対策を図り、住宅セーフティネットを確保します。	●公的賃貸住宅への入居希望者に対して相談業務を行いました。	●市営住宅、県営住宅の外にも公的賃貸住宅についてのご紹介、ご案内ができました。	●市営住宅入居者募集期間外においても、知立団地等をご紹介、ご案内することにより、要住宅確保者に対する支援をすることができました。	●幅広く公的賃貸住宅の情報を収集し、入居希望者のニーズに合った住宅をご紹介、ご案内するなど、相談体制の充実意を図ります。
４　住まいに関する相談体制の充実	●住宅・不動産事業者や金融機関等の住宅関係団体と協力しながら、住宅取得、住み替え、住宅リフォーム、耐震診断等に関する総合的な相談窓口を設置し、市民の住まいに関する相談対応を行います。またマンションに対しては、老朽化に伴う改修や住民の苦情対応など、マンション管理に係る相談体制についての充実を図ります。	●住宅の取得、リフォーム、耐震診断等に関する住宅相談窓口を設置し相談業務を行いました。	●相談件数: 2015年度　9件 2018年度　23件　14件増加(255%増)	●市への苦情や問合せの減少や、専門家による対応により、市民の利便性が向上しました。	●今後においても、市民の居住性向上のため、相談業務を充実していくとともに、マンション管理に係る相談体制に関しては、マンション管理推進協議会に参加し、相談窓口の充実を図ります。
	●バリアフリー化に向けては、住宅改修の手法の紹介等を行うとともに、建築士及び理学療法士・作業療法士と連携した相談体制の充実を図ります。	●耐震改修無料相談において、耐震改修制度案内に併せ、バリアフリー化の事例についても周知を行いました。	●建築士より相談内容に沿った改修提案を行うことができました。	●安心して専門家に相談が行える機会を設けることで、バリアフリー化改修の質及び市民の利便性の向上に繋がりました。	●引き続き、市民に対する相談機会の提供に努め、市民のニーズに合った情報の提供を行います。

章	２．人々が集う交流のまちづくり	施策がめざす将来の姿
節	１．住みたくなるまちづくり	広域的な道路の整備により市内全体の道路交通ネットワークが完成し、市民や企業の自動車による移動の利便性がさらに高まっています。 歩道空間の充実や事故防止のための交差点改良等により、子どもから高齢者まで、誰もが安心して歩くことができるまちが形成されています。
施策	２．道路	
担当課	土木課、都市計画課	

	施策の内容	取組内容	成果	評価	今後の方向性
１　幹線道路の整備の推進	●国道及び県道など、広域的な道路については、国や県との協力のもと(都)国道155号線、(都)安城知立線、(都)本郷知立線等の整備を促進します。	●(都)知立環状線整備事業(市施行)(2013～2023年度) ●(都)知立環状線整備事業(県施行)(2015～2023年度) ●(都)安城知立線整備事業(県施行)(2007～2023年度) ●(都)本郷知立線整備事業(県施行)(2012～2023年度) ●(都)国道155号線交差点改良(国土交通省施行)(2010～2015年度) ●(都)花園里線整備事業(市施行)(2014～2020年度) ●(都)八橋東西線整備事業(市施行)(2018～2020年度)	各事業の進捗率 ●(都)知立環状線整備事業(市施行)進捗率約92% ●(都)知立環状線整備事業(県施行)進捗率約47% ●(都)安城知立線整備事業(県施行)進捗率約93% ●(都)本郷知立線整備事業(県施行)進捗率約77% ●(都)国道155号線交差点改良済み。(2010～2015年度) ●(都)花園里線整備事業(市施行)進捗率約100% ●(都)八橋東西線整備事業(市施行)進捗率約72% ※進捗率は用地買収率(面積ベース)を示す。	●どの事業も順調に進捗しています。	●広域的な道路については、関係機関との協力のもと(都)安城知立線、(都)本郷知立線等の整備を促進します。
	●(都)知立南北線、(都)元国道1号線、(都)知立環状線等の未改良区間の多い中心部の道路は、連続立体交差事業や土地区画整理事業の進捗にあわせた整備を進めます。				●(都)知立南北線、(都)元国道1号線、(都)知立環状線等の未改良区間の多い中心部の道路は、連続立体交差事業や土地区画整理事業の進捗にあわせた整備を進めます。
	●幹線道路整備の遅れている北部地区では、隣接市との連携を図りながら、(都) 花園里線、(都)八橋東西線等の整備を推進します。				●北部地区では、隣接市との連携を図りながら、(都)花園里線、(都)八橋東西線等の整備を推進します。
２　生活道路の整備・改善	●事故が多発する生活道路の交差点については、歩行者の安全確保のための改良を推進します。また、その他の事故多発地点においても、事故が発生しにくい道路環境づくりを進めます。	●通学路等の生活道路の整備については、地域の要望等を反映させながら、老朽化に伴う修繕等や交通安全施設等の設置と併せて、歩行者の安全確保のための道路環境づくりを進めました。	●生活道路等の土木工事申請に伴う採択率:平均約62% ●通学路の交通安全対策については、1章1節2施策2番において記載	●通学路等の生活道路について、歩行者の安全確保のために整備を図ることができました。	●通学路等の生活道路について、引き続き歩行者の安全確保のための整備及び道路環境づくりを進めます。
	●住宅地内の生活道路の改善を進めるため、建替時のセットバックにあわせて狭あい道路拡幅整備を促進するための支援制度を整えます。	●「狭あい道路に係る後退用地に関する要綱」の改正を行い、測量及び分筆登記費用の補助制度を設けました。(2015年度)	●狭あい道路に係る後退用地に関する補助の実績　26件(2015年度～2018年度)	●狭あい道路に関する補助制度ができる前4年間の寄付件数22件に対し、制度後4年間は36件と14件増加し、狭あい道路拡幅整備が促進されています。	●狭あい道路解消の重要性を「知立市HP」や「広報ちりゅう」等へ掲載して啓発を行います。
３　計画的な維持・管理の推進	●路面舗装の老朽化による事故等を防止するため、市道における計画的な路面補修を実施し、自動車の安全・快適な走行及び歩行者の安全の確保を図ります。	●1・2級幹線市道について、舗装の個別施設計画に基づき計画的に路面補修を実施しました。	●1・2級幹線市道において、路面緊急補修工事を実施 延べL=2,736m 6路線	●路面補修の推進ができました。	●1・2級幹線市道について、舗装の個別施設計画に基づき、引き続き計画的に路面補修を実施します。
	●日常的な清掃や点検等により道路の良好な環境を維持・管理するため、清掃ボランティアや地域団体等、市民との協働による道路管理体制の構築を図ります。	●日常的な清掃や点検等により、道路の良好な環境を維持・管理するため、道路愛護会と道路管理体制の構築を図りました。	●道路愛護会の結成により、道路の良好な維持・管理を実施 3団体(2015年度) 4団体(2016年度～2018年度)	●道路愛護会の活動により、良好な状態が維持できている道路が増えました。	●日常的な清掃や点検等により、道路の良好な環境を維持・管理するため、引き続き道路愛護会結成の促進及び道路愛護会と道路管理体制の構築を図ります。
４　歩行空間の確保、道路の修景の推進	●歩行者の安全確保のため歩道設置を進めるとともに、歩道の段差解消及び点字ブロックの設置等のバリアフリー化を進め、歩行者が安心して歩くことができる歩道の確保を推進します。	●歩行者の安全確保のための歩道設置を進めるために、交差点改良事業、歩道整備事業及び道路改良事業等を実施しました。 ●歩道の段差解消及び点字ブロック等の設置のバリアフリー化を実施しました。	●歩道設置を目的とした事業を推進しました。 2路線(2015年度～2016年度) 3路線(2017年度～2018年度) ●歩道のバリアフリー化を実施 15箇所(2015年度～2018年度)	●歩道設置事業及びバリアフリー化工事の推進ができました。	●歩行者が安心して歩くことができるために、引き続き歩道設置や歩道のバリアフリー化を推進します。
	●池鯉鮒の歴史と自然の散歩みちを中心に緑道や散歩道等の整備を進め、歩行者空間のネットワーク化を図ります。また、池鯉鮒散歩みち協議会等のボランティア団体との協働による散歩道の管理や花壇の植栽等を促進します。	●池鯉鮒散歩みち協議会と協働により、散歩みちの整備や管理について協議しました。	●散歩みちの舗装整備:延長720m ●車止め・転落防止柵・ベンチの設置(2015～2016年度)	●散歩みちの整備や草刈り等の管理を池鯉鮒散歩みち協議会と協働により実施できました。	●池鯉鮒散歩みち協議会等のボランティア団体との協働により、散歩みちの整備等に取り組みます。

章	２．人々が集う交流のまちづくり	施策がめざす将来の姿
節	１．住みたくなるまちづくり	公園の整備が進み、市民の憩いの空間が充実するとともに、公園や緑地の日常的な管理を市民主体で行うようになり、公園が地域に愛されるコミュニティ空間となっています。
施策	３．公園・緑地	
担当課	都市計画課	

	施策の内容	取組内容	成果	評価	今後の方向性
１．特色ある公園・緑地の整備促進	●本市の都市公園の不足状況を解消するため、土地区画整理事業や開発事業等における街区公園の整備等を推進するとともに、公共施設緑地や民間施設緑地の公園空間としての有効活用を図ります。 ●公園の新規整備・改修の際には、市民の多様なレクリエーションニーズを満たすとともに、災害時の避難場所になるような配慮・工夫を行います。	●新たな公園用地や土地区画整理事業内の公園を整備し、快適な居住環境の整備を行いました。	●才兼池公園を整備(2017年度) ●知立山土地区画整理事業地内で大林緑の公園を整備(2018年度)	●計画通り公園が整備できました。	●(都)駅前公園及び(都)堀切公園については関連土地区画整理事業の進捗にあわせた整備を進めます。
２．公園の安全確保と適正管理の推進	●公園の改修を計画的に行うことにより、危険性を除去するとともに長寿命化を図ります。改修の際にはユニバーサルデザインにも対応した整備を進め、誰にとっても安全で快適に利用できる公園とします。 ●公園愛護会活動の拡大のため周知啓発強化を図るとともに、公園の維持管理に対する愛護会との連携、愛護会に対する相談支援体制の強化に努めます。	●人にやさしいまちづくり推進計画に基づいて、公園トイレ改修時にユニバーサルデザインに対応したトイレを設置しました。 ●日常的な清掃等により公園の良好な維持・管理するため地域団体等、市民との協働(公園愛護会)による公園管理体制の構築を図りました。	●鳥居公園及び丁凪公園の2公園のトイレをユニバーサルデザイン対応トイレに整備(2015年度) ●東八鳥公園、弘栄公園、番割公園、草刈公園の4公園のトイレをユニバーサルデザイン対応トイレに整備(2016年度) ●池端公園のトイレをユニバーサルデザイン対応のトイレに整備(2017年度) ●公園愛護会との協働により公園を適正に管理	●計画通り公園が整備できました。 ●公園愛護会のある公園については、良好な環境が維持・管理できました。	●公園施設については日常的な点検を行い、修繕や改修を行い長寿命化を図ります。 ●老朽化等により危険な施設については、撤去または更新を図り、改修の際にはユニバーサルデザインにも対応した整備を促進します。 ●公園愛護会のない公園については広報やホームページ等により市民に普及啓発を行い市民と協働による公園管理を促進します。
３．市街地における緑化の促進	●緑豊かな市街地の形成には、公共空間の緑化だけではなく、住宅や工場、事業所等の民有地の緑化が重要となることから、生け垣設置、屋上緑化、壁面緑化、駐車場緑化等に対する助成等により、民有地における緑化を促進します。 ●イベントにおいて市民に花の苗や種子を配布したり、地域の花壇づくり等に対する支援を行うなど、自宅の庭や身近な場所での緑の充実を促進します。 ●開発事業の事前協議における指導により、開発地における緑地の確保を促進するとともに、一定以上の建築物の新築や増築の場合に緑地確保を義務づける「緑化地域制度」等の導入を検討します。	●生け垣設置補助制度並びに知立市緑化推進事業補助制度について広報やホームページ等により市民に普及啓発を行いました。 ●才兼池公園にて、近隣の市民と協働により植樹祭を行いました。(2017年度) ●市民を対象に「かきつばた植付講習会」を行いました。(2016年度～2018年度) ●公園愛護会の会員を対象に「草花植付講習会」を行いました。(2015年度～2018年度) ●知立市開発等事業に関する手続条例に基づいて、緑地の確保を図りました。	●生け垣設置補助制度:2015年度1件、以降2018年度まで制度の活用がありませんでした。 ●知立市緑化推進事業補助制度:2件(2018年度) ●才兼池公園植樹祭参加者数: 2017年度　130人 ●かきつばた植付講習会参加者数: 2015年度　20人 2016年度～2018年度　40人 ●草花植付講習会参加者数: 2015年度～2018年度　20人 ●開発事業地内の牛田町尼子田おいて、尼子田公園の移管を受けました。(2015年度) ●開発事業地内の新林町本林において、本林小公園及び本林緑地の移管を受けました。(2016年度)	●生け垣設置補助については2016年以降制度の活用がなく、今以上の普及啓発が必要です。 ●知立市緑化推進事業補助制度については、対象規模の緩和がありましたので、今以上の普及啓発が必要です。 ●植付講習会の参加者が例年定員いっぱいの申込があり、市民の緑の充実への関心が高まりました。 ●開発事業に関する基準等規則に基づき緑地が整備され知立市に移管されました。	●生け垣設置補助制度並びに知立市緑化推進事業補助制度について、広報やホームページ等により市民への普及啓発に努め緑化を促進します。 ●植樹祭や植付講習会を催し、身近な緑の充実を促進します。 ●知立市開発事業に関する手続条例の基準等規則に基づき、開発地における緑地の確保を促進します。 ●一定以上の建築物の新築や増築の場合に緑地の確保を義務づける「緑化地域制度」等の導入は引続き検討します。

章	２．人々が集う交流のまちづくり	施策がめざす将来の姿
節	１．住みたくなるまちづくり	いつでもおいしく安心して利用できる水が市民に供給されているとともに、大規模災害時にも必要な水が供給できる備えができています。 下水道が整備され、水の浄化や循環が進むことにより、市民の生活環境の向上、地域の環境負荷の低減、災害危険性の減少が実現しています。
施策	４．上水道・下水道	
担当課	水道課、下水道課	

	施策の内容	取組内容	成果	評価	今後の方向性
１．安全な水の安定供給	●県営水道からの供給と地下水等の自己水源を今後も適切に併用しながら、市民に安定して供給するための水源を確保します。 ●市民がいつでもおいしく安心して利用できる水を供給するため、水源から給水栓に至る水道システムを継続的に監視・制御するためのシステム構築を図ります。	●知立市水安全計画、知立市水道水質検査計画に従い定期的においしく安心して利用できる水道水のための検査を実施しました。	●知立市水安全計画 ◎水質基準を満たしているか総合的に検査をし、チェックシートで確認を実施 ●知立市水道水質検査計画 ◎水源及び知立浄水場、市内5箇所で検査を実施 ◎検査項目：51項目 ◎年1回～毎日検査を実施	●計画通り検査が実施できました。	●今後も定められた基準による検査を実施し、安全な水の安定供給に努めます。
２．公共下水道の整備推進、接続の促進	●市街化区域内を中心に、公共下水道の整備区域を拡大し、汚水・雨水整備を推進します。 ●公共下水道事業に対する市民の理解を深めるとともに、未水洗化世帯の実態把握や水洗化に至らない理由の分析等を行うことにより、下水道接続の促進に努めます。	●公共下水道の未普及区域の整備を行い、整備区域を拡大しました。 ●未接続世帯に対して、接続のお願い通知とアンケート形式の訪問調査を実施しました。(2017年度)	●公共下水道整備(2018年度末) ◎整備面積：67.3(累計655.1)ha、普及率：6.0(累計66.6)% ●接続実績 (2015年度末) ◎集合住宅：17件(戸数132戸)、戸建住宅：0件 (2018年度末) ◎集合住宅：76件(戸数575戸)、戸建住宅：111件	●計画通り整備できました。 ●接続件数が順調に増加しました。	●引き続き、未普及区域の公共下水道整備を行います。 ●接続のお願い通知の継続と接続率の向上のための施策の検討を行い、接続率の向上に努めます。
３．上・下水道施設の効率的な維持管理の推進	●老朽化している水道施設について、将来の水需要を見据えた施設規模や機能の見直しを行いながら、安全性と経済性を勘案した適切な更新を行います。下水道施設についても、適正な維持管理と老朽化した施設の調査点検及び診断を行い、長寿命化対策のための計画的な改築・更新を行います。 ●大規模地震による水道施設の被害を防ぐため、浄水場や配水場、管路の耐震化を推進します。特に幹線管路や災害時の重要管路について耐震化を優先的に進めます。また、大規模災害時のライフライン確保のため、給水車、マンホールトイレ等の整備を図ります。	●南陽地区の老朽管の布設替えを行いました。(2016年度～2018年度) ●落合ポンプ場(雨水)の長寿命化対策、マンホールトイレの設置を進めています。 ●西町配水場から知立小学校、秋田病院及び知立西小学校を結ぶ重要給水管路の整備を行いました。(2011年度～2017年度) ●八橋配水場から富士病院までを結ぶルートの重要給水管路の整備を開始しました。(2017年度～)	●南陽地区の老朽管布設替え 2016年度　587.2m 2017年度　892.2m 2018年度　894.8m ●落合ポンプ場(雨水)の改築・更新による長寿命化対策 ●知立南小学校にマンホールトイレ設置の災害対策(2018年度) ●下水道ストックマネジメント計画により、今後の下水道経営から考慮した汚水管・雨水管及び落合ポンプ場（雨水）の改築・更新計画を策定(2017年度) ●西町配水場から知立西小学校を結ぶ重要給水管路整備 ◎314.8m(2015年度)、333.5m(2016年度)、242.8m(2017年度) ●八橋配水場から富士病院を結ぶ重要給水管路整備 ◎57.3m(2017年度)、482.7m(2018年度)	●南陽地区の布設替えは、概ね完了しました。 ●マンホールトイレの設置、下水道ストックマネジメント計画の策定を計画通り行いました。 ●大規模地震による水道施設の被害を防ぐための重要給水管路の整備が、西町配水場から知立西小学校まで完了しました。	●引き続き老朽管の布設替えを行います。 ●2017年度から整備を開始した、八橋配水場から富士病院までを結ぶ重要給水管路の整備を、2023年度までの完了を目指し進めます。 ●未普及事業を続けると共に、落合ポンプ場(雨水)の長寿命化対策に加え、昭和処理分区の汚水管老朽化対策を推進します。
４．上・下水道事業の健全経営の推進	●水道事業の運営基盤を強化するため、水道料金収入と建設工事等の支出のバランスをとりながら、限られた財源の中で最小費用で最大効果が上がるよう、施設の更新や事業運営を計画的に実施し、将来にわたる健全な経営を推進します。 ●下水道事業に関しても中長期的視点に立った経営戦略を策定するとともに、受益者負担金や使用料の収納率の向上、維持管理費の削減、適正な資産管理を行うことにより、経営の健全化を図ります。	●自らの経営等について的確な現状把握を行った上で、施設・管路の老朽化に伴う更新投資の増大、将来の経営環境の変化などの検討を進めてきました。 ●下水道事業については、経営、資産等の正確な把握による経営管理の向上のため、地方公営企業法の法適化を進めています。	●中長期的な視野に基づく計画的な経営に取り組み、安定的で継続的な水の供給というサービスを実現するために、将来の財政予測を踏まえた経営の基本となる「経営戦略」を策定しました。 ●下水道事業については、地方公営企業法の財務規定等を適用するため、資産の把握と評価をしました。	●将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画が策定できました。 ●下水道事業に関する資産を的確に把握・評価できました。	●経営戦略の事後検証を行い、実績と計画とに大きな差異がないかを検証するとともに、このまま計画通りに計画終了期間まで事業運営を行うことで良いかを検証します。 ●下水道ビジョンや下水道経営戦略など、中長期的視点に立った計画を策定します。

章	２．人々が集う交流のまちづくり
節	２．訪れたくなるまちづくり
施策	１．知立駅周辺整備
担当課	都市開発課、まちづくり課、経済課

施策がめざす将来の姿

知立駅周辺は市街地整備事業により、地域の歴史や文化を感じさせる魅力ある商業・業務・居住施設を備える本市の玄関口となり、市民や来訪者が様々な活動を展開することにより、新しいにぎわいが生まれています。

	施策の内容	取組内容	成果	評価	今後の方向性
１．基盤整備、連続立体交差の推進	●中心市街地における交通渋滞の解消や鉄道による広域的な交通結節性を最大限に活用した都市づくりを進めるため、県や鉄道事業者等と協力しながら、連続立体交差事業を推進します。	●事業主体である愛知県や鉄道事業者と連携を取りながら、力強く連続立体交差事業を進めました。	●進捗率約46%(事業費ﾍﾞｰｽ)(2018年度末) ●4、5番線を仮線に切替(2016年度) ●6番線を仮線に切替(2017年度) ●本体工事を本格的に着手(2018年度)	●駅周辺整備事業の進捗に合わせて、工事の着手ができました。	●2019年度も引続き2023年度完成に向け、国への要望活動を行いながら事業進捗を確実なものにし、本体工事を順次進めます。
	●知立駅周辺における幹線道路、駅前広場、公園の整備を進め、本市の玄関口としての魅力の向上を図るため、知立駅周辺及び駅南における土地区画整理事業の円滑な推進を図ります。	●幹線道路、駅前広場、公園等の整備に当たり、市民プロジェクトからの意見を参考に本市の玄関口としての姿を整えるようにしました。	●知立駅周辺区画整理事業：進捗率約74%(事業費ﾍﾞｰｽ)(2018年度末)		●連続立体交差事業の進捗に合わせた幹線道路、駅前広場、公園の整備を進めます。
２．交通結節点としての利便性の向上	●知立駅は鉄道、路線バスの他、企業・学校送迎バス、タクシー、自家用車、自転車等の多くの交通が結節し、多くの市民が集まる場所であることから、新しい駅舎及び駅前広場の整備により、駅利用者の利便性向上を図ります。	●利便性向上のため、新駅前広場の機能や利用形態を検証しました。 ●駅周辺整備の進捗を図り、公共施設整備を着実に実施しました。	●駅前広場の設計着手(2018年度) ●知立市地域公共交通網形成計画策定(2018年度)	●駅周辺整備事業の進捗に合わせて、設計の着手や計画が策定できました。	●市の玄関口としてふさわしい駅前広場の整備により、駅利用者の利便性向上を図ります。
	●土地区画整理事業による幹線道路整備、連続立体交差事業による知立駅周辺の踏切除却により、道路交通の円滑化、知立駅へのアクセス利便性の向上を図ります。	●駅周辺整備の進捗を図り、公共施設整備を着実に実施しました。	●区画道路整備率　40% ●都市計画道路整備率　14%		●知立駅へのアクセス利便性を考慮した歩道空間の整備及び道路整備を実施します。
３．土地の有効活用と都市機能集積の促進	●都市計画に基づく地区計画等の手法を活用し、本市の中心市街地にふさわしい、良好な都市環境の形成を誘導します。また、駅利用者や地域住民の利便性向上に資する都市機能の集積をめざします。	●区画整理内の土地の利用促進を誘導し、都市機能の充実を進めました。	●知立南北線沿線の土地の使用収益開始(2015年度)	●駅周辺整備事業の進捗に合わせて、設計や工事の着手ができました。	●地区計画に沿った本市の中心市街地にふさわしい、良好な都市環境の形成を誘導します。
	●商業軸を形成する幹線道路については、電線類の地中化等により高質街路空間の形成を図るとともに、沿道建物と街路が一体となった魅力的な街並みの形成を図ります。	●知立南北線及び栄線が電線共同溝の合意路線となるように国に申請しました。	●知立南北線沿線の土地の使用収益開始(2015年度) ●電線共同溝の設計着手(2018年度)		●幹線道路については、電線類の地中化等により高質街路空間の形成を図ります。
	●知立駅の北側については、市街地再開発事業の促進により、本市の玄関口に相応しい魅力あるまちなか住宅や商業施設等の整備を図ります。また、知立駅の北東側の新地町西新地の未整備地区についても、市街地再開発事業等の手法の活用により、駅周辺にふさわしい土地の有効活用をめざします。	●知立駅北地区市街地再開発組合の総会、理事会、工事定例会等に参加し、組合の支援を行いました。 ●西新地地区まちづくり協議会の開催 2015年度5回　2016年度4回　2017年度4回 2018年度5回	●知立駅北地区市街地再開発事業(2016年8月工事着手、2019年1月竣工引渡し) ●西新地地区の事業計画案を作成しました。	●知立駅前のシンボルタワーが完成しました。 ●西新地地区再開発事業の事業化に向け、合意形成、及び、事業計画案の作成を行いました。	●西新地地区市街地再開発事業の事業化に向けて、権利者合意形成と事業計画の検討を行います。
４．市民が活動できる場や仕組みの創出	●知立駅周辺に整備される駅前広場、公園、歩行者空間、連続立体交差事業により生じる鉄道高架下空間について、市民主体による様々な活動やイベント空間として活動できる仕組みを整えます。	●高架下利用について、都市側が利用できる場所(公共の用に供することができるところ)においては、利用用途をまとめました。	●高架下利用庁内ヒアリング実施(2017年度) ●知立連続立体交差事業協議会第5条第1項第5号の規定に基づき、鉄道事業者と順次進めていくことを確認(2018年度)	●高架下の有効活用について議論が進みました。	●都市側が利用できる場所については、知立市が利用場所及び用途を精査し鉄道事業者と協議します。
	●知立駅周辺の既存商業地や新しい市街地についても、衰退した商業地及び空洞化した市街地の再生のため、市民主体の様々なまちづくり活動を促進し、新しいにぎわい創造をめざします。	●駅北地区の商店街・発展会の体質強化や統廃合を含めた今後のあり方をまとめる新商店街推進計画策定事業に要する経費を補助しました。(2015年度) ●駅北地区の3発展会の統合を進めるための事業計画等作成に要する経費を補助しました。(2016年度) ●知立駅北発展会の販促活性化事業に要する経費を補助しました。(2018年度)	●3発展会(UFJ銀行通り発展会、知立駅前発展会、知立中央通り発展会)を再編し、知立駅北発展会に統合(2016年度) ●池鯉鮒チエキタ粋な祭を開催：　計7日間(2018年度)	●発展会の再編・統合で新しいにぎわいを創出しました。	●その他の場所については、にぎわいの創出につながる場となる可能性も含め、地元使用者から意見提案を受け利用可能となるよう引続き支援を行います。

章	２．人々が集う交流のまちづくり
節	２．訪れたくなるまちづくり
施策	２．公共交通
担当課	まちづくり課、都市開発課

施策がめざす将来の姿

鉄道・路線バス・ミニバスにより、市内全域において公共交通機関の利便性が確保されており、多くの市民が快適に利用しています。

	施策の内容	取組内容	成果	評価	今後の方向性
１．ミニバスの利便性向上と利用促進	●総合公共交通会議の開催を通じて、公安委員会、道路管理者、交通事業者、国や市民との調整を図りながら、ミニバスをはじめとした本市の公共交通機関全体の維持と利便性向上を図ります。	●地域公共交通会議開催回数：2回(2015年度)、2回(2016年度) ●総合公共交通会議開催回数：4回(2017年度)、4回(2018年度)	●ミニバスダイヤ改正（2017年度） ●高齢者ミニバス運賃無料化事業の実施（2017年度） ●運転免許自主返納者支援事業の拡充（2017年度）	●ミニバスの利便性が向上し、利用者数が増加しました。	●持続可能な公共交通網の形成を目指し策定した地域公共交通網形成計画(2018年度)に基づき、ミニバスの利便性向上・利用促進を図ります。
	●市民に対してミニバスの利用促進をPRするとともに、ミニバスの利用状況を頻繁に調査・分析することにより、市民のニーズに応じた路線の設定やバス停の設置等を行い、利便性向上を図ります。	●市民アンケート調査、バス利用実態調査、バス利用者アンケート調査、住民懇談会(2回)等の実施(2016年度～2018年度)	●ミニバス利用者数 2015年度　290,120人（3.4%増） 2016年度　292,210人（0.9%増） 2017年度　293,347人（0.2%増） 2018年度　309,230人（5.4%増）		
	●バス停におけるベンチや屋根の設置、近隣施設との連携による待合スペースの確保などにより、バス利用者のバス待ち時間の快適性の向上を図ります。	●バス停にベンチ(各年度2箇所)の設置(2015年度～2018年度)	●バス停へのベンチ設置 バス停102箇所のうち31箇所に設置		
	●ミニバスの運行状況については、ホームページやソーシャルネットワークサービス等により、瞬時に利用者に周知できるようなシステムの構築に努めます。	●ホームページにミニバス時刻表検索システムを導入(2016年度) ●乗換案内アプリにミニバスデータの登録(2018年度)	●ホームページやソーシャルネットワークサービスを利用したサービスが向上しました。		
２．三河知立駅の移設に伴う駅へのアクセス利便性の向上	●三河知立駅が現在の場所から東に移設されることに伴い、駅勢圏が拡大されることになります。このため、移設された駅に駅前広場を整備するとともに、周辺道路の改良等により安全な歩行者空間の確保等を図ります。	●知立市の駅の適正配置と、北部のまちづくりとしての役割を期待し、竜北中学校付近に移設しています。 ●課題とされる歩行者の安全性の確保や道路網の整備、竜北中学校への影響など改善を図りながら実施しています。	●竜北中学校グラウンド東側の道路改良を行い、歩道を設置(2015年度) ●駅前広場用地を確保するため、竜北中学校グラウンドを再配置し整備(2016年度) ●竜北中学校グラウンド南側の道路改良を行い、歩道と車道を整備(2018年度)	●計画通り整備できました。	●今後は、竜北中学校東側道路の歩道整備を行い、駅舎完成後、駅前広場の整備に入ります。 ●駅南アクセス道路についても、検討を重ねながら歩道用地の確保に向けて進めます。
	●移設された駅については、新たな交通結節点となるよう、ミニバスを乗り入れるなど駅の乗降利便性の確保に努めます。	●知立市北部の交通結節点となるよう駅前広場等の整備を実施しています。	●駅前広場用地の粗造成実施（2018年度） ●駅前広場のレイアウトについて名鉄との事前協議開始（2018年度）	●連続立体交差事業の進捗に合わせて工事や協議が進みました。	●駅の乗降利便性の確保に向けて進めます。
３．地域公共交通の連携強化	●知立駅及び周辺の整備・改良にあわせて、鉄道からの交通結節機能を強化し、名古屋鉄道、名鉄バス、タクシーに加え、マイカーや自転車も含めた乗換利便性の向上など、交通手段相互の連携強化を図ります。	●鉄道事業者、バス事業者、タクシー事業者にヒアリングを実施 ●総合公共交通会議において意見交換(2017年度～2018年度)	●鉄道、路線バス、ミニバス、タクシーを含めた地域公共交通網形成計画を策定(2018年度)	●鉄道、路線バス、ミニバス、タクシーのそれぞれの事業者の連携が図れました。	●鉄道、路線バス、ミニバス、タクシーを含めた地域公共交通網形成計画を作成することにより、公共交通の連携強化を図ります。
	●公共駐車場や公共駐輪場の確保と連携させてパークアンドライド、サイクルアンドライド等を推進することにより、自家用車や自転車から鉄道・バスへの乗換利用の利便性を向上させ、公共交通機関の利用促進を図ります。	●知立駅周辺土地区画整理事業の整備にあわせて公共駐輪場の移設を行い、適正な駐輪場を確保しました。 ●公共駐車場を適正に管理しました。	●公共駐輪場として2,730台を確保しました。	●公共駐車場および公共駐輪場の確保・適正管理により、自動車や自転車から鉄道などへの乗換利用が図られました。	●連続立体交差事業にあわせて駅前広場整備により鉄道・バスへの乗換利用の利便性向上をはかるとともに、公共駐輪場の適正な確保に努めます。

章	２．人々が集う交流のまちづくり	施策がめざす将来の姿
節	２．訪れたくなるまちづくり	鉄道・路線バス・ミニバスにより、市内全域において公共交通機関の利便性が確保されており、多くの市民が快適に利用しています。
施策	２．公共交通	
担当課	まちづくり課、都市開発課	

	施策の内容	取組内容	成果	評価	今後の方向性
４．乗換利便性の向上	●ミニバスの乗換バス停である「知立駅」「市役所」「福祉の里」において乗継券を発行し、1乗車利用額による乗換を可能にする制度を今後も継続することにより、料金面での乗換利便性の確保を図ります。	●ミニバスの乗継券制度を継続しました。	●ミニバス利用者数 2015年度　290,120人（3.4%増） 2016年度　292,210人（0.9%増） 2017年度　293,347人（0.2%増） 2018年度　309,230人（5.4%増）	●ミニバスの利用者数が増加しました。	●ミニバスについては、乗継しやすいダイヤ改正を検討します。
	●ミニバスを市外の拠点的な場所を経由させてバス停を設置することにより、刈谷市、安城市、豊田市のコミュニティバスとの乗換利便性を確保し、市域を越えた市民の移動の足の確保を図ります。	●刈谷市、安城市、豊田市と協議しました。 ●広域幹線系統補助金の事業評価において刈谷市、豊田市から意見を徴収しました。（2017年度～2018年度） ●西三河6市コミュニティバス連絡協議会を実施しました。			●ミニバスが接続する近隣市のコミュニティバスについては、近隣市と個別に協議し、乗継利便性の向上に努めます。
	●現在、知立駅周辺にて事業中である、連続立体交差事業及び駅前広場の整備にあわせ、電車、ミニバス、路線バス、及びタクシーの乗り換えの利便性の向上を図ります。	●駅前広場の整備に関して交通事業者との協議を実施しました。	●駅前広場のレイアウトについて関係機関との事前協議開始（2018年度）	●連続立体交差事業や区画整理事業の進捗に併せて協議することができました。	●駅の乗降利便性の確保に向けて進めます。

章	２．人々が集う交流のまちづくり	施策がめざす将来の姿
節	２．訪れたくなるまちづくり	地域の資源を市民が発見・創造・発信することにより、市外の人も本市に魅力を感じ、訪れる人の増加から、活動する人、住む人の増加につながっています。
施策	３．シティプロモーション・観光	
担当課	協働推進課、企画政策課、経済課	

	施策の内容	取組内容	成果	評価	今後の方向性
１．シティプロモーションの推進	●地域の資源・魅力を再認識し、それらをさらに磨き上げるとともに、新たな資源・魅力の発見・創造に努めます。	●SKE48の北川綾巴氏に知立市＆ちりゅっぴPR部長を委嘱しました。(2018年度)			●マスコットキャラクターちりゅっぴ及び知立市＆ちりゅっぴPR部長によるプロモーション事業を展開します。
	●ホームページのみでなく、ソーシャルネットワーキングサービス等も活用し、情報の発信力、拡散力を高めながら、プロモーションすべき対象等を的確に分析し、効果的な情報発信を行います。	●シティプロモーション特設ホームページを開設しました。(2015年度) ●Facebookページ「かえるまち知立」の運用を行いました。 ●全国移住ナビに登録しました。(2015年度)	●シティプロモーション特設ホームページ閲覧数(月平均): 2015年　1,599件 2018年　425件　1,174件減少(73%減) ●Facebookページ「かえるまち知立」いいね！数:2016年　498件 2018年　598件　100件増加(17%増)	●シティプロモーション動画は閲覧数が激減しており、抜本的な見直しが必要です。 ●Facebookページのいいね！数も微増であり、内容や他の媒体等の検討も必要です。	●シティプロモーション特設ホームページ内の掲載コンテンツを増やし、閲覧数を伸ばします。 ●転出超過傾向にある30代の男女、特にDEWKSに対するプロモーションを強化するため、Facebookページ「かえるまち知立」のコンテンツを増やします。
	●市民、関係機関、事業所等と連携し、公民が一体的にシティプロモーションに取り組む機運の造成と意識共有、推進体制の構築を図ります。	●民間事業者と協働でシティプロモーションパンフレットの作成を行いました。(2017年度)	●知立市の紹介と知立駅北地区第一種市街地開発事業によるマンション販売の広告を掲載しました。	●市内外へ情報発信することによりマンション販売に寄与し、移住定住が図られました。	●時代や社会に合わせた新たなシティプロモーション動画を作成し、市内外に情報発信し、シビックプライドの醸成や知名度向上を図ります。
２．地域資源を活用した観光の推進	●八橋かきつばた園や知立公園等の既存の観光施設について、年間を通じて楽しむことができるようにするとともに、バリアフリーにも配慮した計画的整備を行います。	●八橋かきつばた園や知立公園花しょうぶ園において開花時期に合わせ祭りを開催しました。 また、八橋かきつばた園整備に係る協議・設計を行いました。	●かきつばたまつり来場者数: 2015年度　16万人 2017年度　14万人　2万人減少(12.5%減) 2018年度は、かきつばた(花)の生育不良により、まつりを自粛 ●花しょうぶまつり来場者数: 2015年度　13万人 2018年度　13万人 ●かきつばた(花)の生育不良等により再生計画を優先するため八橋かきつばた園全体整備計画時期を延伸	●来場者数が減少傾向にあり、かきつばた(花)の再生を含め、施設環境を整えなければなりません。	●年間を通しての観光資源が少ないため、各季節での観光行事を確立させ、通年を通して知立市の観光の魅力を伝えます。
	●さらに多くの観光客を誘致するために、まち歩き型や体験型など、新しい観光ニーズに対応した魅力的なプランを、市民や関係団体と協力して企画します。	●観光交流センター発着点とするまち歩き型ツアーを実施しました。「知立の土産」取扱店をコース設定し、「知立の土産」についての周知も図りました。(2018年度～)	●まち歩き型ツアー参加者数: 2018年度　100人/年12回実施 「大あんまき」の手焼き体験を実施	●まち歩き型ツアーは好評で、「知立の土産」取扱店や観光ボランティアの協力を得ることができています。	●まち歩き型ツアーは、引き続き「知立の土産」取扱店や観光ボランティアと連携して行います。 また、観光ニーズに合わせた新プランを検討します。
	●商工会や商店街、地元企業、学校等と連携しながら、市内産農産物、あんまき、かきつばた等の地域資源を活用した商品の開発を促進し、新たな物産としての活用を図ります。	●市内の資源等を活かした「知立の土産」として、20点を特産物として認定しました。(2016年度～)	●「知立の土産」売上 2016年度　891,730円 2018年度　4,300,000円　3,408,270円増加(482%増)	●「知立の土産」の売上が大幅に伸びており、商工会や事業者との連携ができています。	●「知立の土産」は、引き続き連携を図り、周知・販売を促進するほか、新たな物産の検討、情報発信を行います。

章	２．人々が集う交流のまちづくり	施策がめざす将来の姿
節	２．訪れたくなるまちづくり	地域の資源を市民が発見・創造・発信することにより、市外の人も本市に魅力を感じ、訪れる人の増加から、活動する人、住む人の増加につながっています。
施策	３．シティプロモーション・観光	
担当課	協働推進課、企画政策課、経済課	

	施策の内容	取組内容	成果	評価	今後の方向性
３．観光を支える人づくりの促進	●本市を訪れた観光客の満足度をさらに向上させるために、観光ガイドボランティアの体制強化や新たなガイドメニューの開発等による充実を図ります。	●八橋かきつばたまつり、知立公園花しょうぶまつり期間中における来園者へのガイド、派遣依頼に対応したガイドを行いました。 ●観光ガイドボランティアの体制強化・人材育成を図るため養成講座を行いました。(2015年度・2017年度) ●観光ガイドボランティアの案内によるツアーを実施しました。(2018年度～)	●観光ガイドボランティアの年間稼働実績: 2015年度　291件　2,279人 2018年度　151件　1,426人　　853人減少(38%減) ●観光ガイドボランティア養成講座(隔年実施)受講修了者数: 2015年度(7期生)　2人 2017年度(8期生)　6人 ●まち歩き型ツアー参加者数: 2018年度　100人/年12回実施 観光ガイドボランティア　2人/回	●年間を通して観光ガイドボランティアが稼働し、また養成講座実施により体制強化・人材育成ができています。	●引き続き、観光ガイドボランティアの体制強化、人材育成に取り組みます。 ●観光に関わる関係団体(八橋旧蹟保存会、花菖蒲育成会、観光ガイドボランティアの会等)や商工団体と連携し、まち歩き型ツアーなどガイドメニューの充実を図ります。
	●市民や地域団体、商店街等が自ら地域の魅力を観光資源として発見・創造し、発信・活用するための活動を支援します。	●知立駅周辺のにぎわい創出・地域の活性化を目的として開催した商工会青年部主催の「ちりゅうサンバカーニバル」を支援しました。(2018年度) ●ユネスコ無形文化遺産に同時登録された県内の5市1町と協議会を設置し、更なる祭事(山車文楽とからくり)の魅力づくりのためスタンプラリーを実施しました。(2018年度)	●第1回ちりゅうサンバカーニバル(2018.9.16開催)参加者数:延べ1,500人(2018年度) ●スタンプラリー参加者数 関係5市1町の合計 115件(知立市21件)	●地域団体(商工会青年部:部員41人)の活動を支援することができています。 ●知立の山車文楽とからくりについて、祭礼5ヵ町以外の市民や市外・県外の方にもPRできています。	●引き続き、地域の魅力を発信・活用するための活動をしている地域団体等を支援します。
４．観光情報の効果的な発信	●広く観光情報を発信するために、観光協会と連携して、観光に関するホームページの充実を図ります。	●市内の観光情報発信拠点及び市民との交流拠点として、知立市観光交流センターを開設し、山車文楽の上演や「知立の土産」として認定した特産品の試食会等実施しました。(2018年度) ●知立市のホームページの他、知立市観光協会でのホームページにおいても観光情報を発信しました。	●知立市観光交流センター来客者及び利用者数: 2018年度　2,510人	●観光交流センターの来場者数は、目標値の1/4程度にとどまり、更なる充実が必要です。	●観光交流センターの機能強化・充実を図り、観光協会等と連携して観光情報を発信します。 ●市ホームページや観光協会ホームページ、広報ちりゅう等を有効に活用し、情報発信を積極的に行います。
	●より効果的に観光情報を発信するために公共交通機関広告や携帯端末等、多様な媒体を積極的に活用します。	●名古屋鉄道主要駅に史跡八橋かきつばたまつり等のPRポスターを掲出しました。 ●地域みっちゃく生活情報誌「ちるるくらぶ」(フリーペーパー)を活用し観光情報を発信しました。	●名鉄主要駅掲出依頼枚数:50部 ●地域みっちゃく生活情報誌「ちるるくらぶ」発行部数:28,700部	●多様な媒体を積極的に活用できています。	●今後も、現状を継続するほか、新たな媒体の活用を検討します。
	●ソーシャルネットワーキングサービス等を活用し、来訪者の感想や意見・提案等も受信して、観光の取組への反映に努めます。	●マスコットキャラクターちりゅっぴを使った観光等情報発信(ツイッター・インスタグラム)を行いました。	●ちりゅっぴによるツイッター等情報発信で、市民だけでなく、市外・県外の方にも観光PRができました。 ツイッターフォロワー数:7,781人	●ちりゅっぴの活動により観光情報等の発信ができています。発信にとどまらず、情報受信により観光事業へ反映できるよう検討が必要です。	●引き続き、積極的にSNS等を活用し情報発信・受信に努めます。

章	２．人々が集う交流のまちづくり	施策がめざす将来の姿
節	２．訪れたくなるまちづくり	市内の企業や商店街が活性化することで、地域の経済発展や雇用が促され、いきいきとした元気なまちになっています。地産地消や食育の普及に伴い、市民との高い信頼関係の中で本市の農業が発展し、農地も保全されています。
施策	４．産業振興・雇用対策	
担当課	企業立地推進課、経済課、福祉課	

	施策の内容	取組内容	成果	評価	今後の方向性
１．企業誘致の推進	●説明会や勉強会を通じて地権者との合意形成を図るとともに、地権者への支援措置の適用等により、企業誘致のための土地の確保及び基盤整備を促進します。	●上重原北部地区における区画整理事業の検討を行いましたが、凍結となりました。(2015年度～2017年度)		●周辺市町において企業進出需要が多くあり、誘致競争となりつつあるため、他市に遅れを取らぬよう立地における規制見直しや土地の確保が必要です。	●工場立地法による緑地規制の緩和を検討します。 ●新たに位置付けられる産業ゾーンにおいて、工業団地の造成及び企業の立地を目指します。
	●ワンストップ相談窓口の設置等により、企業の進出相談の利便性向上、対応の迅速化を図るとともに、進出企業に対する優遇措置の適用により、進出メリットの創出を図ります。	●機構改革を実施し、2019年度に企業立地推進課を新設しました。 ●企業誘致プロジェクト会議を実施しました。(2015年度)	●企業立地推進課企業立地推進係に3名配属	●新規立地及び拡張を希望する企業の相談窓口が一元化されることから、企業立地の推進が期待されます。	●企業立地推進課がワンストップ相談窓口として、企業の進出相談にのり、対応の迅速化を図ります。 ●進出企業に対する優遇措置の検討を行います。
	●商工会と連携しながら、本市への企業の進出意向や需要を的確に把握した上で、企業誘致のための営業活動を積極的に実施します。	●愛知県と合同で企業訪問を実施しました。(2015年度～2017年度)	●愛知県との合同企業訪問: 2015年度:2件 2016年度:2件 2017年度:2件 2018年度:0件	●愛知県との合同企業訪問だけでは、進出・事業拡大の企業ニーズや要望等の把握としては不足です。	●市内企業に対し、事業拡大の意向調査や要望等を把握し、拡大用地の確保や要望に対応することにより市外流出防止を目指します。 ●市内既存企業の支援の充実を図ります。 ●企業訪問を積極的に行い、市内外企業のニーズ把握を行います。
２．商工業の活性化	●中小企業振興基本条例を踏まえ、商工会と連携して、産業集積の促進、商工業者の経営支援、技術力向上支援、資金供給の円滑化支援等を行い、商工業の経営安定化を促進します。	●中小企業振興施策を調査研究するため、中小企業振興会議を設置し、会議を開催しました。 ●中小企業者の事業資金の融通、事業の発展に資するため、信用保証料の補助を行いました。	●中小企業振興会議開催: 2016年度　3回 2017年度　3回(内1回は現地視察(玉宮通り商店街)を実施) 2018年度　3回 ●中小企業振興会議の答申により、新規創業事業補助金制度が一部補助内容追加(改装費補助)、信用保証料補助金制度の補助率と上限額の見直し、小規模事業者経営改善資金利子補給補助金の復活が実現 ●商工業振興資金保証料補助: 2015年度　113件　927万円 2018年度　91件　665万円　262万円減少(28%減)	●商工業振興・活性化に関する振興施策・補助事業については、一定の成果はあるものの、変動する社会・経済状況にスピード感をもって対応しなければなりません。	●今後も、商工業活性化のため中小企業振興会議での検討、商業団体等との協議を継続します。 ●引き続き、中小企業施策に有効な補助事業を継続します。 ●知立駅周辺の整備に伴う、賑わいのあるまちづくりに必要なことを検討します。
	●まちのにぎわいを維持するために、商店街・発展会の再編成や相互連携、空き店舗の活用を行うとともに、地域の課題解決やコミュニティ形成等の地域貢献も促進しながら、商店街の強化を図ります。	●商業団体等の組織強化を図るため、設備の近代化及び販売の開拓等の事業に要する経費に対する補助を行いました。	●商工振興事業(商工会)、街路灯等電灯料補助事業(商工会・商店街)に対し補助することができました。		
	●事業者に対して、経営手法等に関する情報提供や、経営に関する研究会や講座等の学習機会の提供等により、事業継承を支援します。	●商工会青年部と青年会議所が隔年で開催する若手後継者育成・人材育成のための講座に対し補助を行いました。	●若手後継者育成講座参加者数: 2015年度　46人　　2018年度　45人 ●講座参加者へのアンケート調査結果: 講座内容の満足度　満足30/30 (2018年度)	●参加者の満足度も高く、経営に役立っています。	●今後も、若手後継者育成・人材育成のための講座を支援するほか、情報提供にも努めます。

章	２．人々が集う交流のまちづくり	施策がめざす将来の姿
節	２．訪れたくなるまちづくり	市内の企業や商店街が活性化することで、地域の経済発展や雇用が促され、いきいきとした元気なまちになっています。地産地消や食育の普及に伴い、市民との高い信頼関係の中で本市の農業が発展し、農地も保全されています。
施策	４．産業振興・雇用対策	
担当課	企業立地推進課、経済課、福祉課	

	施策の内容	取組内容	成果	評価	今後の方向性
３．農業の活性化	●主力作物として主食用米の生産を引き続き推進するとともに、農地の集積・集団化による農業の効率化、農薬使用の低減等による環境にやさしい栽培等を、JAと連携しながら促進します。また、水田を活用した麦・大豆や野菜等の栽培を促進することにより、農地の保全・活用を図ります。	●地域農業再生協議会および農用地利用改善協議会を4回開催し、国、県、市、JA、地域の連携を強化し、各種制度や補助金を活用できる作付調整を実施しました。 ●農地の集積や集約化について農業委員会で協議しました。	●地域の自発的協力体制のもと、例年通り作付け調整を実施。 2015年度　転作面積　126ha 2018年度　転作面積　101ha 25ha減少（20%減） ●「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を策定(2018年度)	●各年の転作面積のバランスが取れるように調整が必要です。	●引き続き、米の生産調整を推進します。 ●農業委員会と連携してて「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」に基づく、農地等の保全・活用を図ります。 ●担い手の作業効率を高めるため、畦畔除去等による効率的な農地の保全活用を支援します。
	●学校等と協力しながら子どもの農業体験学習や給食での地産地消の推進等、次世代への農業に対する理解を深めるための活動を推進します。	●多様な担い手を確保・育成するために、体験農村の開設を支援しました。（2018年度） ●都市農業のあり方や都市農地の潜在価値を再認識するイベントを2回実施(2018年度) ●都市農業の必要性について国の補助事業を活用し、新たな消費方法として軒先販売スタンドを製作・設置しました。(2018年度) ●子ども達の農業体験を支援しました。(2018年度) ●主要な農産物である米の消費を進めるため、米カフェのオープンを支援 ●食育活動を行う3団体に補助金を交付(毎年実施) ●多様な担い手を育成する1団体に補助金を交付（2018年度）	●軒先販売スタンド設置： 市内生産緑地に3基（2018年度）	●都市農業に関する施策の多くが2018年度の取組のため、2019年度の成果が期待されます。	●都市農業のあり方と都市農地の保全方法について、農業関係団体との連携を強化し、子どもの体験や食の視点からの効果的かつ具体的方法を検討します。 ●生産者が消費の方法を確保し、消費者が地域の生産物に関心を持つよう、周知の機会提供を継続します。
４．創業支援の充実	●商工会、金融機関等と連携して、行政手続き、経営アドバイス、金融支援等が一体となったワンストップ相談窓口の設置等により、創業支援の体制を構築します。 ●経営、財務、販路開拓、情報発信等の勉強会の開催や各種の支援により、市内における創業を促進します。	●創業支援事業計画に基づき、市・商工会・金融機関それぞれが連携し、創業支援相談・個別相談会・経営力向上セミナーを開催し、事業費を補助しました。 ●新規創業について商工会が行う改装費及び家賃補助事業に対し補助を行いました。	●創業支援者数： 2015年度　55人、2018年度　28人 ●創業者数： 2015年度　8人、2018年度　6人 ●創業支援セミナー(専門者による講座)の参加者数： 2015年度　31人、2018年度　13人 ●新規創業事業補助： 2017年度　家賃4件　改装費2件 2018年度　家賃3件　改装費2件	●創業支援体制について、減少傾向で、支援体制の見直し等が必要です。	●個別相談は各レベルにあわせての相談ができるため、今後も継続して行います。 ●創業者に対する個別相談会の充実を図ります。 ●その他、商工会と連携して新たなる支援事業を検討します。
５．雇用拡大の促進、就業支援	●雇用拡大のため、情報提供、能力開発、職業訓練等のハローワークの取組と連携することにより、市民の就業の促進を図ります。	●事業者に対して、雇用に関することや、就業支援に関する内容を、ホームページや広報を使い周知・啓発等を実施しました。	●雇用・就業支援関連記事：広報紙掲載4件（2018年度）	●広報紙掲載について、関係団体からの依頼等により柔軟な対応ができています。	●引き続き、雇用拡大・就業支援に係る取組等を周知します。
	●経済成長力の底上げを図るために、市内企業における雇用創出の促進、雇用を伴う企業誘致、創業の促進等により、若者、女性、高齢者、障がい者を含めたあらゆる立場の人の就業機会の創出に努めます。	●女性向けの再就職相談を開催しました。(2018年度)	●女性の再就職相談のアンケートにおいて「満足している」と回答した割合：100%（2018年度）	●女性再就職相談については、今後も継続・窓口拡大を検討します。 ●女性再就職相談以外（障がい者や高齢者等）の就業機会の創出方法も検討が必要です。	●女性の再就職相談は、愛知県と連携し継続して行います。 ●補助制度を充実させ雇用の創出を図ります。 ●既存の就職相談に加え、さらに広範囲の事業を検討します。 ●その他、介護を必要とする家族がいる労働者むけに離職を防ぐためのチラシの配布や女性の活躍できる職場、男性の家庭参画に向けた周知等もホームページ等で周知します。 ●ハローワーク、商工会等と連携を行い、企業向けの雇用セミナー等を開催して障がい者雇用への理解を深め、一般就労の機会の拡大を図ります。

第3章

次代を担う子どもを豊かに育むまちづくり

施策１　子どもの健康づくり

施策２　子ども・子育て支援

施策３　子どもの学び環境・学校教育

章	３．次代を担う子どもを豊かに育むまちづくり	施策がめざす将来の姿
節		妊婦が心身ともに安心して妊娠期を過ごすことができ、すべての子どもが健やかに生まれ育つよう、社会全体で子どもの健やかな成長を見守り支えています。
施策	１．子どもの健康づくり	
担当課	健康増進課	

	施策の内容	取組内容	成果	評価	今後の方向性
１　子どもの健やかな発達の促進	●乳幼児の疾病や障がい、虐待などの早期発見、早期対応のため、乳幼児健診や歯科健診の実施や健診後の支援体制を強化します。また、母親の育児不安の解消や虐待の未然防止等のために、相談しやすい場づくりを行います。	●3・4か月児、1歳6か月児、3歳児に対する集団健康診査を実施し、疾病や異常の早期発見及び乳幼児の心身の健全な発育・発達を促すとともに、育児不安の軽減を図りました。	●各健診の受診率： 2015年度　3,4か月児健診98.8% 1歳6月児健診99.1%　3歳児健診99.2% 2018年度　3,4か月児健診98.9%（0.1%増） 1歳6か月児健診99.0%（0.1%減）　3歳児健診98.5%（0.7%減）	●各健診の受診率は高水準を維持しており、疾病や異常の早期発見、治療、また育児不安の軽減につながっています。	●乳幼児健診の必要性や重要性を保護者に理解してもらい100%の受診率を目指して勧奨します。 ●健診結果により、疾病や異常の早期発見、治療につなげ、また育児不安の軽減を図ります。
	●子どもが健やかに成長するよう、予防接種の重要性や乳幼児の疾病や予防に関する情報提供や啓発を行うとともに、予防接種率の一層の向上と新たな予防接種への対応に努めます。	●感染症予防のため、乳幼児や就学児童を対象に定期予防接種を実施するとともに、接種期限完了前の未接種者を把握し、接種勧奨を行いました。	●定期予防接種の未接種者に対する接種勧奨件数： 2015年度 483件 2018年度 633件　150件増加（31%増）	●未接種者に対する接種勧奨をする定期予防接種の種類を増やし、漏れなく予防接種を実施出来ています。	●麻しんや風しん等深刻な病状となる病気の流行が見られるため、病気のまん延を予防するよう、新しい予防接種についても接種漏れがないよう、周知・啓発・勧奨に努めます。
	●食育の大切さを、保育園・学校などの給食や収穫体験などを通じて啓発するとともに「おうちでごはんの日」を普及します。	●第2次知立市食育推進計画を策定し、食育を推進しました。（2014年度～）	●かんたんやさいちりふ子どもレシピ集を作成し、保育園や健診時に配布をしました。 ●公用車を使った放送や、ステッカーで「食育の日」や「食育月間」の周知啓発を実施しました。	●かんたんやさいちりふ子どもレシピ集の配布や公用車を使った放送やステッカーにより食育の大切さを周知出来ています。	●2019年度に食育推進計画の中間評価、見直しを行い、時代に沿った食育の推進を検討します。
２　妊娠期や出産に向けた支援の充実	●母子の健やかな成長はもとより、妊婦や父親に対して妊娠への理解と子育てへの参加促進と母親同士のつながりを作るため、妊娠期から育児期にわたる健康・育児教育や「パパママセミナー」など子育てに関する講座等の内容の充実に努めます。	●これまでの子育て期のサポートに加え、さらに充実した相談、支援により妊娠中から出産、子育て期までの切れ目ない支援としてにじいろニコニコ事業を開始しました。（2016年度～）	●にじいろニコニコ事業における新規事業 ・2016年度マタニティー応援プラン作成 ・お誕生おめでとう電話事業 ・2017年度産後ケア事業 ・産後家事援助助成事業 ●マタニティ応援プラン作成件数 2016年度 810件 2018年度 824件　14件増加（2%増） ●産後ケア事業利用者数 2017年度 通所：3日間、宿泊：19日間 2018年度 通所：4日間、宿泊：26日間 通所：1日増加、宿泊7日増加全体（36%増） ●シルバー人材センターが行う産後家事援助事業に助成する事業利用数： 2017年度 76日間 2018年度 89日間　13日間増加（17%増）	●新規事業を増やし、利用者数も増加傾向にあり、市民の子育てに適正な支援が出来ています。	●妊娠中からの支援の充実を図り、安心して出産、子育て期などが迎えられるよう切れ目なく相談体制を整えます。 ●核家族が増え、周囲からの援助が得られない人に、産後ケア事業、産後家事援助助成事業の普及や円滑な利用の促進を図ります。 ●地域の様々な関係機関とネットワークを構築し、地域全体で子育て家庭に寄り添った支援ができるよう連携を図ります。
	●妊婦が心身ともに安心して妊娠期を過ごすことができるよう、専門職による個別相談を実施します。	●妊娠期からの支援として「マタニティ応援プラン」を作成しました。 ●産後ケア事業として、医療機関に委託して産後の指導、支援を行う「産後家事援助助成事業」を開始しました。（2017年度～）			
	●不妊治療に関する経済的負担を軽減するため、助成を継続します。	●不妊治療による経済的負担の軽減のため、一般不妊治療に対して補助を行いました。	●一般不妊治療費補助事業件数： 2015年度 134件 2018年度 133件 1件減少	●一般不妊治療費補助事業は必要な方に周知啓発をし、市民の不妊治療に適正な支援が出来ています。	●不妊に悩んでいる夫婦に対し、経済的負担の軽減のため、一般不妊治療費補助事業を継続します。

章	3．次代を担う子どもを豊かに育むまちづくり
節	
施策	2．子ども・子育て支援
担当課	子ども課、健康増進課

施策がめざす将来の姿

保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合い、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じています。良好な親子関係が形成され、子どもが健やかに育っています。

	施策の内容	取組内容	成果	評価	今後の方向性
1　保育・幼児教育の充実	●子どもの主体性を尊重しながら子ども自らの育ちを支援するため、保育者の質や施設環境の向上に努め、子どもが園に楽しく通える体制の整備に努めます。	●各種研修を実施しました。 ●保育園連絡協議会へ保育研究を委託しました。 ●公共施設保全計画に基づき保全工事を行いました。 ●園庭等の遊具を更新しました。(～2015年度) ●その他各種営繕工事を行い、より良い保育環境を整えました。	●研修、保育研究により、受講者が新たな知識や技能を修得しました。 ●受講者は職場に戻り園内研修を実施し、受講者の知識定着及び受講者以外へ情報提供しました。 ●上重原保育園園舎リニューアル工事(2015年度) ●逢妻保育園屋根改修工事(2015年度) ●知立保育園屋根等改修工事(2016年度) ●新林保育園配膳用昇降機設備更新工事(2018年度) ●遊具更新工事(～2015年度) ●各種営繕工事(～2018年度)	●各種取り組みにより、保育者の質を高めることが出来ています。 ●必要な工事を適宜行い、保育園の整備が出来ています。	●各種研修を実施し、保育の質の向上に努めます。 ●保育園連絡協議会へ保育研究を委託し、保育の質の向上に努めます。 ●第三者評価を受審し、保育の質の向上に努めます。(2019年度～2020年度) ●上重原西保育園の園舎改修工事を実施します。(2019年度)
	●待機児童対策のため、その確保方策をとりまとめた「知立市子ども・子育て支援事業計画」に基づいて保育サービスの充実に努めます。	●小規模保育事業所を認可し、0～2歳児の通常保育枠を確保しました。(2016年度) ●一時保育を集約し、0～1歳児の通常保育枠を確保しました。(2018年度)	●2015年度に小規模保育事業所を2ヶ所認可し2016年度より開所 ◎3歳未満児24名の通常保育枠を確保 ●知立・高根・上重原西の3保育園で行っていた一時保育を集約し、逢妻保育園で実施することにより知立・高根・上重原西の各保育園で0～1歳児3名ずつ、合計9名の通常保育枠を確保しました。(2018年度)	●待機児童対策に取り組み、0～1歳児で合計9名の通常保育枠を増やすことが出来ました。	●現在3～5歳児を受け入れしている逢妻保育園の3～5歳児の受け入れを2020年度より順次中止し、同年より0～2歳児を順次受け入れ、2022年度までに0～2歳児39名の通常保育枠の確保を図ります。 ●来迎寺支援センターの移設により生じる空きスペースを活用し、0･1歳児16名の通常枠確保します。(2019年度) ●民間保育所の公募を行い、2022年度までの開所を目指します。(2019年度) ●上重原保育園の園舎を増築し、0～2歳児26名の通常保育枠の確保を図ります。(2020年度)
2．子育て支援サービスの充実	●共働き家庭をはじめ、専業主婦家庭やひとり親家庭を含めたすべての子育て家庭への支援を行うため、子育て支援センター事業、ファミリーサポートセンター事業、一時預かり事業など、地域における様々な子育て支援サービスの充実を図ります。	●子育て世代包括支援センター(基本型)を開始しました。母子保健型と連携し、子ども及びその保護者が子育て支援事業を円滑に利用できるよう関係機関との連絡調整等を実施し、支援しました。(2017年度～)	●保育所・幼稚園・子育て支援センター・放課後児童クラブ利用者数: ・保育所 2015年度　1,685人 2018年度　1,607人　78人減少(5%減) ・幼稚園 2015年度　783人 2018年度　753人　30人減少(4%減) ・子育て支援センター 2015年度　30,629人 2018年度　45,115人　14,486人増加(47%増) ・放課後児童クラブ 2015年度　476人 2018年度　447人　29人減少(6%減)	●子育て支援センターのプレイルームの利用者数は増加傾向にあり、適正な情報発信が出来ています。	●ファミリーサポートセンターにおけるひとり親世帯、低所得者の利用支援に加え、ダブルケア世帯(育児と親等の介護を同時に行っている世帯)の利用支援を行います。(2019年2月～)
	●子どもやその保護者、妊娠している人などが保育所、幼稚園、子育て支援センター、放課後児童クラブなどを円滑に利用することができるよう、身近な場所での情報発信に努めます。	●ファミリーサポートセンターの援助会員を増やし、利用しやすい体制を作る目的で、講座を開催しポスター・チラシ作成を行いました。 ●子育て家庭向けの情報発信として子育て支援ガイドブックを発刊しました。(2010年度～) ●外国籍の家庭に向け、ポルトガル語版(2015年度～)、英語版(2017年度～)の子育て支援ガイドブックを作成しました。	●子育て支援ガイドブック発行部数:(2015年度～2018年度) 2015年度(日本語版)4,000部 2015年度(ポルトガル語版)500部 2016年度(日本語版)4,000部 2016年度(ポルトガル語版)500部 2017年度(日本語版)3,000部 2017年度(ポルトガル語版)500部 2017年度(英語版)500部 2018年度(日本語版)3,000部 2018年度(ポルトガル語版)500部 2018年度(英語版)500部		●利用者支援事業のPRカードを作成し、子育て家庭への事業の周知を図ります。
	●育児不安を解消するため、来所型、訪問型、電話対応型など様々な方法で育児相談を行い、迅速に対応できるよう努めます。また、的確なアドバイスや寄り添った対応ができる人材を育成します。	●利用者支援員研修を受講し、5名の保育士が「利用者支援コーディネーター」の資格を取得しました。(2018年度末)	●子育て支援センター3か所における育児相談件数: 2015年度 408件 2018年度 967件　559件増加(137%増)	●育児相談件数は増加傾向にあり、市民の子育てに適正な支援が出来ています。	●令和元年度、新たに2名の保育士の「子育て支援コーディネーター」の資格取得を予定しています。

章	３．次代を担う子どもを豊かに育むまちづくり
節	
施策	２．子ども・子育て支援
担当課	子ども課、健康増進課

施策がめざす将来の姿

保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合い、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じています。良好な親子関係が形成され、子どもが健やかに育っています。

	施策の内容	取組内容	成果	評価	今後の方向性
３．児童の健全育成の充実	●放課後留守家庭となる小学生に、遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図ります。	●放課後児童クラブでは利用児童が小学校1年生から4年生までのところを6年生までに拡充しました。(2017年度～) ●放課後児童クラブの利用時間を、午後6時30分までのところを午後7時までに延長しました。(2018年度～)	●放課後児童クラブ利用者数 利用者数: 2015年度　476人 2018年度　447人　29人減少(6%減)	●放課後児童クラブの利用者数は、2017年度に大幅に減少しましたが、その後は増加傾向にあり、多様化する放課後留守家庭となる児童の遊びや生活の場として活躍しています。	●放課後に留守家庭となる児童に遊びや生活の場を提供できるよう、支援員の確保に努めます。
	●子どもが安全に遊べる場所を確保するため、児童センター等の施設を順次整備します。	●児童センター等では環境改善としてトイレ改修を行うとともに、必要に応じた施設等の修繕を行いました。	●児童センター等修繕内容 2015年度 西児童クラブトイレ改修 2016年度 花山児童クラブ整備 2017年度 来迎寺児童クラブ整備 2018年度 南児童センターエアコン更新	●児童センター等の修繕により、児童等が安心して遊べる場所となっています。	●子どもが安全に遊べるよう児童センター等の必要な保全整備に努めます。
４．きめ細かな支援が必要な家庭や子どもへの支援の充実	●心身の発達に遅れや心配のある子どもとその保護者のため、親子通所療育事業の充実を図り、子どもの特性に合った心身の発達の支援や、親子のよりよい関係づくりの支援などを行います。	●児童発達支援センターの開設に向け、児童発達支援管理者研修に保育士が1名参加し資格を取得しました。(2018年度) ●医療的ケア児コーディネーター研修に保育士1名・保健師1名が参加しました。(2018年度)	●親子通所療育事業の利用者数: 2015年度66組 2018年度63組　3組減少(4%減) ●専門職による支援: 臨床心理士 2015年度　28回　2018年度　39回 作業療法士 2015年度　34回　2018年度　23回 言語聴覚士 2015年度　9回　2018年度　17回 音楽療法士 2015年度　35回　2018年度　12回 合計:2015年度106回、2018年度91回(15回減少、14%減)	●親子通所療育事業の利用者数はやや減少傾向ですが、子どもの特性に合った心身の発達の支援や、親子の関係づくりの支援を行う事が出来ています。	●中央子育て支援センター2階に「児童発達支援センター」を開設します。(2020年度) ●児童発達支援センターでは、障害のある子ども本人の発達支援のほかに、家族支援、保育所等訪問支援等の地域の子育て環境や支援体制の構築を図ります。
	●ひとり親家庭に必要な支援が届くよう、制度やサービスの情報提供を行います。また、自立に向けた相談や生活支援の充実を図ります。	●母子父子自立支援員がひとり親家庭の相談に応じ、必要な支援の情報提供を行いました。	●母子父子自立支援員がひとり親家庭の相談に応じ、給付事業等を利用した件数: 2015年度 2人 2018年度 3人　1人増加	●母子父子自立支援員がひとり親家庭の相談に応じ自立に必要な情報提供ができています。	●母子父子自立支援員による相談業務の向上を図るために研修等を受講し、新たな知識習得に努めるとともに、ひとり親家庭等が必要な支援を受けられるよう事業の周知・啓発に努めます。
	●支援が必要な家庭について、地域、民生・児童委員、学校等と協力、連携して早期に把握するとともに、専門機関につなぐなど早期に対応することで孤立化や育児困難な状況の未然防止に努めます。	●地域や関係機関との連携を図り、必要な支援について早期の対応ができるよう努め、孤立や育児困難な状況の未然防止に取り組みました。	●家庭児童相談室で受けた相談内容から必要な支援が受けられるよう、地域や関係機関と連携して専門機関へとつなげ、孤立や育児困難な状況の未然防止に努めました。	●家庭児童相談室で相談を受けた相談内容から、必要な支援が受けられるよう、地域や関係機関との連携を図り、必要な支援について早期に対応しました。	●地域や関係機関との連携に努めるとともに、きめ細やかな支援が必要な家庭の見守り体制の構築に努めます。
	●外国籍の家庭の育児相談に対応できるよう、通訳を配置します。	●高根保育園と昭和児童センターにポルトガル通訳者を配置しました。	●外国籍児童数 高根保育園在籍児童 2015年度 53人 2018年度 64人 11人増加(21%増) 昭和児童クラブ利用児童 2015年度　34人 2018年度　43人　9人増加(26%増)	●ポルトガル語で子育てに関する相談に対応できています。	●昭和児童センターの乳幼児親子教室にポルトガル語とタガログ語の通訳者を配置します。(2019年度)

章	３．次代を担う子どもを豊かに育むまちづくり
節	
施策	２．子ども・子育て支援
担当課	子ども課、健康増進課

施策がめざす将来の姿

保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合い、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じています。良好な親子関係が形成され、子どもが健やかに育っています。

	施策の内容	取組内容	成果	評価	今後の方向性
５．地域や家庭の子育て力の向上	●家庭の子育て力を高めるため、夫婦を対象とした育児講座を行い、子育てに関して学習する機会を設けます。	●育児講座を毎月1回開催しました。(たっちふれあい広場は奇数月開催) ◎「ころころ＆たまごタイム(妊婦・2～6か月児を持つ親子対象)」 ◎「ころころタイム(2～6か月児を持つ親子対象)」 ◎「ぴよぴよランド(7～11か月児を持つ親子対象)」 ◎「たっちふれあい広場(未就園児親子対象)」・・パパ講座を年3回開催	●育児講座開催回数: 2015年度　153回 2018年度　102回　51回減少(33%減) ◎参加者数: 2015年度　4,670人 2018年度　3,149人　1,521人減少(32%減)	●育児講座の回数及び参加者数は減少傾向にあるが、適正な講座を開催出来ています。	●子育て家庭のニーズや時代に見合った講座が開催できるよう内容、回数の検討を行っていきます。
	●地域の子育て支援力を高めるため、地区健康推進員養成時に育児に関する情報提供をするとともに、自分の地域における子育て支援について考える機会を設ける場を設定します。	●地区健康推進員養成講座時に、自分の地域の特徴や現状を話し合う機会を設定しました。	●地区健康推進員養成講座受講者数(２年ごとに実施) 2016年度　25人 2018年度　26人　1人増加(4%増)	●地区健康推進員養成講座において自分の地域について考える機会を設定したことにより、地域における子育て支援の視点を取り入れた講座の企画がされています。	●引き続き、地域の子育て支援について考える機会を設定します。
	●子どもの頃から子育てや妊娠に対する意識を育むため、各学校と連携し、親となる前に赤ちゃんと触れ合い、いのちの大切さを伝える機会をつくります。	●南中学の取り組みである「赤ちゃんとのふれあい教室」に、支援センターが窓口となり母親への参加を呼び掛け、3か所の支援センター職員が出向き、中学生と母親のパイプ役となるよう努めました。(2011年度～)	●南中学「赤ちゃんとのふれあい教室」への参加者数: 2015年度　40人 2018年度　32人　8人減少(20%減)	●赤ちゃんとのふれあい教室への参加者数は減少傾向にあるが、子どもの頃から子育てや妊娠に対する意識を育むことにつながっています。	●南中学との連携のもと、今後も継続して行っていきます。

章	３．次代を担う子どもを豊かに育むまちづくり
節	
施策	３．子どもの学び環境・学校教育
担当課	教育庶務課、学校教育課

施策がめざす将来の姿

児童生徒一人ひとりを大切にした、信頼される開かれた教育環境、安心して通える学校環境のもと、地域や家庭の教育力を活かした学びが展開されています。
児童生徒の心身の健やかな成長と確かな学力の向上により、地域を愛する心と生きる力が育まれています。

	施策の内容	取組内容	成果	評価	今後の方向性
１．児童生徒一人ひとりへのきめ細かな指導の充実	●一人ひとりの児童生徒や保護者の教育的ニーズに合わせたきめ細かな指導体制を充実するため、少人数学級を拡充します。また、教員や支援補助員等を必要に応じて配置します。	●市独自の少人数学級を小学校6年生まで拡充しました。(2016年度) ●各学校にサポート教員等を配置しました。	●少人数学級の導入により、小学校では個に応じた多様な教育活動を行うことができるようになりました。 ●サポート教員の配置により、一人ひとりの教育的ニーズに応じた個々の伸長を図ることができました。	●学級の人数が35人以下になったことで、一人一人の学習の様子を把握しやすくなり、個に応じた指導を徹底することができたとともに、つまずきに素早く対応でき、よりきめ細かな指導することができました。 ●生活指導においても、一人一人に寄り添った対応や言葉掛けをすることができました。 ●教員数が増えたことにより児童生徒一人一人に対するきめ細かな対応ができるようになりました。また、校外学習や学校行事等での安全面への配慮がしやすくなり、体験活動を充実させることもできました。	●市独自の小学校3～6年生までの少人数学級を維持し、日本語教育が必要な外国人児童生徒や不登校やいじめ、発達障がい等の問題をかかえる特別な支援を要する児童生徒に対応するため、子どもサポート教員の拡充を図ります。
	●日本語教育が必要な外国人児童生徒、不登校やいじめ、発達障がい等の問題をかかえる特別な支援を要する児童生徒に対応するため、特定課題に応じた研修会や研究会を開催するなど、教員の専門的な資質の向上に努めます。	●日本語教育が必要な外国人児童生徒、不登校やいじめ、発達障がい等の問題をかかえる特別な支援を要する児童生徒に対応するため、特定課題に応じた研修会や研究会を開催し、教員の資質の向上に努めました。	●特定課題に応じた研修会や研究会により、教員がきめ細やかに対応できるようになりました。	●様々な問題を抱える児童生徒に寄り添い、より決め細やかな指導をすることができました。	
２．教育内容の充実と特色ある教育の推進	●一人ひとりの子どもの個性や学力の伸長をめざすため、学習内容・学習形態の多様化に対応した学習環境の整備を図ります。	●デジタル教科書を7小学校において導入しました。(2017年度) ●少人数指導やティームティーチングによる指導を可能な限り行いました。	●デジタル教科書導入件数 小学校7校　4教科 無線LAN環境整備　小学校7校 教師用タブレット整備 小学校7校　普通教室分　計153台 ●少人数指導及びティームティーチングの導入により、きめ細やかな学習指導を行い、基礎学力の定着を図ることが出来ました。	●デジタル教科書の活用件数は増加傾向にあり、教育現場で適正に活用されています。 ●少人数指導やティームティーチングによる指導を積極的に導入し、個々に応じたきめ細かな指導を行うことができました。	●ICTの活用など、多様化する学習内容・学習形態への対応を検討します。
	●地域や学校の特色あるいは地域の教材や人材を活かした、各学校独自の魅力ある教育活動の推進を図ります。	●魅力ある学校設計事業を活用し、地域や学校の特色を活かした各学校独自の魅力ある教育活動を推進しました。	●魅力ある学校設計事業 ・知立小学校「探究的な見方・考え方を育む体験活動支援事業」 ・猿渡小学校「子どもの体力向上と体験活動の充実をめざした教育活動の推進とよりよい学級作り」 ・来迎寺小学校「多様な人材の活用による教育活動」など	●魅力ある学校設計事業を活用し、各学校独自の魅力ある教育活動を推進することで、楽しい学校、通いたくなる学校という意識が児童生徒の中に生まれました。	●今後も、個に応じた指導や支援ができるよう、教育環境を整備します。魅力ある学校設計事業が、より効果的に行われるよう、各学校で工夫して取り組みます。
３．子どもや保護者、地域から信頼される安心安全な学校づくり	●子どもの安心安全を守るため、地域住民との協働により、交通事故や不審者から子どもたちを見守る「地域防犯ボランティア」「こども110 番の家」等を充実します。 ＊「子ども110番の家」についての取組は、1章1節2施策2番にも記載があります。	●交通事故や不審者から子どもたちを守るため、「学校安全ボランティア」や「こども110 番の家」等と連携した取り組みを行いました。	●交通事故や不審者による重大な事件又は事故の発生件数: 2015年度～2018年度　0件	●「学校安全ボランティア」や「こども110番の家」等との連携した取り組みにより、重大な事件又は事故を防ぐことができました。	●今後も地域の方の協力を得ながら、「学校安全ボランティア」や「こども110番の家」等との連携を深めます。
	●児童生徒を災害や犯罪から守るため、防災訓練や、災害時や犯罪への対応指導を充実します。	●災害や犯罪から児童生徒を守るため、防災訓練や、犯罪への対応指導を実施しました。	●重大な災害や犯罪の発生件数 2015年度～2018年度　0件	●安心安全課、消防署、警察署などと連携した取り組みにより、重大な事件、事故を防ぐことができました。	●児童生徒の防災･防犯意識を向上させ、対応指導も継続的に行います。
	●安心、安全な学校施設の維持管理を図るため、学校施設の長寿命化に向けた計画的な整備を実施します。	●学校施設整備計画に基づき、校舎大規模改修工事を行いました。(2015年度～2017年度) ●校舎の耐力度調査を行いました。(2017年度) ●校舎長寿命化改良工事、トイレ改修の設計委託を行いました。(2015年度～2018年度)	●校舎大規模改修工事実施数: 2校3棟(2015年度～2017年度) ●校舎耐力度調査実施校数:1校(2017年度) ●改修設計委託数:4件(2015年度～2018年度)	●学校施設の計画的な整備が、学校施設の長寿命化につながっています。	●引き続き安心で安全な学校環境を実現するため、学校施設整備計画に基づき、校舎の長寿命化、トイレ改修等を行います。

章	３．次代を担う子どもを豊かに育むまちづくり
節	
施策	３．子どもの学び環境・学校教育
担当課	教育庶務課、学校教育課

施策がめざす将来の姿

児童生徒一人ひとりを大切にした、信頼される開かれた教育環境、安心して通える学校環境のもと、地域や家庭の教育力を活かした学びが展開されています。
児童生徒の心身の健やかな成長と確かな学力の向上により、地域を愛する心と生きる力が育まれています。

	施策の内容	取組内容	成果	評価	今後の方向性
４．放課後対策の充実	●放課後の学校施設を活用した安全で健やかな活動場所を提供するため、市内すべての小学校において放課後子ども教室の実施を継続します。	●放課後の学校施設を活用した安全で健やかな活動場所を提供するため、市内すべての小学校において放課後子ども教室を実施しました。	●放課後こども教室参加者数 2015年度　898人 2018年度　1,618人　720人増加（80%増）	●放課後こども教室参加者数は増加傾向にあり、放課後の子どもの居場所を適正に確保することが難しくなってきています。	●子供の人数が増加し子ども教室の本来の目的である「安心・安全な居場所」の提供が難しい状況にあるため2019年度は、5・6年生の預かりを見送ることにしました。今後、2019年度の状況を見ながら、対策をたてていきたいと思います。
	●地域の老人クラブや専門技能を有するボランティアの参画を得た地域学習やスポーツ・文化の体験的活動の充実を図ります。	●児童生徒が障がい者や高齢者等との交流やボランティアに関する学習を通して、地域の福祉課題や生活課題に気づき、日常的な実践活動へと広げていく契機とするために福祉体験学習を実施しました。	●福祉体験学習参加者数： 福祉の里八ツ田他5か所にて99人	●約100人の参加があり、体験的活動の充実につながったと考えます。	●引き続き体験的活動の充実を図ります。
５．家庭・地域と連携して学力を向上させる教育の推進	●学校教育と家庭教育を連動させて、児童生徒の効果的な学力向上をめざします。 ●児童生徒の生きる力を育むため、地域の住民が教育支援ボランティアあるいは学力向上支援員として学校の教育活動で活躍できる機会を設けます。 ●地域を愛する心と社会のルールやマナー、あいさつや礼儀の大切さを伝えるため、地域の事業所で児童生徒の体験活動を実施したり、児童生徒の地域活動や行事の参加を促進します。	●学力向上研究推進委員会で作成した、「家庭学習のススメ」を活用し、学校教育と家庭教育との連携を進めました。 ●学校教育スタンダード「かきつばた」をより明確にしました。 ●全国学力テストの分析を市と各校で行いました。 ●小中9年間を通じて一人一人の望ましい勤労観、職業観の獲得をねらいとした「生き方・あり方」をめざしたキャリア教育の充実に力を入れました。	●「家庭学習のススメ」配布部数： 2015年度～2018年度　市内全小中学校児童生徒家庭数分6,000部 ●「学校教育スタンダード」が各教科や道徳の授業で生かせるようにしました。 ●全国学力テストの分析により、児童生徒が得意な部分を伸ばし、苦手な部分を克服できるよう指導改善のポイントを共有しました。 ●3中学校で3日から5日間の職場体験学習を実施し、1,938人の生徒が参加しました。 ●交通安全パレードや知立よいとこ祭り、和太鼓演奏など、小学校のクラブ活動が参加しました。 ●各学校において社会人（職業人）から学ぶ講演会を実施しました。	●「家庭学習のススメ」が、学校教育と家庭教育を連動させることにつながりました。 ●生徒の学力向上につながる取り組みを多数実施出来ました。 ●児童生徒は、地域活動や行事に積極的に参加し、地域の人々の努力や苦労に触れ、自己の生き方を考えるきっかけとなりました。	●特別な教科道徳を含めた各教科の取組、家庭学習の大切さについて家庭・地域への啓発を続けます。 ●児童生徒が地域で学び、育つことができるよう、児童生徒の地域活動や行事の参加を促進します。

第4章

互いの人権を尊重し、思いやりの心を育むまちづくり

施策1　多文化共生

施策2　男女共同参画

施策3　人権

章	4．互いの人権を尊重し、思いやりの心を育むまちづくり	施策がめざす将来の姿
節		国籍や言葉、文化、生活習慣の違いを超えて、日本人市民も外国人市民も、互いを理解し合い、誰もが市民、地域の一員として、助け合い、活躍しています。
施策	1．多文化共生	
担当課	協働推進課、安心安全課、学校教育課、福祉課、市民課	

	施策の内容	取組内容	成果	評価	今後の方向性
1　国籍に関わらず暮らしやすい環境づくり	●国籍に関わらず暮らしやすい環境をつくるため、子育て・介護サービスなど各種事業や社会保障等の情報を多言語及びやさしい日本語で提供するとともに、外国人市民の状況把握や相談支援等を充実します。	●市役所ともやいこハウス(多文化共生センター)において、ポルトガル語通訳を配置し相談事業を実施しました。	●外国人相談実績: 市役所 2015年度　4,513人 2018年度　5,255人　742人増加（16%増） もやいこハウス 2015年度　97人 2018年度　107人　10人増加　（10%増）	●外国人相談実績は増加傾向にあり、適正な支援が出来ています。	●市役所ともやいこハウス(多文化共生センター)における外国人相談事業を継続します。
	●外国人市民が日本社会で生きていくために必要な日本語学習機会を充実します。	●外国にルーツを持つ児童生徒の健全な育成のために実施する日本語学習支援教室の運営に対し、外国人児童生徒数等に応じて補助金を交付しました。	●日本語学習支援補助金交付実績: 2015年度　1,256,000円 2018年度　906,000円 350,000円減少（28%減）	●日本語学習支援補助金の交付実績は減少傾向ですが、日本語学習支援教室の運営に必要な補助金を外国人児童生徒数に応じて交付出来ています。	●外国にルーツを持つ児童生徒の健全な育成のために実施する日本語学習支援教室の運営に対する補助金の交付を継続します。
	●外国人市民の子どもが希望を持って生活を送ることができるよう、教育環境、教育や進路に関する相談体制を充実します。	●日本語による授業の理解が困難な外国人児童生徒を支援するため、初期の日本語教育や小中学校への適応指導を行う早期適応教室を設置しました。 ●学校や学級からの連絡事項を母国語に翻訳したり、学校生活に関することを母国語で相談を受け付けたりする通訳を配置し、外国人児童生徒の保護者への支援を行いました。	●日本語教育が必要な外国人児童生徒に日本語指導を行い、学校への早期適応を図りました。 ●外国人児童生徒の多い学校に通訳を配置することで、保護者との円滑なコミュニケーションをとることが出来ました。	●日本語指導等を行う早期適応教室により、外国人児童生徒への適切な支援が出来ています。	●増え続ける外国人児童生徒に対応していくため、早期適応教室指導員や日本語指導担当教員、通訳等の充実を図ります。
	●災害時に外国人市民が対応に困ることが無いよう、災害に関する意識啓発、情報提供体制などを構築します。	●外国語が表記された防災マップを作成し、配布しました。(2016年度)	●ポルトガル語表記の防災マップ発行部数 2017年度～　1,530部	●ポルトガル語表記の防災マップの配布により、外国人市民の災害に関する意識啓発を行うことが出来ました。	●災害時の外国人支援について、多言語化などによる支援方法や情報提供ツールの選定等を行います。 ●多言語の防災マップ等を活用して防災情報の周知を図れるよう調査研究します。
2　多文化共生の意識づくり	●外国人市民と日本人市民の相互理解や多文化共生についての理解を深めるため、日本人市民と外国人市民の交流機会や学習機会を充実します。	●国籍、民族等の異なる人々が、互いの文化の違いを認め合い、地域社会の構成員として共に生きていく多文化共生社会の形成を促進するために、もやいこハウス(多文化共生センター)にて各種事業を実施しました。 ●多様な分野における交流を促進し、地域コミュニティの活性化に寄与するために、2017年度にもやいこハウス(多目的交流センター)を開設し、各種事業を実施しました。	●もやいこハウス(多文化共生センター)利用実績: 2015年度　748件 2018年度　536件 212件減少（28%減） ●もやいこハウス(多目的交流センター)利用実績: 2017年度　73件 2018年度　239件 166件（327%増）	●もやいこハウス（多目的交流センター）を2017年10月に開設し、もやいこハウス（多文化共生センター）の利用実績は減少したものの、合算すると利用人数は増加しているため、多文化共生及び地域コミュニティの活性化に寄与しています。	●もやいこハウス(多文化共生センター・多目的交流センター)のより一層の利用促進を図るため、施設の周知や市の事業の実施について検討します。
	●多文化共生の意識づくりの拠点として、もやいこハウスの機能強化を図り、さらなる活用を促進します。				
	●子どもの頃から多文化共生・国際理解意識を育むため、学校における多文化共生の視点に立った教育、国際理解教育等を一層充実します。	●総合的な学習の時間等を通して、日本だけでなく諸外国の文化・風俗・習慣・歴史等を理解・尊重し、多文化共生の視点に立った国際社会で信頼される望ましい資質を育む教育を充実させました。 ●姉妹都市オーストラリアウィンダム市に中学2年生12名を派遣し、国際交流を図りました。	●総合的な学習の時間や英語活動、ALTとの交流を通して、諸外国の文化や生活を学習する機会を設定し、多文化共生理解や国際理解教育の一層の充実を図ることができました（知立東小学校では、地域の方を講師に招き、東っ子ｶｰﾆﾊﾞﾙを行い、日本以外の様々な国の文化について学ぶことができました）。 ●姉妹都市オーストラリアウィンダム市に派遣後は、帰国後報告会を行い、広く市民に国際交流の大切さを伝えることができました。	●姉妹都市との交流や友好親善を通じて子どもの頃から多文化共生・国際理解意識を育むための教育機会を設けることができています。	●広い視野をもち、異文化を理解するとともに、これを尊重する態度や異なる文化をもった人々と共に生きていく資質や能力を育む教育を一層充実させます。

章	4．互いの人権を尊重し、思いやりの心を育むまちづくり	施策がめざす将来の姿
節		国籍や言葉、文化、生活習慣の違いを超えて、日本人市民も外国人市民も、互いを理解し合い、誰もが市民、地域の一員として、助け合い、活躍しています。
施策	1．多文化共生	
担当課	協働推進課、安心安全課、学校教育課、福祉課、市民課	

	施策の内容	取組内容	成果	評価	今後の方向性
3　外国人市民の社会参画の促進	●日本人市民と外国人市民とが同じ地域で暮らす一員としてともに地域づくりに取り組めるよう、外国人市民への町内会、自治会活動等に関する情報提供や、町内会や自治会等に対する多文化共生の意識啓発に努めます。	●町内会の区長に対し外国人に対するアンケートを実施しました。(2018年度)	●町内会へのアンケート結果を参考に、町内会の加入案内を多言語化(英語・ポルトガル語・やさしい日本語)しました。(2018年度)	●町内会への加入案内の多言語化や各課の事業内容等の翻訳により、外国人市民の社会参画を支援しています。	●市からの外国人市民向けのチラシなどについて、やさしい日本語等に変換し、わかりやすい表記となるよう表示方法を検討します。
	●町内会や自治会、市民活動団体等において多文化共生に関わる活動が持続的に行われるよう、活動支援やネットワークづくりを行います。 ●外国人市民が主体的にまちづくり活動に関わることができるよう、外国人市民へのまちづくりに関する情報提供と参加促進に努めます。	●各課の事業内容等を翻訳し、外国人市民へ情報提供をしました。 ●外国人市民も地域づくりに関わるきっかけの場となる住民会議「昭和未来会議」を開催し、防災イベントや畑、音楽を使った交流などのプロジェクトを創設、支援しました。	●各課の事業内容等の翻訳件数: 2015年度　18件 2018年度　38件　20件増加(111%増) ●昭和未来会議及び会議から派生した取組への参加者数:約3,000人(延べ人数)(2018年度末)	●町内会への各課の事業内容等の翻訳により、外国人市民の社会参画を支援しています。 ●昭和未来会議が外国人市民の社会参画のきっかけとなっています。	●外国人市民への情報提供のため翻訳業務を継続します。 ●住民会議及び取組への参加者の増加を図ります。
4　国際交流の推進	●国際交流・多文化共生に関する事業のあり方を、国際交流協会と連携のもと検討します。 ●地域の国際理解に対する意識を高めるために、国際交流に関する事業の魅力向上を図るとともに、市民の参加を促進します。	●国際理解に対する意識を高めるために「姉妹都市ウインダム市中学生派遣事業帰国報告会」と「もっと知りたいシリーズ」を別々に開催しました。(2017年度～) ●国際交流協会の事業に関する3つの部会を設置しました。第一事業部会(帰国報告会) 第二事業部会(もっと知りたい) 第三事業部会(会員増強)	●「姉妹都市ウインダム市中学生派遣事業帰国報告会」参加者数: 2017年度　153人 2018年度　175人　22人増加(14%増) 「もっと知りたいシリーズ」参加者数: 2017年度　65人 2018年度　75人 10人増加(15%増) ●部会実施数: 2018年度　5回	●報告会の参加者数は増加傾向にあり、市民の国際交流への関心は高まっています。 ●部会を設置したことで、国際交流に関する事業の魅力向上を図ることができました。	●事業をさらに広く周知するとともに魅力向上を図り、国際理解に対する住民の意識を高めます。 ●国際交流協会が創立30周年を迎えることに伴い、記念事業を開催します。 ●現在設置している部会を増やすなどして、魅力あふれる事業が開催できるよう検討します。

章	４．互いの人権を尊重し、思いやりの心を育むまちづくり
節	
施策	２．男女共同参画
担当課	協働推進課、総務課、経済課、健康増進課、生涯学習スポーツ課、子ども課、長寿介護課

施策がめざす将来の姿

家庭、地域、職場、学校、その他の社会のあらゆる場面で男女が性別にかかわらず個性と能力を発揮し、いきいきと輝くことのできる社会になっています。

	施策の内容	取組内容	成果	評価	今後の方向性
１．多様な場面における男女共同参画意識の教育・啓発	●性別による固定的な役割分担意識や差別意識を解消し、すべての人が参画しやすい社会の実現に向けて、各種講演会や講座、職員研修などの開催、広報誌や啓発冊子の発行等、様々な機会を通じて男女共同参画に関する教育・啓発を積極的に行います。	●男女共同参画に関する講演会を実施しました。 ●サテライトセミナーを開催しました。(2015年度、2017年度)	●男女共同参画講演会の参加者数: 2015年度　270人 2018年度　258人　2人減少(4%減) ※2018年度は人権講演会と合わせて開催 ●人材育成セミナーへの派遣 2017年　受講 ※　各年で受講 ●サテライトセミナーの参加者数: 2015年度　70人 2017年度　62人　8人減少(11%減)	●講演等の参加者数は減少傾向にあり、引き続き男女共同参画の意識啓発を適切に行っていく必要があります。 ●人材育成セミナーへ今後も市民を派遣し、男女共同参画に関して、理解を深める必要があります。	●性別による固定的な役割分担意識や差別意識の解消のため、講演会等を通じて、男女共同参画の意識啓発を行います。
	●学校や家庭、地域、職場などのあらゆる場面において、情報、資料の提供等を通じて男女共同参画を進める教育・学習を推進します。	●男女共同参画に関する意識調査の実施(2017年度) ●第3次知立市男女共同参画プランの策定(2018年度)			
	●重大な人権侵害である様々な形の暴力や犯罪等を未然に防止するため啓発活動を充実します。	●DV理解講座の開催	●DV理解講座の参加者数: 2015年度37人 2018年度45人　8人増加(21%増)	●DV理解講座の参加者数は増加傾向にあり、「DVが犯罪行為をも含む重大な人権侵害であること」を理解していただくため引き続き開催していく必要があります。	●DVなどの人権侵害に対する意識啓発のため、特に若い世代へのDV、デートDVについての啓発を推進します。
２．職場・地域における男女共同参画の促進	●市役所が率先して、女性の採用、登用を進めるとともに、性別に関わらず育児休暇、介護休暇制度の活用を進めます。	●市役所内での男女共同参画を促進しました。	●男性職員の配偶者出産休暇・育児参加のため休暇取得割合 2015年度　67% 2018年度　90%　(23%増) ●校長・教頭職への女性職員の占める割合 2015年度　20% 2018年度　20% ●市の審議会等に占める女性委員の割合 2015年度　24% 2018年度　24% ●女性委員がいる審議会等の割合 2015年度　85% 2018年度　86%	●男性職員の出産・育児に関する休暇取得割合は増加しています。 ●各種女性委員等の割合は、微増しています。	●引続き、男性職員の育児に関する休暇取得割合など、女性活躍推進法に基づく知立市特定事業主行動計画の目標達成に努めます。 ●各種女性委員等の割合については、第3次知立市男女共同参画に掲げる目標達成に努めます。
	●働く場において男女が個人の能力を十分に発揮できる環境を整えるよう、企業に対し制度・風土改善のための啓発、情報提供を行います。	●約150の企業、地域団体等へ男女共同参画講演会の案内を送付しました。	●男女共同参画講演会の参加者数: 2015年度270人 2018年度258人　12人減少(4%減) ※2018年度は人権講演会と合わせて開催	●講演等の参加者数は減少傾向にあり、引き続き男女共同参画の意識啓発を適切に行っていく必要があります。	●企業や地域団体への情報提供に努めます。
	●町内会等の団体において役員等に女性が積極的に登用されるよう、情報提供等を通じて働きかけを行います。				
３．生涯を通じた健康支援	●互いの身体的特徴や性について理解し合えるよう、ライフステージに応じて正しい知識の普及や互いの性を尊重する意識の啓発に努めます。	●講座開催、チラシ配布等により、性的マイノリティへの理解の促進を図りました。	●LGBTをテーマとした男女共同参画講演会参加者数: 2016年度　80人	●今後ますます多様化していく時代の中で、LGBTへの理解を高める必要性があります。	●講座等を通じて、多様な性のあり方について啓発を行います。
	●各年代に応じた健康づくりの活動支援を行います。	●ポイント年齢の子宮頸がん検診・乳がん検診・歯科健診に対して無料クーポン券を配布しました。 ●69スポーツ教室のうち、8教室において生涯スポーツの普及・啓発等を行いました。	●クーポン券利用受診率: 2015年度 子宮頸がん検診9.6%、乳がん検診8.1%、歯科健診4.7% 2018年度 子宮頸がん検診9.8%、乳がん検診22.2%、歯科健診8.6% 子宮頸がん検診(0.2 %増)、乳がん検診(14.1%増)、歯科健診(3.9%増)	●無料クーポン券の配布により、各健診を受診するきっかけを与えることができました。 ●生涯スポーツの普及・啓発等により、生涯にわたる健康づくりを支援しました。	●引き続き各取組により、各年代の健康づくりの活動支援を実施していきます。

章	４．互いの人権を尊重し、思いやりの心を育むまちづくり	施策がめざす将来の姿
節		家庭、地域、職場、学校、その他の社会のあらゆる場面で男女が性別にかかわらず個性と能力を発揮し、いきいきと輝くことのできる社会になっています。
施策	２．男女共同参画	
担当課	協働推進課、総務課、経済課、健康増進課、生涯学習スポーツ課、子ども課、長寿介護課	

	施策の内容	取組内容	成果	評価	今後の方向性
４．女性の社会参画の促進	●本市のすべての施策に多様な価値観と発想を取り入れられるよう、施策・方針決定過程への女性参画を拡大します。	●約150の企業、地域団体等へ男女共同参画講演会の案内を送付しました。	●男女共同参画講演会の参加者数： 2015年度　270人 2018年度　258人　12人減少（4%減） ※2018年度は人権講演会と合わせて開催	●講演会の参加者数は減少傾向にあり、今後も男女共同参画の意識啓発を適切に行っていく必要があります。	●企業、地域団体等への情報提供に努めます。
	●ボランティア活動に関する情報提供等を行い、防災や環境など地域における様々な課題や多文化共生、国際交流など、あらゆる分野への女性の参画を促進します。				
	●家庭や地域活動等との調和が図ることができるよう、高齢者福祉、障害者福祉サービス、子育て支援の充実等を進め仕事と家事・育児、介護が両立できる子育て・介護サービス等の充実、周知を図ります。	●子育て支援サービスについては、3章2施策2番に記載があります。 ●家族介護者の支援については、1章3節1施策1番に記載があります。			
	●女性の再就職に関する情報など、多様な働き方を選択するための情報提供に努めます。	●女性向けの再就職相談については、2章2節4施策5番に記載があります。			
５．相談体制の充実	●重大な人権侵害である様々な形の暴力や犯罪等に対応するため、市の各部署間での情報共有、連携強化を図りながら、県の関係機関と緊密に連携し、相談体制の充実に努めます。	●女性悩みごと相談、DV相談を実施し、女性が抱える様々な問題の解決のための支援を行いました。 ●DVマニュアルの作成(2016年度)	●女性悩みごと相談件数： 2015年度　37件 2018年度　47件　10人増加（27%増） ●DV相談件数： 2015年度　23件 2018年度　15件　8件減少（35%減）	●毎年、一定数の相談があるため、今後も相談体制の充実に努めていく必要があります。	●相談窓口の周知を図り、安心して相談できる体制を整備します。 ●関係各課、関係機関と連携を図って相談・支援体制の充実を図ります。

章	４．互いの人権を尊重し、思いやりの心を育むまちづくり
節	
施策	３．人権
担当課	協働推進課

施策がめざす将来の姿

市民一人ひとりの人権が尊重され、差別や偏見がなくなっています。また、差別を受けた人の痛みや、見えない差別に苦しむ人のつらさをお互いに共有し、解決に取り組んでいる思いやりのある社会になっています。

	施策の内容	取組内容	成果	評価	今後の方向性
１　多様な場面における男女共同参画意識の教育・啓発	●一人ひとりの基本的人権の尊重の意識を育むため、学校・企業等と連携した各種講演会や研修会の開催、広報誌やパンフレットの配布など、人権教育・啓発を行います。	●様々な人権問題に関する講演会(映画会)を開催しました。 ●広報紙での啓発を行いました。 ●人権週間(12月4日～10日)の街頭啓発 ●人権擁護委員と連携した人権啓発(街頭啓発、保育園・小学校での人権教室)を実施しました。	●人権問題を考える講演会(映画会)参加者数: 2015年度　248人 2018年度　258人　10人増加(4%増) ●人権教室実施数: 保育園(年2～4回) 小学校(年1回～2回)	●講演会への参加者数は増加傾向にあり、市民に対して人権問題を考える機会を適切に設けています。 ●基本的人権の尊重の意識を育むため、保育園や学校での啓発は今後も継続する必要があります。	●毎年テーマを変えて講演会を実施し、様々な人権課題について啓発を行います。 ●人権擁護委員、法務局等と連携し、人権啓発に努めます。
２．人権教育に携わる人材育成	●地域社会や行政における人権教育・啓発の指導者や、教職員や保育士など人権教育の実践者が、豊かな人権感覚や人権教育を実践できる資質と能力を身につけるための研修を充実します。	●県主催の人権啓発指導者研修等に参加し、職員研修等の講師を行いました。	●県主催の人権啓発指導者研修会等へ参加(2015年度～2018年度) ●人権研修、新規採用予定職員研修の講師(2015年度～2018年度)	●研修を受講するのみではなく、職員研修等の講師という立場で、学んだことを発信する場を設けています。	●様々な人権課題に対応できる人材を育成するため、各種研修会等に参加します。
３．相談・支援体制の充実	●人権全般の相談に対応できるよう、人権擁護委員と連携を図りながら、相談体制の充実に努めます。	●様々な相談に対応できるよう、各種研修会に参加しました。 ●人権擁護委員との連携のため、地区委員会に参加しました。 ●人権だけでなく、心配事や交通事故、結婚相談、法律相談における市民相談業務を社会福祉協議会へ委託し実施しました。	●人権擁護委員地区委員会 2015年度～2018年度(年10回) ●市民相談業務　相談件数: 2015年度　301件 2018年度　238件　63件減少(21%減)	●今後も相談体制の充実に努めるため、人権擁護委員との情報の共有の場を設ける必要があります。 ●専門性のある相談窓口により、人権の尊重や心豊かな暮らしに資しています。	●人権擁護委員、法務局等と連携し、相談・支援体制の充実に努めます。 ●相談員連絡会などを通じ、相談員や社会福祉協議会、市費の負担増とならないよう実施を継続します。

第5章

芸術や文化を大切にするまちづくり

施策1　生涯学習

施策2　スポーツ

施策3　芸術・文化

施策4　歴史・文化財

章	５．芸術や文化を大切にするまちづくり
節	
施策	１．生涯学習
担当課	生涯学習スポーツ課

施策がめざす将来の姿

地域・団体・教育機関・民間が連携して、市内の至る所で多様な生涯学習活動が展開され、老若男女の多くの市民が参加し、学ぶ喜びを感じています。
また、生涯学習活動を通じて学んだ知識や情報が、各地域のまちづくり活動に活かされています。

	施策の内容	取組内容	成果	評価	今後の方向性
１　生涯学習に参加しやすい機会づくり	●情報化・少子高齢化・国際化など変化の激しい社会状況における市民ニーズに対応するため、市民からの提案も取り入れながら、年代や現代的課題に対応した学習メニューの多様化を図ります。	●市民の関心の高いものについて、1～3DAY講座(お試し講座)を開講し、のちに定期講座や自主講座へとつながるような取り組みをしました。 ●育児中の方の参加促進のために託児付きの講座を開催しました。	●1～3DAY講座開講数: 2015年度　13講座 2018年度　11講座　2講座減少（15%減） ●託児付き講座数:2講座(2017・2018年度)	●市民ニーズに対応した講座を開講するために募集をした結果、開講できた講座数となるが、講座内容のほか試行時間、試行回数等も検討し増やしていける講座にします。 ●託児付き講座は、託児をする人や託児用の部屋の確保などもあり、年に2講座のみの開講となりました。(うち１講座は年間10回開講のもの)	●1～3DAY講座から定期講座、自主講座という流れを増やしていけるよう、より市民の関心の高い講座開講に努めます。 ●2つの講座で託児付きのものを行うなど工夫し、託児する人や託児用の部屋を有効的に活用し、託児付き講座を増やしていきたいと考えています。
	●市民の誰もが気軽に生涯学習に参加できるように、講座の申込方法や開講時間を改善するなど、利便性の向上を図ります。	●夜間の講座を設け、仕事帰りの人でも参加できるものを開講しました。 ●受講希望者が公平に機会を持てるよう講座の申し込み方法を先着順から抽選方式に変更しました。(2018年度)	●夜間講座数: 2講座(2015年度) 5講座(2018年度)　3講座増加（150%増） ●抽選方式の講座申込みを採用し、新規受講者を取り入れることができました。(2018年度～)	●夜間講座の人気は高く、市民からの提案も取り入れて増やしていきたい講座です。 ●抽選方式の講座申込みを採用してみて、窓口の混雑を避けられるなど利点も多いが、申込み結果発表後の手続き等でまだ課題もあるため、よりよい方法を検討します。	●夜間講座・託児付き講座を増やし、幅広い年齢層の参加を促します。
	●市主催の講座だけではなく、自主講座や民間の講座、文化イベント等も含めて、生涯学習に関する情報の一元化を図り、提供体制を再構築します。			●生涯学習に関する情報の一元化への取り組みは不十分であるが、市民が生涯学習に取り組む上で情報提供のための環境を整えるのは重要であると考えています。	●市民の主体的な学びを支える環境整備を進める中で、情報提供の内容・方法についても検討し、提供体制の再構築に努めます。
２　生涯学習の担い手育成の促進	●生涯学習受講の成果を地域の中で伝えることができる環境を整え、講座の受講者が生涯学習の担い手となるための市民人材の育成を図ります。	●子育てネットワーカー養成講座を開講しました。(2017年度から隔年で開始)	●子育てネットワーカー養成講座参加者数:13名	●子育てネットワーカー講座は定員15名のところ13名の参加者があり、市民の関心の高さが伺えます。	●子育てネットワーカー養成講座を定期的に行い、託児付き講座の開講に繋げていきたいと考えています。
	●市民が教え合う、伝え合う生涯学習環境を整えるため、受講経験者をはじめとして技や知識を持つ埋もれた市民人材を発掘し、生涯学習講座の講師として登用します。特に若い世代の人材の発掘・活用を図ります。	●生涯学習の人材リストを作成、配布し周知・活用促進・登録者の促進に努めました。	●人材リスト登録者数: 2015年度　102名 2018年度　135名　33名増加（32%増）	●人材リストの登録者は毎年少しずつではあるが増加しています。	●人材リストの周知・活用促進・登録者促進のための広報に努めます。
３　生涯学習とまちづくりの連携の推進	●地域が生涯学習をまちづくりに展開する際の情報提供やアドバイス等を行うとともに、学習活動の交流を支援します。	●市職員が講師となって「出前講座」を実施しました。 ●地域における生涯学習推進員の設置を促し、生涯学習まちづくり事業に補助金を交付しました。	●地域の「出前講座」利用数: 2015年度　10講座 2018年度　16講座　6講座増加（60%増） ●まちづくり事業補助金申請町内会数: 2015年度　23町内会 2018年度　24町内会　1町内会増加（4%増）	●出前講座利用町内会、まちづくり事業補助金申請町内会は地域の公民館等で行うことが可能なため利用率が高く定着してきています。	●全町内会が利用しているわけではないので、利用したことのない町内会にも情報提供やアドバイス等を行い、学習活動を支援します。
	●学習活動で学んだことを気軽に教えあい、学ぶことや教えることの楽しさや喜びを感じるとともに、地域課題解決のための活動に活かすことにより、地域の活性化への貢献を図ります。	●生涯学習推進員の企画・運営による町内講座を開催しました。	●講座開催数 2015年度　800講座 2018年度　1,262講座　462講座増加（58%増）	●各々の町内会で特色ある講座や地域の抱えている課題の解決に向けヒントとなるような講座が開催されています。	●町内会同士の情報交換の場を設けるなど更なる町内会の活性化に努めます。
４　公民館活動の活性化	●中央公民館、猿渡公民館、知立文化広場は、市民の学習活動の場としてだけでなく、生涯学習をきっかけとした市民相互の交流の場としての有効活用を図ります。	●「文化のつどい」「芸能発表会」など定期的に学習成果を発表する機会を設けました。	●中央公民館・猿渡公民館・文化広場各々の会場で日々の練習成果を発表しました。	●定期的な学習成果の発表は、さらなる生涯学習活動の取り組みにつながるため継続していきます。	
	●多様な年齢層の市民に利用され、地域に密着した公民館をめざすとともに、民間、教育機関、関係機関等と連携しながら、市民にとって魅力ある企画の実施を図ります。	●大学との連携講座を開催しました。	●愛知教育大学との連携講座:2講座(2015年度・2018年度)	●毎年、内容・対象年齢・形態の違う愛知教育大学との連携講座を2講座開講しており、魅力ある講座なので、今後も継続していきます。	●教育機関との連携講座の充実を図り、他課・他施設とも連携しながら企画・開講していきます。

章	５．芸術や文化を大切にするまちづくり	施策がめざす将来の姿
節		総合型地域スポーツクラブやスポーツ団体が充実し、スポーツを楽しむ機会や場所が身近に増えています。また、スポーツを通じて市民の心身の健康増進とコミュニティ形成が図られています。
施策	２．スポーツ	
担当課	生涯学習スポーツ課	

	施策の内容	取組内容	成果	評価	今後の方向性
1　地域スポーツ活動の推進	●活動場所の提供、情報発信等により市民の参加率の向上を図り、総合型地域スポーツクラブの発展・活性化を促進します。	●総合型地域スポーツクラブに対して、運営に対する助言・指導・自立に向けた協力を行いました。	●総合型地域スポーツクラブの会員数： 2015年度　224人 2018年度　332人　108人増加（48%増）	●継続的な教室の開催による会員数の増加、また新規教室の開催により若年層の会員が大きく増加し、老若男女問わず多くの市民が日常的にスポーツ活動をすることに寄与し、地域のスポーツ活動の拠点として総合型地域スポーツクラブが発展・活発化しています。	●総合型地域スポーツクラブに対して、運営に対する助言・指導・自立に向けた協力体制を維持します。
	●地域・学校・職場・仲間同士など多様な場面で行われるスポーツ活動やスポーツ教室の開催等を促進、スポーツ団体の育成等を通じて、スポーツの裾野拡大を図ります。	●スポーツ活動の場所として、学校施設の体育館の利用方法を全面利用から半面利用も可能に変更しました。	●学校体育施設利用者数： 2015年度　152,687人 2018年度　162,831人　10,144人増加(7%増)	●スポーツ活動が促進されています。	●高等学校体育施設の活用について検討します。
	●地域スポーツを指導したり普及したりする人材として、スポーツボランティアの育成や生涯学習人材リストの活用、また大学と連携したスポーツ教室の開催等、地域スポーツ活動の推進を図ります。	●スポーツ推進委員やスポーツ協会加盟の各種スポーツ団体と協力・連携し、指導者の育成について支援しました。	●スポーツ推進委員の研修会　年3回	●スポーツ推進委員としてのスキルアップに効果があります。	●スポーツ推進委員やスポーツ協会加盟の各種スポーツ団体と協力・連携し、指導者の育成について支援します。
2　生涯スポーツの推進	●年齢や性別に関わらず、すべての人が生涯を通じてスポーツに取り組むことができる環境の整備を図ります。市民が参加しやすい多様なスポーツ教室の開催を促進するとともに、受講者が継続的にスポーツに取り組むことができる環境や仕組みづくりを図ります。	●子どもから高齢者まで参加できるスポーツ教室を行いました。 ●障がいのある方も参加できるスポーツ教室を行いました。	●スポーツ教室参加者数： 2015年度　1,802人 2018年度　1,903人　101人増加（6%増） ●スポーツ吹矢教室に障がい者参加者数： 2016年度　0人 2018年度　1人　1人増加	●幼児対象や高齢者対象のスポーツ教室を開催し、老若男女問わず幅広い年代の人たちがスポーツに取り組むことができ、着実に人数を増やしています。 市のスポーツ吹矢教室において障がい者を含めた参加募集を行い、1名が参加され、障がいスポーツの振興に寄与しました。（2016年より統計開始）	●ライフステージに応じた幅広いスポーツ活動の推進のためスポーツ教室を拡充します。
	●高齢者の体力維持・増進や介護予防をめざし、高齢者向けの各種スポーツ教室やスポーツ体験イベント等の開催を促進します。さらに、老若男女がスポーツを通じて交流できる機会の創出を図ります。				●民間企業との連携によりスポーツ活動の推進を図ります。
	●子どものスポーツへの興味・関心や体力・運動能力の向上をめざして、学校や子ども会などとも連携しながら、スポーツをする機会の増加を図ります。	●中学生の部活で、プロバスケットボール選手やコーチによるクリニックを行いました。（2018年度）	●シーホース三河によるクリニック参加中学生バスケットボール部員数：140名	●新たにプロバスケットボールチームと協定したことにより、中学生のクリニックを実施したことは、若年層のバスケットボール競技への興味関心を高め、競技力の向上につながっています。	●他のプロスポーツとの連携協定について検討します。
3　スポーツに取り組む機会や場所の充実	●スポーツに対する市民の関心や参加機会を拡大させるため、教育委員会が委嘱するスポーツ推進委員を中心とした指導体制や普及のための連絡調整機能の強化を図ります。	●スポーツ推進委員により、ニュースポーツの教室等を開催し普及に努めました。	●ミニテニス教室　参加者数54人 ファミリーバドミントン体験会　参加者数31人	●スポーツ推進委員によるニュースポーツの推進等により、新たにスポーツ活動を行う人を獲得しています。	●スポーツ推進委員の活動を支援します。
	●既存のスポーツ施設については、公共施設保全計画に基づく改修を進めることにより、施設の老朽化や市民ニーズへの対応を図ります。また、施設拡充の検討も行います。	●スポーツに取り組めるよう、市民体育館等既存の体育施設に加え、学校体育施設も整備しました。 ●スポーツ施設の維持管理を行うとともに、破損、消耗した設備や用具を更新しました。	●昭和グランドの防球ネット嵩上げ、屋外トイレ改修(2016年度) ●市民体育館1階トイレ改修、シャワー改修、(2017年度) ●エレベーター改修、アリーナ音響設備改修、館内放送設備設置(2018年度)	●老朽化の進む既存スポーツ施設は、計画的な改修を実施することで市民スポーツ活動の場として継続的に提供することができています。また、新たなスポーツ器具や老朽化したスポーツ器具を入れ替えることで、市民ニーズに対応しています。	●熱中症対策として柔剣道場に空調設備を設置します。
	●住民にとって身近な学校施設や民間スポーツ施設との連携により、市民が利用できる施設の充実を図ります。	●高等学校の体育施設利用について、先進市の情報を収集しています。	●施設利用者数 ◎市民体育館： 2015年度　99,073人 2018年度　103,893人　4,820人増(5%増) ◎屋外施設： 2015年度　159,168人 2018年度　163,912人　4,744人増(3%増) ◎学校体育施設： 2015年度　152,687人 2018年度　162,831人　10,144人増(6%増)	●地域スポーツ活動の普及により、学校体育施設利用者が増加し、有効的に学校体育施設を活用できています。	●高等学校体育施設の活用について検討します。

章	５．芸術や文化を大切にするまちづくり
節	
施策	３．芸術・文化
担当課	文化課、都市計画課

施策がめざす将来の姿
文化会館や図書館の施設・催しが充実し、市民がいつでも気軽に芸術・文化に触れられる拠点となっています。 まちなかにアートがあることにより、市民が身近に癒しや元気を感じることのできる潤いのある風景となっています。

	施策の内容	取組内容	成果	評価	今後の方向性
１　文化会館における芸術・文化に親しむ機会の充実	●文化会館が実施する自主文化事業のさらなる充実を促すとともに、催しに関する広報を効果的に行うなどにより、文化会館の利用者層の拡大を図ります。	●幅広い芸術分野、幅広い年齢層等を意識した、公演事業、教育普及事業、人材養成事業、芸術講座等を実施しました。 ●気軽に来館してもらう機会となるようパティオいりあいち事業(おやこDEパティオ、入会地ギャラリー展、呈茶DEパティオ)を実施しました。 ●チケットシステムにお客様からの需要が高いクレジット決済を新規導入しました。(2017年度)	●文化会館の年間利用者人数: 2015年度　201,107人 2018年度　219,652人 約18,545人増加(貸館利用者＋自主事業利用者)(約8%増) ●文化会館の施設利用率: 2015年度　87.2% 2018年度　87.9%　0.7%増加	●自主事業は地域に根ざした様々な取組みを行っており、アンケート結果からは高い評価を受けています。集客率のさらなる向上が課題です。	●市制施行50周年、文化会館開館20周年などを迎える2020年度を、文化芸術による新たな価値の創出を示す好機ととらえ、市民が知立の魅力を再発見し、広く発信できる自主事業を展開します。 ●子供から高齢者まで、誰もが等しく文化芸術に触れられる機会を提供するための事業の実施に努めます。
	●施設劣化への対応や利用者の利便性の向上を図るため、文化会館を計画的に改修します。また、改修を機会として、現在ロビーにて展示している山車文楽・からくりの展示方法の改善を図ります。	●文化会館の利用者に対し故障による不利益となる可能性を回避し、安定的な文化活動の推進を図るため、舞台の照明、吊物機構、音響設備等、更新時期を迎えた設備の更新を行いました。	●文化会館における主な改修事業 舞台照明設備改修工事(2015年度) 吊物機構PLC更新工事(2016年度) 舞台音響設備更新工事(2017年度) オーケストラ迫り床等改修工事(2018年度)	●文化会館は開館して19年が経過し、舞台・照明・音響等の機器や施設の劣化が発生してきています。更新工事の実施により、安全で支障なく運営できています。	●施設の保全として大ホールの屋上改修工事、空調設備等の更新工事を実施し、安定した施設の稼働を図ります。
２　市民による文化・芸術活動の促進	●自主的・主体的に文化芸術活動を行うきっかけをつくるため、市民参加・市民提案による多様な文化・芸術事業を開催するとともに、活動を支える人材や団体育成を図ります。	●文化のつどい、市美術展、小中学生美術展、しみん芸術祭、いけ花諸流展、市民音楽祭、演劇フェスティバル、ロックフェスティバル、小中学生百人一首大会など、さまざまな文化事業が継続して開催されるよう市民と連携しました。	●心豊かな市民生活と活力ある地域社会の実現に向けて、文化芸術基本条例を制定しました。(2017年度)	●文化会館や中央公民館などで文化協会などの市民文化団体が日常的に活躍しており、「文化のつどい」などの文化事業の参加者も増加傾向にあります。	●文化芸術推進会議を設置し、2020年度までに文化芸術推進基本計画を策定します。
	●次世代の文化の担い手、新たな市民芸術家の育成を図るため、幼保育園小中学校巡回事業を継続することなどにより、若い世代が文化芸術に触れる機会を充実します。	●市内の幼稚園・保育園・小中学校への巡回事業が実施され、音楽・人形劇等の芸術家を派遣し生の舞台芸術に触れる機会を提供しました。(2012年度～)	●巡回事業実績 2015年度　25か所　鑑賞延べ人数　9,800人 2018年度　29か所　鑑賞延べ人数　11,498人	●巡回事業が継続的に実施できており、若い世代が文化芸術に触れる機会が増加しています。	●文化会館における「こどもアートふれあい事業」は重要な活動と位置付けており、今後も事業の推進を図ります。
３　彫刻のあるまちづくりの推進	●文化会館エントランスロードや文化会館～知立駅～リリオを結ぶ野外彫刻プロムナードについて、引き続き彫刻作品の展示や彫刻と調和した風景づくりを行います。	●野外彫刻プロムナード展を開催しました。 ●野外彫刻プロムナード展15周年記念事業を開催しました。(2015年度) ●野外彫刻1基を設置しました。(2016年度)	●2015～2018年度において常設作品7基、1年ごとの設置作品24基を設置しました。 ●野外彫刻プロムナード展を開催し、計24基の彫刻作品を展示しました。 ●野外彫刻プロムナード展15周年記念事業を開催し、東海道松並木に野外彫刻6基を設置しました。(2015年度) ●番割公園に野外彫刻1基を設置しました。(2016年度)	●県内芸術系4大学との連携により19年間継続して事業が実施できました。	●引き続き野外彫刻プロムナード展を開催し、彫刻のある風景づくりを進めます。 ●2020年開催予定の野外彫刻プロムナード展20周年記念事業に向けて、事業を検討します。
	●今後整備が進められる知立駅周辺においても、彫刻作品やアートを積極的に取り入れたまちづくりを行うとともに、市内の名所や観光拠点においても、地域の風景や資源と調和させながらまちづくりにアートを取り入れ、観光活性化への貢献を図ります。	●駅周辺整備途中であるため現時点では取り組んでいません。			●駅周辺整備の状況にあわせて検討します。
	●彫刻の展示や管理、まちづくりへのアートの導入について、市民や民間との協働を推進します。	●野外彫刻プロムナード展をライオンズクラブや企業の協力を得ながら開催しました。	●野外彫刻プロムナード展に県内芸術大学関係者と連携し24基の彫刻作品を展示しました。 ●野外彫刻プロムナード展15周年記念事業において市内企業の協力のもと東海道松並木に野外彫刻6基を設置しました。(2015年度)	●ライオンズクラブをはじめとする企業や愛知教育大学、愛知県立芸術大学、名古屋芸術大学、名古屋造形大学の4大学との連携により事業が実施できました。	●今後も県内芸術系大学等と連携を図り事業を進めます。

章	５．芸術や文化を大切にするまちづくり	施策がめざす将来の姿
節		文化会館や図書館の施設・催しが充実し、市民がいつでも気軽に芸術・文化に触れられる拠点となっています。 まちなかにアートがあることにより、市民が身近に癒しや元気を感じることのできる潤いのある風景となっています。
施策	３．芸術・文化	
担当課	文化課、都市計画課	

	施策の内容	取組内容	成果	評価	今後の方向性
４　図書館活動の活性化	●市民が気軽に立ち寄り、読書に親しんでもらえるよう、図書等の利用方法の改善、高齢者にやさしい大型活字本など利用者のニーズに対応した蔵書の確保、図書館まつりなどイベントの開催等、図書館事業の充実を図り、市民の図書館利用のさらなる促進を図ります。	●ボランティアグループとの連携による紙芝居の会、ストーリーテリング、絵本の時間、ブックスタート等の定例的事業や夏休み親子工作教室、親子折り紙教室、大人向け講演会、ライブラリーコンサート、天体観測会、わらべうたと絵本の会、大人のための朗読会、製本教室、読み聞かせ講座、1日司書体験、映画上映会などの各種イベントを継続して開催しました。 ●電話、インターネットでの貸出期間延長を開始しました。(2017年度) ●中央公民館、福祉体育館、文化広場での図書館外返却受取を開始しました。(2018年度)	●こどもの読書活動優秀実践図書館に対する文部科学大臣賞受賞(2015年度) ●図書館の年間来館者数: 2015年度　234,459人 2018年度　218,209人　16,250人減少(7%減) ●図書館の年間利用者数: 2015年度　90,367人 2018年度　83,145人　7,222人減少(8%減) ●図書館の年間貸出数: 2015年度　427,412点 2018年度　400,143点　27,269点減少(6%減) ●館外拠点での返却受付件数: 2018年度　1,380点	●読書の推進に資するため、優れた取組等を行っている図書館として表彰されました。 ●図書館の年間来館者数、年間利用者数、年間貸出数は減少傾向にあります。 ●館外拠点での返却を開始したことにより利用者の利便性が向上しました。	●現在の利用者のニーズを大切にしながらも、内容を精査し、より幅広い年齢層の利用を促進するため新規のイベント等を積極的に開催します。
	●図書館施設の老朽化に対応した修繕を計画的に行います。また、利用者の利便性や快適性の向上、蔵書数の増加等に対応するため、開架室や閲覧室などの配置や使い方を抜本的に見直すなど空間の有効利用を図ります。	●1階トイレ改修工事を実施しました。(2018年度)	●1階トイレに蓋付洗浄便座、自動水栓、人感センサー等を設置し、トイレを乾式化しました。(2018年度)	●トイレが快適な環境になり、利用者の利便性や快適性が向上しました。	●図書館外壁及び窓サッシの防水改修工事など、老朽化した設備の新規入替を順次実施することで安定した施設の運用と利用環境の快適化を図ります。
	●学校図書室との連携の推進や、保育園・学校等への団体貸出の促進など、子どもの読書機会の充実に努めます。	●図書館の現況のtwitter投稿によるYA(ヤングアダルト、13歳から19歳)世代への発信を開始しました。(2018年度) ●愛知大学との協定締結に伴い、図書館の相互利用を開始しました。(2018年度)	●第2次知立市こども読書活動推進計画の中間調査を実施(2018年度)団体貸出利用している学校・園の数:12ヶ所(2014年度末)、11ヶ所(2018年度) ●学校等への年間団体貸出点数: 2015年度　3,158点 2018年度　3,763点　605点増加(19%増)	●年間団体貸出点数は増加傾向にありますが、第2次知立市こども読書活動推進計画の中間調査において団体貸出を利用している学校・園の数については横ばいでした。	●学校等への団体貸出について広報活動を充実します。

章	５．芸術や文化を大切にするまちづくり	施策がめざす将来の姿
節		市民が、本市の歴史や文化財を大切にしています。また、知立まつりなど地域の伝統行事は、市民との協働により世代を超えて保存・伝承されています。
施策	４．歴史・文化財	
担当課	文化課	

	施策の内容	取組内容	成果	評価	今後の方向性
１　歴史資産・文化財の保全・活用	●本市の歴史資産・文化財に関する調査を推進し、適切な保存・活用を図ります。また、価値の高い資産については新たな文化財指定を推進します。	●本市の歴史資産・文化財に関する調査を行い、新規に文化財の指定を行いました。 ●「東海道池鯉鮒宿宿並図」の購入（2018年度） ●文化財の活用として、歴史民俗資料館の企画展で展示を行いました。 ●市の歴史的・文化的な遺産を総合的に把握し、それらの歴史文化遺産の適切な保存・活用を図っていくためのマスタープランとなる歴史文化基本構想を策定しました。(2017年度)	●新規の文化財指定数： 2015年度　3件、 2016年度　1件 ●歴史民俗資料館の企画展（主なもの） 「新発見！知立の山車文楽とからくり」(2016年度) 「没後190年　八橋売茶翁」(2017年度) 「知立の文化財－絵画・工芸・書跡資料よりー」(2017年度) 「新発見！東海道池鯉鮒宿宿並図」(2018年度)	●知立市歴史文化を総合的に把握し、その特徴を「歴史文化基本構想」で示すことができました。	●知立市歴史文化基本構想に基づき、歴史文化遺産の保存と活用の促進を図ります。
	●歴史資産・文化財についてより多くの市民や来訪者に知ってもらうため、必要に応じて、風景に調和したわかりやすい解説案内板を設置するとともに、既存の案内板の改善を図ります。また、スマートフォン等を活用した案内解説システムの導入等も検討します。	●既存の文化財の案内板について更新工事を行いました。 ●知立市文化財マップを更新し、文化財の周知に努めました。(2018年度) ●指定文化財の一覧や文化財マップを市ホームページに掲載しました。(随時)	●文化財案内板の更新件数 2015年度～2018年度　25件	●文化財案内板は経年劣化していたものが更新され、またホームページでも文化財の情報が掲載されたことにより、利便性が高まりました。	歴史文化遺産の活用を促進するため、スマートフォンでの活用を考慮した案内や正確な情報提供に努めます。
２　まつり・伝統行事の保全・活用	●国指定重要無形民俗文化財である「山車文楽とからくり」や「知立まつり」に関わる伝統行事のほか伝統芸能、伝統文化について後継者の育成と映像の記録を推進します。	●「知立の山車文楽とからくり」の義太夫の後継者育成のため、知立市義太夫会の協力のもと、「義太夫お試し教室」を開催し、入門者向けの講座を行いました。(2017～2018年度) ●知立からくり保存会のフランス国シャルルビル・メジェールでの世界人形劇フェスティバル出演(2017年度)、知立山車文楽保存会のスウェーデン国での海外公演事業(2018年度)など関係団体への支援事業を行いました。 ●市史編さん事業として「知立まつり」や「秋葉まつり」の動画の撮影・編集を行い、『新編知立市史7　資料編民俗』に映像資料として盛り込みました。	●義太夫お試し教室　参加者数：12人（2017年度～2018年度） ●『新編知立市史7　資料編民俗』の刊行（2018年度）	●「知立の山車文楽とからくり」の継承にあたっては義太夫の後継者不足が最大の課題ですが、お試し教室の実施により新しい人員が増加する流れができつつあります。	●後継者育成事業については重要課題と位置づけ今後も継続して実施します。
	●本市の代表的行事である知立まつりの「山車文楽とからくり」のユネスコ無形文化遺産への登録をめざして、市民や地域と協力した保存・運営体制を確立します。	●2016年に「知立の山車文楽とからくり」を含む33件が「山・鉾・屋台行事」としてユネスコ無形文化遺産に登録され、保存会や地域と協力して特別上演を行うなど、普及・啓発に努めました。(2017年度) ●ガバメントクラウドファンディングにより寄附金を募り、文化会館に展示している山車の改修及び幕の新調等を行いました。(2017～2018年度)	●「知立の山車文楽とからくり」を含む33件が「山・鉾・屋台行事」としてユネスコ無形文化遺産に登録（2016年度） ●ユネスコ無形文化遺産登録記念として「知立の山車文楽とからくり」の特別上演を本町通り周辺で実施（2017年度） ●ガバメントクラウドファンディング事業「知立の山車文楽とからくり」継承のための寄附 43件　6,455,000円（2017年度）	●「知立の山車文楽とからくり」がユネスコ無形文化遺産に登録されたことにより注目度が高まっています。保存会による活動も活発であり、文化交流の一翼を担っています。	●関係団体との連携を強化し、様々な課題にむけて支援を図ります。
	●他の伝統行事に関しても、保全と活用のため、地域と協力した体制づくりを推進します。	●無形民俗文化財の保存伝承活動の推進のため、関係団体による申請に対し適正な補助金の交付を行いました。	●無形民俗文化財関連団体（知立からくり保存会、知立山車文楽保存会、神楽保存会、知立山車連合保存会、知立市義太夫会）への補助	●各団体において継続した伝承活動が実施できています。	●今後も補助金交付事業を行うとともに、その他の助成事業の案内などの情報提供を行います。
３　市史編さんの推進	●歴史、文化、自然環境など本市の資源を後世に伝承するため、関連資料をわかりやすく整理し、新編知立市史の編さんを推進します。また、市史を活用した普及・学習活動を推進します。 ●地域の歴史や文化などに対する市民の理解を促すため、市史編さんを通じて収集した資料の電子データ化を進め、ホームページ等を通じた情報発信を積極的に図ります。	●時代別又は分野別に6つの部会及び1つの委員会(考古部会、古代・中世部会、近世部会、近代・現代部会、民俗部会、自然部会、文化財委員会)で構成され、調査、取材、資料・データの収集・分析など、各部会等の方針により活動を行いました。 ●近世部会、近代・現代部会、民俗部会、自然部会、文化財委員会で編さん作業を行い、5巻を発刊しました。 ●歴史資料を毎年デジタルデータ化し、各種媒体に保存する作業を行いました。 ●市民に市史を理解していただくため年1回市史だよりを発行(全戸配布)しました。 ●市史の刊行を記念して講演会等を開催し、市史を活用した普及・学習活動を推進しました。 ●講演会や研究会、セミナーに参加し、市史の情報発信に努めました。	●新編知立市史の発刊：「別巻 文化財編」(2015年度)、「資料編 近代・現代」(2016年度)、「資料編 近世」、「資料編 自然」(2017年度)、「資料編 民俗」(2018年度) ●刊行記念公演会、刊行記念行事(2018年度)の開催 ●生涯学習講座、三河地域史研究会、西三河高等学校社会科教育研究会、知立市小中学校夏季研修会、知立郷土研究会にて講演(2018年度) ●愛知歴史談話会、全国城郭研究セミナー、松平シンポジウム、中世史研究会、信貴山城址保全研究会特別講演にて販売PR(2018年度) ●市史だよりの発行(年1回)	●刊行計画に従い順調に刊行されています。 ●積極的に各会合等に赴き、市史のPRの機会が増えています。 ●刊行記念公演会も従来の講演だけでなく展示会等を併設することにより集客し、PRを行っています。また、体験的な刊行記念行事を行い市民に親しんでもらっています。	●本市の資源を後世に伝承するため、新編知立市史編さんを推進します。 ◎新編知立市史刊行予定：「別巻 八橋編」(2019年度)、「通史編 原始・古代・中世・近世」(2020年度)、「通史編 近代・現代」(2021年度)、「別巻 ジュニア版」、「デジタル版」(通史編刊行後) ●歴史資料を引き続きデータ化し、貴重な資料を保存整理します。 ●市史を理解していただくために、講演会やセミナー等を活用し情報発信に努めます。

第6章

知立が輝くための仕組みづくり

第１節　市民が取り組む仕組みづくり

施策１　市民協働
施策２　市民参画
施策３　地域コミュニティ

第2節　地域経営力のある行政づくり

施策１　行政運営
施策２　財政運営
施策３　広報・情報化

章	６．知立が輝くための仕組みづくり
節	１．市民が取り組む仕組みづくり
施策	１．市民協働
担当課	協働推進課、議会事務局

施策がめざす将来の姿

市民、市議会、市がそれぞれの持つ個性や能力を発揮し、協働しながらまちづくりを進めています。

	施策の内容	取組内容	成果	評価	今後の方向性
１　協働のまちづくりの意識啓発と情報受発信	●市民の主体的なまちづくり、市民と行政との協働のまちづくりを促進するため、市民や市民活動団体・NPO、企業、市職員に対して協働に関する講座を開催したり、まちづくり基本条例の周知を行うなど協働意識の啓発を行います。 ●市民の市民活動への参加促進や市民活動の充実を図るため、市民団体の活動内容や活動状況、市民生活の様々な分野における協働の取組事例などの情報を、市民や市職員など様々な主体が受発信し、共有できる仕組みを構築します。	●市民協働によるまちづくりを推進するため、輝くまちづくり提案事業補助金交付制度を2017年度に策定し、制度の周知及び提案事業募集のために説明会を開催しました。(2017～2018年度) ●衣浦定住自立圏市民活動情報サイト「かりや衣浦つながるねっと」において、登録団体の活動内容やイベント情報などの受発信を行いました。 ●開かれた市議会を推進するため、本会議をはじめとするすべての会議を原則公開としました。 ●市議会と連携して、議案等の審議及び議決の内容等について市民に毎定例会後に報告し、並びに市政全般にわたって市民と自由に情報及び意見を交換するための議会報告会を開催しました。	●輝くまちづくり提案事業補助金に関する説明会参加者数: 2017年度　6人 2018年度　30人 24人増加(400%増) ●かりや衣浦つながるねっと登録団体数(知立市): 129団体(2015年度末) 143団体(2018年度末) 14団体増加(11%増) ●本会議等の傍聴者数: 2015年度　290人 2018年度　398人　108人増加(37%増) ●議会報告会開催実績と参加者数 2015年度　4回　240人(1回あたり60人) 2018年度　3回　160人(1回あたり53人)	●かりや衣浦つながるねっと登録団体数(知立市)が増加傾向にあり、登録団体の活動内容やイベント情報などの受発信が活性化出来ています。 ●本会議の傍聴者数は増加傾向にありました。 ●議会報告会の1回あたりの参加者はあまり変化はなく、参加者が固定されている傾向にあります。	●市民活動団体等に対するサポートを行い、より一層協働によるまちづくりの促進を図ります。 ●情報の受発信の活性化のため、今後も継続してかりや衣浦つながるねっとの周知を行います。 ●より多くの市民に議会を傍聴してもらえるよう傍聴に関するPRを今後も積極的に継続します。 ●市議会と連携して、開催時間や意見交換会の内容を工夫し、活気のある議会報告会を開催し、多くの市民の参加を促すためPRを継続します。
２　市民活動の活性化支援	●市民活動の活動拠点、交流拠点として、社会福祉協議会と連携して、知立市ボランティア・市民活動センターの機能強化、充実を図ります。 ●市民活動がさらに活性化するよう、相談員のスキルや知識を高めるなど、相談体制を充実するとともに、活動の充実につながる講座の開催など、担い手育成を充実します。 ●多様な主体が連携した公共的な活動が活発になるよう、地域組織、市民、ボランティア・NPO、市民活動団体、高等学校、大学、企業等が交流する場を設け、ネットワークづくりに努めます。	●知立市ボランティア・市民活動センターに対し財政的補助を行い、ボランティア活動の支援・拡充を推進しました。 ●衣浦定住自立圏のイベントにおいて、市民活動団体等との交流を行うことでネットワークの構築を図り、さらに、かりや衣浦つながるねっとのPRを行い、サイトの活用・普及に努めました。(2016年度～)	●ボランティア・市民活動センター運営費補助金交付実績: 2015年度　4,261,000円 2018年度　4,605,000円 344,000円増加(8%増加) ●イベント会場及び実施内容 ◎イオンモール東浦(東浦町) 団体間の交流・情報発信及びかりや衣浦つながるねっとのPR(2016年度) ◎知立市中央公民館(知立市) 団体間の交流・情報発信及びかりや衣浦つながるねっとのPR(2017年度) ◎三河高浜駅周辺(高浜市) かりや衣浦つながるねっとのPR(2018年度)	●補助金の交付により、ボランティア・市民活動センターの機能強化や充実のために必要な事業・講座などが開催できています。 ●かりや衣浦つながるねっとのPRイベントを継続的に開催することで登録団体が増加傾向にあり、効果的にサイトのPRが出来ています。	●知立市ボランティア・市民活動センターに対する補助を継続します。 ●衣浦定住自立圏のイベントにおいて、市民活動団体間の交流やかりや衣浦つながるねっとのPRを継続して行います。
３　協働・市民活動促進のための方針・仕組みづくり	●市民活動団体の公共的・公益的サービスの担い手としての活動を促進し、本市の協働のまちづくりを推進するため、行政・市民の役割分担や必要な支援制度など、市民と行政との協働の方針策定とその推進の仕組みを構築します。	●市民協働によるまちづくりを推進するため、輝くまちづくり提案事業補助金交付制度を2017年度に策定しました。	●輝くまちづくり提案事業補助金交付実績: 2017年度　300,000円 2018年度　149,000円 151,000円減少(50%減)	●輝くまちづくり提案事業補助金の交付実績が減少しており、制度の在り方や市民活動団体への支援方法を見直さなければなりません。	●補助金交付を求める団体が少ないため、新たな市民活動団体の支援方法を検討します。
４　まちづくり委員会の活性化支援	●まちづくり委員会がより活発に活動できるよう、位置づけや行政との連携のあり方について検討します。	●市民主体の自主研究組織として、まちづくり委員会を継続して開催し最終的に市長に対し研究内容の報告を行いました。	●研究テーマ 2015年度(24人) 「知立駅を活かした魅力あるまちづくり」、「市外の人が何度も訪れたくなるまちづくり」、「住民の手でまちづくりを進める知立づくり」、「地域で子どもを育む知立づくり」 2016年度(10人) 「地域で子どもを育てる知立づくり」 2017年度(6人) 「何度も訪れたくなる知立づくり」 2018－2020年度(6人) 「市制50周年事業」	●まちづくり委員会を継続的に開催し、市民主体の自主研究組織として活動出来ています。	●今後もまちづくり委員会を継続して開催します。

章	６．知立が輝くための仕組みづくり
節	１．市民が取り組む仕組みづくり
施策	２．市民参画
担当課	協働推進課、企画政策課

施策がめざす将来の姿

市民が意見を言う幅広い機会が整っており、より多くの市民の意見が市政に反映され、市民と協働した「輝くまち　みんなの知立」を形成しています。

	施策の内容	取組内容	成果	評価	今後の方向性
１　計画策定、施策実施における参画・広聴機会の拡大	●各種審議会や策定委員会等の市民委員の募集やパブリックコメントの実施について広く広報に努めます。	●各施策の基本的な計画策定の際や、市民の権利を制限し、又は義務を課す等市民生活に直接かつ重大な影響を与える制度等の制定、改廃の際には、パブリックコメントを実施しました。 ●パブリックコメント実施の際は、広報及び市ホームページで周知しました。	●パブリックコメント実施計画等数：30(2015年度～2018年度)	●市政参加に幅広い年齢層からの意見が求められる中、若者の市政参加が少ない状況にあるため、広報・市ホームページ以外の媒体による周知方法の検討及び周知内容についても検討する必要があります。	●今後も引き続き、各種審議会や策定委員会等の市民委員の募集やパブリックコメントの実施について広く広報に努めるとともに、幅広い世代の市政への市民参画機会を拡充するための施策を検討します。
	●市政への市民参画にあたっては、無作為抽出方式の活用、市民が参加しやすい委員会の開催日時、参加方法の検討など、世代や性別など属性に偏らない多様な市民が参画できる機会づくりに努めます。	●無作為抽出方式による審議会等の公募委員候補者名簿を作成しました。	●無作為抽出方式による審議会等の公募委員名簿登録者数： 2015年度発送分　71名 2017年度発送分　34名　　37名減少（52%減）	●審議会等の公募委員名簿登録者数は減少傾向にあります。審議会開催が平日昼間の開催が多いこともあり、働く世代の方の参加が困難ということがあります。	●多様な市民に審議会に参加してもらうため、審議会を平日の昼間以外にも開催することを検討します。
	●施策実施段階においても、市民参画機会の拡大を進めるため、市民の目線を取り入れた施策の実施に努めます。	●施策実施前の各計画策定の段階で、できるだけ市民アンケートを実施し、市民ニーズを踏まえた計画策定に努めました。	●市民アンケートやパブリックコメント等により、市民の目線を取り入れた計画を策定することができました。	●各計画の策定段階で市民の目線を取り入れることで、それらを反映した施策の実施をすることができます。	●引き続き各計画策定時には市民アンケートやパブリックコメント等を実施し、市民の目線を取り入れていきます。
２　市民からの広聴の充実	●より多くの市民意見を聴き、市民と協働して市政を運営するために、現在実施している市民からの手紙、市長意見交換会、おいでん市長室、市長ふれあいトークを継続して実施するとともに、広報ちりゅう、ホームページ等で一層のPRを行います。 ●広聴事業の実施の際には、関係部署の職員が積極的に参加します。 ●市民意識調査等において市民の意向を把握するとともに、他市で行っている広聴事業の実態を調査・研究し、本市における効果的な広聴事業のあり方を検討・改善します。	●より多くの市民からの意見を聴くため、市長自ら各町内へ出向き「市長出張ふれあいトーク」を実施しました。(2015年度～) ●市民からの手紙、市長意見交換会、おいでん市長室、市長ふれあいトークについて継続して実施しました。	●市民からの手紙： 2015年度 66件 2018年度 68件　2件減少（3%減） ●市長意見交換会：1件(2015年度)、1件(2016年度) ●おいでん市長室： 2015年度 20件 2018年度 14件　6件減少（30%減） ●市長出張ふれあいトーク： 2015年度 12回 2018年度 9回　3回減少（25%減）	●公聴事業が増えたことで選択肢が増え利用しやすくなりました。 ●各町内会へ出張することで、多くの市民から直接意見を聴くことが出来ました。	●現在実施している広聴事業を引き続き実施していくとともに、事業の周知について広報ちりゅう、ホームページ等で継続してPRを行います。 ●本市における効果的な広聴事業のあり方については、引き続き検討を行います。
３　市民参画・広聴の活用	●市民の意見について、内容を判断しながら施策・事業への反映を行うため、意見への対応について関係機関との協議や、庁内全体で検討していく環境づくりを行います。	●いただいた市民からの意見について、随時関係機関と協議の上、実施可能かどうかの判断を行いました。	●いただいた意見の中から実施可能で必要なものについては随時対応しました。	●お寄せいただいた意見について速やかに担当部署と協議を行い、必要なものについて施策・事業への反映が図られました。	●引き続き関係機関と連携を図りながら、いただいた意見について内容を判断しつつ必要なものは施策・事業への反映を進めます。
	●市民の意見内容やその対応について、内容を精査しながら、広報ちりゅう、ホームページ等で公開します。	●市民からの手紙の年間件数については、毎年広報ちりゅう及びホームページ内にてお伝えしました。	●広報ちりゅう5月1日号、知立市ホームページ内市民からの手紙のページに掲載しました。	●市民からの手紙の件数や対応についてお知らせすることで、公聴事業の周知を行うとともに、利用促進に努めました。	●引き続き市民からの手紙に対し誠実に対応し、内容を確認した上で広報ちりゅうやホームページで掲載を行い、利用促進を図っていきます。

章	６．知立が輝くための仕組みづくり
節	１．市民が取り組む仕組みづくり
施策	３．地域コミュニティ
担当課	協働推進課、福祉課

施策がめざす将来の姿

多様化する地域課題への対応や地域コミュニティの運営に関わる人材が育ち、ネットワークができており、地域自らが課題を発見・認識・共有し、解決しています。

	施策の内容	取組内容	成果	評価	今後の方向性
１　地域コミュニティの情報受発信、交流の場づくり	●地域活動の充実や地域住民の参加を図るため、各地域コミュニティの活動内容や、町内会への加入促進、環境美化や三世代交流や多文化共生など地域に応じた多様な課題に対する活動の先進事例などを収集し、広く市民や地域コミュニティに発信します。	●地域活動の充実や地域住民の参加を図るため、町内会の加入案内の方法として、広報やホームページへ掲載、転入された方へ加入案内のチラシを配布、開発の事前協議の際に購入者又は入居者の方へ加入案内の依頼をしました。 ●町内会の活動や事業の紹介をホームページに掲載しました。 ●町内会へのアンケート結果を参考に、町内会の加入案内を多言語化(英語・ポルトガル語・やさしい日本語)しました。(2018年度)	●町内会加入案内を広報ちりゅう5月1日号に掲載 ●転入者に加入案内のチラシを配布(外国人には多言語版を配布) ●開発の事前協議の際、開発業者に購入者又は入居者の方へ町内会への加入案内を依頼 ●町内会の活動や事業の紹介をホームページに掲載	●町内会への加入案内をしたことで地域活動の充実や地域住民の参加を外国人も含めて図ることができました。	●広報やホームページへの掲載、転入者への周知などを継続実施します。
	●地域コミュニティと地域を支える様々な主体が連携するきっかけをつくるため、意見交換の場、交流の機会を創出します。	●区長会議を開催し、区長の交流・意見交換の場としました。 ●地域コミュニティと地域を支える様々な主体の連携、意見交換の場である住民会議「昭和未来会議」を開催し(2015年度～)、交流を促進するとともに、会議で出された地域課題に対し、多様な取組を実施しました。	●年6回区長会議を開催 ●昭和未来会議及び会議から派生した取組への参加者数(延べ人数): 2016年度　約230人 2018年度　約3,000人　約2,770人増加(1,204%増)	●昭和未来会議及び派生した取組が、今までにはなかった様々な主体の交流、意見交換の場となっており、連携を促進することができています。	●住民会議及び取組への参加者の増加を図ります。
２　地域コミュニティ活動の活性化支援	●市民と行政が協働で進める住みよい地域づくり・まちづくりをめざし、地域コミュニティと連携して、市民のコミュニティ意識の醸成と町内会への加入促進に取り組みます。 ●地域コミュニティの運営について相談支援を行います。 ●地域コミュニティ活動の助成事業について地域コミュニティのニーズに合った制度の見直しを行います。 ●地域の課題に対応するための町内会同士の連携や、枠組みの再構築等の支援を行います。	●地域コミュニティ活動の活性化を図るため、地域住民の自主的なコミュニティ活動に対して、補助金を交付しました。	●補助金交付実績:80,000円／年 来迎寺コミュニティ学区推進事業 2015年度 80,000円 2018年度 80,000円	●3町の協力のもとに、来迎寺学区地区コミュニティ推進協議会が事業を主体的に実施することで、事業が活性化することができました。	●自主的なコミュニティ活動に対しての支援を継続します。
３　地域コミュニティのリーダーの育成	●地域住民による身近な地域課題の解決への積極的な取組を促進するため、地域コミュニティ活動の中核を担うリーダーとなる人材の発掘・育成に取り組みます。	●区長会議を開催し、町内会のリーダーである区長の交流・意見交換を促進することで、身近な地域課題の解決への積極的な取組を促進しました。	●年6回区長会議を開催	●町内会のリーダー同士の連絡を密にしたことで、知立市や町内会の活動の発展に繋がりました。	●町内会のリーダー同士の意見交換の場を設け、他のコミュニティの情報を得ることにより、リーダーとしての人材育成を図ります。
４　地域活動施設の整備・管理の支援	●地域の市民が集い、活動しやすい環境を提供するため、地域コミュニティの活動拠点となる公民館などの施設整備や修繕に対して支援を行います。	●地域の市民が集い、活動しやすい環境を提供するため、地域コミュニティの活動拠点となる公民館などの施設整備や修繕に対して補助金を交付しました。	●公民館の施設整備、修繕件数: 2015年度　15件 2018年度　13件　2件減少(13%減)	●地域コミュニティの活動拠点となる公民館などの施設整備や修繕に対して補助金を交付することで、地域の市民が集い、活動しやすい環境を提供することができました。	●公民館などの施設整備や修繕に対して補助金を交付し、地域の市民が集い、活動しやすい環境を提供します。

章	６．知立が輝くための仕組みづくり	施策がめざす将来の姿
節	２．地域経営力のある行政づくり	適正なマネジメントにより効率的で質の高いサービスが市民に提供され、持続可能な行政運営が実行されています。 広域的なまちづくりにより、他自治体との連携や事務の効率化が進み、魅力のある圏域を形成しています。
施策	１．行政運営	
担当課	企画政策課、総務課、市民課	

	施策の内容	取組内容	成果	評価	今後の方向性
１　行政マネジメントの強化、組織・機構の適正化	●行政評価による総合計画の定期的な進行管理により、予算と連動させた事業の優先順位付けを図るとともに、分野・組織横断的な施策の実施により行政マネジメントを強化します。 ●行政改革の推進により、業務の効率化、市民サービスの向上、歳入歳出の適正化など、行政運営の改善に努めます。	●市の取組に関する進行管理及び行政改革のため、行政評価、事務事業点検を実施しました。 ●市民が気軽に相談できる窓口を市役所に設置し、市民相談事業を実施しました。	●行政評価の実施による事業の見直し・縮小件数： 2016年度　2件 2017年度　6件 ●事務事業点検の実施による事業の廃止・見直し・縮小件数： 2018年度　31件 ●市民相談事業：相談件数 2015年度　301人 2018年度　228人　73人減少（24%減）	●市民ニーズに沿った新規事業実施のため、2018年度からは事務事業点検を実施し、既存事業の見直しを図ることができました。 ●実施計画・予算担当部署と各事業担当部署と連携して取り組むことで、行政マネジメントが強化されています。	●今後も事務事業点検に取り組み、行政マネジメントの強化を図ります。 ●RPA(ソフトウェア型ロボットによる業務の代行・自動化)やAI（人工知能）などICTを活用した業務の効率化を検討します。
	●新たな行政課題や市民ニーズに対応するための市役所の適正な組織・機構を構築します。また、民間活力の積極的な導入を検討し、業務の効率化、市民サービスの向上につながる民間委託の実施や、官民協働の取組を推進します。	●新たな行政課題や市民ニーズに対応するため、市役所の組織や機構を見直しました。 ●官民・産官学連携事業を実施しました。	●市民の安心安全のため、防災、国民保護、防犯、交通安全の窓口となる危機管理局を新設(2015年度) ●産業振興の強化のため企業立地推進課を新設(2019年度～) ●市民の利便性向上のため、市民課の係を再編(2019年度～) ●官民連携「移住・定住のススメ」パンフレットを発行（2018年度） ●市と民間業者との協定に基づき「知立市暮らしの便利帳」の共同発行（2018年度） ●市と愛知大学と民間業者によるコラボ商品の共同開発（2018年度）	●組織や機構の見直しを実施したことにより、新たな行政課題の強化に取り組むことができています。 ●各企業や大学等と包括協定を締結することにより、産官学連携事業、官民連携事業、官学連携事業を実施し、行政だけでは取り組むことができない事業を実施することができました。	●民間活力の積極的な活用を検討します ●今後も官民・官学・産官学協働の取り組みを推進します。
２　人事管理の適正化、職員の能力開発の推進	●職員の流動的配置、臨時的・任期付・再任用職員の活用、早期退職制度の導入により、計画的な職員数の適正化を図ります。また、人事評価制度の導入により、人事管理や人員配置の適正化を図ります。	●人事評価制度の導入により、能力及び実績に基づく人事管理を実施しました。	●昇任・昇格への人事評価結果の活用 ●勤勉手当及び昇給への人事評価結果の活用(2016年度～)	●人事評価結果を活用することで、組織として公務能率の向上に取組むことができました。	●人事評価制度を効果的な人材育成に向けて活用していきます。
	●職員の個性の把握と貢献を認める人事評価の実施、効果的な研修体制の確立、自己啓発制度の導入、女性の積極的な登用等により、本市職員の能力開発を推進し、より質の高い行政サービスの実現に結びつけます。	●女性管理職の割合30%以上を達成するため、女性職員の政策立案研修や専門分野における研修等への参画を促進しました。	●女性職員を対象とした自治大学校特別課程：2016年度～2018年度　毎年1名 ●市町村職員中央研修所等主催の専門研修：2015年度～2018年度　毎年1名 ●その他各種研修への女性職員の参加推進 ●市職員の管理職に占める女性の割合： 2015年度　24% 2018年度　26% ●資格取得支援制度活用実績：8件(2015年度～2018年度)	●女性職員の登用に向けて、高度専門機関での政策立案、リーダー養成及び専門分野研修へ積極的に派遣しました。 ●職員の専門能力の開発を効果的に行い、自己啓発意欲を高め、行政サービスの向上に積極的に取り組む職員の育成に取り組むことができました。	●引き続き女性職員の職場外研修及び女性リーダー養成研修への参加を促します。 ●資格取得支援制度について周知を進め、引き続き職員の自己啓発意欲による行政サービスの向上を図ります。
３　広域行政・広域連携の推進	●近隣自治体との共同事務処理、広域行政については、事務の効率化、市民サービスの向上にとって効果の高い施策や事務事業について検討し、実現可能なものは順次実施します。	●衣浦定住自立圏において、地域医療連携ネットワークシステムの構築を行いました。(2017年度) ●衣浦東部広域行政圏協議会において、シティプロモーション・移住促進・婚活・公衆無線LAN・RPA・自治体クラウド化についての研究を行いました。	●衣浦定住自立圏地域医療連携ネットワークシステム導入診療所数：24診療所(2018年度末) ●衣浦東部広域行政圏先進地視察：埼玉県戸田市・静岡県静岡市(2016年度)、兵庫県神戸市・京都府京都市(2017年度)、静岡県富士市・茨城県つくば市(2018年度)	●地域医療連携ネットワークシステムを導入することにより、刈谷豊田総合病院と定住自立圏内の診療所との間をオンラインで結ぶことにより、効果的かつ効率的な医療提供ができるようになりました。また紹介状を持たない初診患者数が70%減少しました。 ●近隣自治体との共同化・広域化に関して、先進地を視察し、研究することで導入に関して課題等を抽出することができました。	●広域化により、効率化や市民サービスの向上を図ることができる事務については積極的に導入を提案していきます。
	●近隣自治体以外の他自治体との連携に関しても、相互の安心安全や利便性、魅力の向上につながる事業を検討し、連携を推進します。	●災害時相互応援協定市との連携については、1章1節1施策2番に記載があります。			●近隣自治体以外の他自治体との連携に関して、先進事例を研究し、連携を検討します。

章	６．知立が輝くための仕組みづくり	施策がめざす将来の姿
節	２．地域経営力のある行政づくり	公債依存度の低い、健全な財政運営を行っています。 公共施設は、市民の利便性を向上させながら、適正に配置・維持管理されています。
施策	２．財政運営	
担当課	企画政策課、財務課	

	施策の内容	取組内容	成果	評価	今後の方向性
１　歳入確保の推進	●今後、支出が増加しても市政を安定的に運営し、着実に政策を推進するため、シティプロモーションをはじめとした様々な施策を人口増加、産業振興、都市力の強化につなげることにより、積極的な歳入確保を推進します。	●知立市の特産品を返礼品とすることなどを通じて、ふるさと納税制度による寄附金の確保に努めました。 ●広告付紙媒体の導入など新たな財源確保に努めました。 ●市制50周年事業を実施するための基金を設立しました。(2018年度)	●ふるさと応援寄附金 ◎1,834件、39,968,502円(2015年度) ◎2,722件、112,452,478円(うち、災害支援寄附金　598件、13,652,377円)(2016年度) ◎1,751件、64,400,100円(2017年度) ◎1,549件、46,218,154円(市制50周年GCF事業を含む。)(2018年度) ●広告掲載を条件に、「知立市暮らしの便利帳」や「移住・定住のススメ パンフレット」、「知立市ごみ出しガイドブック」等を発行 ●市制50周年事業基金 ◎10,868,154円(2018年度)	●総務省の通知により、市民への返礼品送付及び資産性が高い返礼品の見直しをした結果、寄付額は、減少傾向にあります。ふるさと納税の指定基準に適合しつつ、更なる自主財源の確保に努めなければなりません。 ●広告掲載により、各刊行物の発行費用の一部又は全部を負担することができました。 ●多くの市民や企業等が市制50周年事業に参加し、市全体で50周年を盛り上げていくために、機運の醸成が不可欠であり、目標額3,000万円に向け、市内外より寄附が集まっています。	●引き続き、ふるさと納税制度を活用した寄附金の確保に努めます。 ●今後も事業推進にGCF制度等の活用ができないかなどを検討し、財源確保に努めます。
２　適切な予算配分、財政運営の効率化	●第6次知立市総合計画に位置付けられる施策や市役所の組織機構と関連付けた予算編成を行います。また、施策の実施状況や効果を評価する行政評価に基づく「選択と集中」による新しい予算編成手法を導入します。	●全庁的な事務事業の統合化・共同化や事務事業点検及びその見直しと連動した予算編成を行いました。	●真に市民が望む、市民にとって必要な事業の推進を図ることができました。	●限られた予算を効果的・効率的に執行することができました。	●引き続き、最小の経費で、最大の効果を発揮できるようにするとともに、世代間の公平性や計画的な財政運営に努めていきます。
	●年度によって生じる歳入や歳出の不均衡を調整するため、基金を活用して計画的に積み立てを行い、財政運営の長期的な安定化・健全化を図ります。	●事務事業の見直し、経費節減等により捻出した額を積み立てることができました。	●財政調整基金については、地方公共団体の標準的な状態で通常収入が見込まれる経常的一般財源の規模を示す標準財政規模の10%から15%に相当する額を維持することにより、安定した財政運営を行いました。	●財政調整基金の年度末残高は標準財政規模の10%から15%の範囲内で適正に推移しています。	●災害等や予期せぬ事態に備え、引き続き、適正な額を維持していきます。
	●自主財源をできるだけ確保するため、市有財産の有効利用を図るとともに、財産の処分についての検討も進めます。	●利用予定のない普通財産を売却しました。	●普通財産売却結果: 2015年度　8件、175,106,517円(主に、知立市商工会跡地の売却) 2016年度　11件、15,724,832円 2017年度　17件、82,221,679円 2018年度　16件、85,293,759円	●自主財源の確保を図ることができました。	●未利用財産の有効利用を検討します。 ●利用頻度の低い財産については、積極的に処分を進めます。
３　公共施設配置等の適正化	●公共施設の総数、配置、用途等のあり方を検討し、適正化させることにより、市民サービス向上と支出の削減を図ります。	●知立市公共施設等総合管理計画を策定しました。(2016年度) ●知立市公共施設保全計画の改定に取り組んでいます。(2018年度～2019年度)	●施設の複合化の実施(知立小学校内に花山児童クラブを設置) ●施設の長寿命化の実施	知立市公共施設等総合管理計画に基づく、実施・検討ができました。	●複合化による適正保有量の実現を目指します。
	●既存の公共施設については予防保全など計画的な維持管理を実施し、長寿命化を図ることにより、維持管理に係るコストの見直しを図るとともに、修繕や建替えに係る支出の削減や均衡化を図ります。	●維持管理コストの縮減を図るため、次の取組みを行いました。 ◎電気・ガス契約内容の見直し(2012年度～) ◎包括委託の実施(夜間警備、エレベーター・電気工作物・自動ﾄｱ保守管理、浄化槽点検)(2016年度～) ◎PHV(プラグインハイブリッド車)の導入(燃料代の縮減、非常用電源の確保)(2017年度～) ◎道路照明灯等のLED化調査及びリース(2018年度～) ◎カーボン・マネジメント強化事業の推進(施設の省エネルギー診断及び省エネ対策の立案)(2018年度～) ◎太陽光パネル付カーポートの無償設置申請(2018年度～)	●電気：約30,000千円/年、ガス：約2,100千円/年の削減　※見直し実施前との比較 ●包括委託：約7,000千円/年の削減　※見直し実施前との比較 ●道路照明灯等のLED化：電気料等約40,000千円/10年の削減	●取組内容欄に掲げる各取組の実施により、施設の維持管理コストの縮減ができました。	●計画的な維持管理、国の補助金等の積極的な活用により、公共施設コストの縮減を図ります。 ●官民連携、広域連携の視点に立った施設整備及び施設運営を進めます。
４　受益者負担の適正化の推進	●歳入確保だけではなく、行政サービスに対する負担の公平や均衡の観点から、各種の負担金、使用料、手数料、参加費等について、コスト算定等を行いながら検証を行い、受益者負担の適正化に努めます。	●受益者負担の適正化の観点から、下水道使用料の引上げ、児童クラブの有料化を実施しました。(2017年度～) ●予算査定などを通じ、近隣自治体、類似団体との比較検証を求め、各所属による受益者負担の適正化を促しました。	●下水道使用料(2017年度から使用料引上げ。2015年度及び2016年度は、参考値) ◎346,634千円(2015年度) ◎358,677千円(2016年度) ◎404,456千円(2017年度) ◎387,031千円(2018年度) ●児童クラブ育成料：27,447千円(2017年度)、30,772千円(2018年度)	●取組内容欄に掲げる各事業について、より適正な受益者負担により、事業を実施することができました。	●事務事業点検による受益者負担の適正化対象事業などについて、各所属と協力し、受益者負担の適正化に継続して取り組みます。

章	６．知立が輝くための仕組みづくり	施策がめざす将来の姿
節	２．地域経営力のある行政づくり	市民と行政が多くの情報を共有し、市民が地域の情報を容易に分かりやすく入手できるとともに、市民の個人情報が守られ、本市の情報化が、市民の安心・安全・快適生活に貢献しています。
施策	３．広報・情報化	
担当課	協働推進課、企画政策課、市民課	

	施策の内容	取組内容	成果	評価	今後の方向性
１　広報誌やホームページの充実・改善	●容易に行政や地域の情報を広く市民に分かりやすく伝えるため、「広報ちりゆう」の改善・充実を図るとともに、本市の地域情報を市外にも広く発信するため、テレビ・ラジオ・新聞・雑誌等の各種メディアとの連携を積極的に行います。	●知立市公式Facebookを開始しホームページとの連携を図りました。(2015年度) ●無料アプリ「マチイロ」での広報情報の配信を開始しました。(2016年度)	●アプリを使用することでスマートフォンやタブレット端末等から、いつでも広報紙の内容を見ることが出来るようになりました。(2016年度)	●スマートフォンやタブレット端末からも閲覧が出来るようになり利便性が向上しました。 ●ホームページのレイアウトが変更し見やすくなるとともに、カテゴリーごとに分類がされ検索しやすくなりました。	●広報紙については、市民にとってよりわかりやすく読みやすい内容を追求し、レイアウトや原稿の精査を行います。 ●ホームページやFacebook等を使用し、積極的に市民にとって有効な情報を掲載し情報発信に努めます。
	●本市公式ホームページについては、総務省が推奨するウェブアクセシビリティ(高齢者・障がい者等に配慮した設計)に速やかに対応させ、インターネット等に不慣れな人にも見やすく、使いやすく、分かりやすいホームページへの改善を図ります。	●ホームページのリニューアルを行いました。(2015年度)	●ホームページを更新することで、総務省が推奨するウェブアクセシビリティ〔JIS X 8341-3:2010〕(高齢者・障がい者等に配慮した設計)に対応し、利用しやすい環境を構築しました。(2015年度)	●高齢者や障がい者等にも利用しやすい環境が整備されました。	●随時最新のウェブアクセシビリティへの対応について検討をします。
２　電子化による行政運営の効率化	●社会保障・税番号制度導入時に必要となる情報システムを含めた業務フローや機構の見直しを行うとともに、事務の効率化を図ります。また制度導入を機に、個人番号カードを使ったコンビニエンスストア等における証明発行など、窓口業務等の住民サービスの向上方策を検討します。	●社会保障・税番号制度の導入に伴い、住民の利便性向上をめざした自治体間等の情報連携に向けた情報システム(基幹系システム)の改修を行いました。 情報連携により、住民票、課税証明書、特別・児童扶養手当証明書、障がい者手帳などの書類が添付省略可能となり、主な申請の例として以下のものがあげられます。 ◎保育園等の利用に係る認定の申請 ◎児童手当の申請 ◎児童扶養手当の申請 ◎生活保護の申請 ◎障がい福祉サービスの申請 ◎障がい者・児に対する医療費助成の申請 ◎介護保険料の減免申請 ●住民の利便性向上をめざし、コンビニエンスストアで個人番号カード(マイナンバーカード)を使用した証明書発行が可能となり、住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍全部(個人)事項証明書、戸籍附票の写しの4種類が交付できるようになりました。(2017年度)	●情報連携された件数 2017年度　493件 2018年度　1,330件 ◎連携した関係課 子ども課(835件)、福祉課(288件) 税務課(58件)、国保医療課(637件) 長寿介護課(5件) ●コンビニ申請件数 2017年度　450件　(10月5日開始) 2018年度　1,953件	●自治体間情報連携により、各種申請時の書類省略により、住民の各種手続きの簡素化が図られました。 ●マイナンバーカードは、今後も様々な分野で利用が見込まれ、より市民サービス向上策が図れることから、カード取得及びコンビニ交付サービスについて、市民に対し一層の周知活動が必要です。	●社会保障・税番号制度による方針や施策は、継続的に実施されるため、今後も情報システムの見直しや対応を実施し、住民サービスの向上に繋がるように整備を行います。
	●電子システムの汎用化や共用化を図ることにより、内容の充実、安全性の向上とともに、改修や保守等の経費の節減を図ります。また、情報システム運用経費や事務の効率化とともに、災害時のバックアップ機能の構築のため、複数の自治体で情報システムを共同利用する自治体クラウドの導入を検討します。	●情報システム運用経費や事務の効率化を図るため、整備内容や機器構成等を見直し、運用・経常経費の見直しを図りました。 災害時対策や運用改善・経常経費の見直しとして、自治体クラウドの導入を検討し、愛知県内の同基幹系システムを利用している自治体調査と協議の準備を行いました。	●運用における経常経費削減額 ◎年度別削減額 （2016年度）約2,791千円 （2017年度）約30,483千円 （2018年度）約1,105千円 ◎自治体クラウド 愛知県内の同システム利用団体調査実施	●自治体クラウド導入について、愛知県内の同基幹系システム利用自治体調査により、共同利用の意思がない自治体もあったが、協議に参加する自治体の絞り込みができました。	●情報システムの運用経費や内容の充実、安全性の向上については、情報システムの更新時期にあわせて共同利用を含めた自治体クラウドの導入を継続して検討します。 ●保守や運用経費においては、職員が使用する端末など様々な機器の構成等を見直すことで経費の削減を行います。 ●今後はAI(人工知能)やRPA(ソフトウェア型ロボットによる業務の代行・自動化)の導入による業務の効率化について検討します。

章	６．知立が輝くための仕組みづくり
節	２．地域経営力のある行政づくり
施策	３．広報・情報化
担当課	協働推進課、企画政策課、市民課

施策がめざす将来の姿

市民と行政が多くの情報を共有し、市民が地域の情報を容易に分かりやすく入手できるとともに、市民の個人情報が守られ、本市の情報化が、市民の安心・安全・快適生活に貢献しています。

	施策の内容	取組内容	成果	評価	今後の方向性
３ ICT(情報通信コミュニケーション技術)による地域活性化	●市内公衆無線LAN環境の整備や情報コンテンツ（情報の中身）の充実などにより、市民の情報取得環境、公共施設や観光地における情報利便性、災害等緊急時の情報提供サービスの向上を図ります。	●市内公衆無線LAN環境の整備についてケーブルテレビ会社等と利用方法や整備内容など検討を行いました。	●市内公衆無線LAN環境 ◎メリット・・・災害時等の情報取得に有効 ◎デメリット・・・観光地の利便性を目的とした整備は効果が少ない。市内全域を補う整備には、設置費、運用経費が大きい。	●市内公衆無線LAN環境の整備について、メリット・デメリットを継続して検討する必要があります。	●今後も、無線LAN環境の接続方法や整備内容、運用コストなどを継続して研究し、有効な情報利便性の効率を図ります。
	●市が保有するデータの積極的な公開により、公民の協働による公共サービスの提供、市が提供する情報による民間サービスの創出を促進します。	●市が保有するデータについて、知立市オープンデータとして公開し、「ごみ集積日、避難場所、広域避難場所、ミニバス時刻表、AED設置場所、小中学校、保育園・子育て支援施設等、選挙投票所」について公開しました。（2015年度～）	●市の所有するデータを公式ホームページにオープンデータとして公開しました。（2015年度） ◎オープンデータ公開項目：8項目	●知立市オープンデータについては、市民や民間企業が利用しやすいように公開項目の内容の更新が必要です。	●オープンデータ公開項目の追加や内容、公開方法の検討や、愛知県や他の自治体との研究を活かした利用しやすく見やすい情報の提供を検討します。